

米国聖公会第 78 回総会  
「結婚の研究に関する作業部会」報告書  
(抄訳)

日本聖公会神学教理委員会編訳

## 巻 頭 言

2015年、米国聖公会第78総会で同性婚を認める決議（法規改正）がなされた。すでに1998年のランベス会議で米国およびカナダ両聖公会での同性愛の問題が大きく取り上げられるようになってから、アングリカン・コミュニオンの中で両聖公会を非難する管区が出てきていた。そして、米国聖公会のこの決議を契機にアングリカン・コミュニオンの中の亀裂が深まったように感じられる。2016年に行われた首座主教会議でもこの問題が大きく取り上げられ、その結果米国聖公会に対しては、これより3年間アングリカン・コミュニオンのすべての部門、ネットワーク、委員会などに正式に参加しないようにという勧告がなされ、カンタベリー大主教に対してこの問題についての特別委員会を設けることが提案された。その一方、南部アフリカ管区は同性婚についての検討を始め、また、2017年にはスコットランド聖公会総会で投票により同性婚が可能となった。

神学教理委員会では、2014年から同性婚の問題を課題の1つとして取り上げ、この問題が日本聖公会にとっても大切な課題となるであろうと認識してきている。そして、上記の2015年米国聖公会総会における「結婚に関する作業部会」の報告書とその中に付録として収められている諸論文が同性婚に限らず結婚について広く総合的に取り上げているのを見出し、これを翻訳して日本においてこの問題に関心のある方々に提供することを考えた。ここに提供した文書は、米国聖公会というコンテキストの中でまとめられたものではあるが普遍的な要素も備え、同性婚に限らず結婚について議論を進めていく上での基盤となるものと期待している。多くの方々がこの文書を参考にされるようにと願う次第である。

最後に付け加えることとして、この翻訳の作成にあたって多くの方々の協力を得た。とくに京都教区の海外情報部門の方々からの協力が助けられた。今後、「結婚」に限らず多くの課題について英語等の文書の翻訳に迫られることが多いと思われる。管区レベルでの翻訳チームの形成の必要を委員会として今回感じたことを申し添えておきたい。

2018年4月

神学教理委員会  
委員長 司祭 竹内一也

## 結婚の研究についての作業部会

### 構成員

議長	ブライアン・テイラー司祭
副議長	ジョン・ガイズラー＝ラDRAM氏
書記	トビアス・ホーラー、BSQ 司祭
	キャロライン・チルトン氏
	トーマス・クラーク・イーリー主教
	ゲイル・グリーンウェル司祭
	J・デイヴィッド・ナイト司祭
	ウィル・H. メベイン Jr.司祭
	キャメロン・パートリッジ（博士）司祭
	シルヴィア・スウィーニー（博士）司祭
	W・アンドリュー・ワルドー主教

### 米国聖公会総会における代表

トム・イーリー主教とジョン・ガイズラー＝ラDRAMは、米国聖公会総会においてこの報告への実質に影響のない修正を受け入れる権限が与えられている。

### 作業の要約

任務：結婚の聖書的、神学的、歴史的、礼拝的、法規的次元を同定し、探究すること。

2012 年代 77 米国聖公会総会は次の決議（A050）において結婚の研究についての作業部会の作業を明らかにした。

決議 代議員会は同意する。第 77 米国聖公会総会は、結婚についての聖書的、神学的、歴史的、礼拝的、法規的次元を同定し、探求するための、神学者と礼拝学者と牧師と教育者から成る 12 名以下の作業部会を指名するように総裁主教と代議員会議長に指示すること。さらに、

決議 作業部会は、同性カップルの民事婚を認めている州において、司祭が同性カップルの民事婚を司式するという牧会的の必要に取り組むために常設の法憲法規委員会と常設の礼拝と音楽委員会と協議すること。さらに、

決議 作業部会は、結婚生活をしているカップル、その他のかたちで生涯にわたり献身的な関係で生活しているカップル、そして、独身の成人たちと協議すること。さらに、

決議 作業部会は、アングリカン・コミュニオンの中の他の諸委員会および私たちのエキシユメニカルなパートナーたちと協議すること。さらに、

決議 作業部会は、米国および米国聖公会が所在している他の国々において、結婚やシヴィルユニオンや同性の 2 人の人々の間での内縁関係を認可したり禁止したりする法律の制定も含めて、変わりつつある社会的および文化的基準と法的構造からひき起こされる諸問題を考えること。さらに、

決議 作業部会は、地域レベルでの神学的議論のための神学的省察と基準のための道具を開発すること。さらに、

決議 作業部会は、第 78 米国聖公会総会に経過報告をすること。

決議 作業部会は、常設のプログラム・予算・財政合同委員会に、この決議の実行のために 30,000 ドルの予算の割り当てを検討するように要請すること。

#### 説明

常設の礼拝と音楽委員会は、同性の関係を祝福するための礼拝の資料を開発したときに結婚をめぐる諸問題にくり返し直面した。結婚をキリスト教的なものとするのは何か。異性間にせよ、同性間にせよ、2 人の関係への教会による祝福と、民法によって創設されたユニオン、「結婚、あるいはその他のものとの関係は何か。同性同士の関係の祝福は異性同士のカップルの結婚と同等なのか。そして、もしそうなら、この礼拝は「結婚」と呼ばれるべきか。

教会の結婚理解がかなり多くの教会員に影響するので、礼拝と音楽委員会は結婚についての私たちの神学に関して教会全体での対話に取り組むことが重要であると考え。エル・カミノ・レアル教区とノースキャロライナ教区は最近デジタル・アーカイヴから入手できる諸報告により、すでに結婚の研究に取りかかっている。

この機能付与決議に加えて、第 77 米国聖公会総会は次の決議 2012-D091、すなわち、法規 1.18.2(b)および法規 1.18.3(e-f) (結婚) の修正を作業部会に付託した。

決議 法規 1.18.2(b)は、次のように修正して読み替えること (以下、[ ] 内は修正前、       は修正案・・・訳者) : 第 2 項 (b) 両当事者は、聖婚 (Holy Matrimony) は[男性と女性の 2 人の人々の身体的および霊的結合 (ユニオン) ] であり、心と精神と意志により、

また、これが一生涯続くものという意図のもとで信仰共同体に入れられると理解する。

決議 法規 1.18.3(e-f)は、次のように修正して読み替えること：第3項 (e)「私たち A・B と C・D は、教会における聖婚の祝福を受けることを願望し、結婚は、[祈祷書に明らかにされているとおりに、][夫と妻の]2人の人格の一生涯にわたる結合であることを理解していることを厳粛に宣言します。」第3項(f)「私たちは、[夫と妻の]2人の人格の心とからだと精神における結合は、両者の互いの喜びのため、また、幸福なときも逆境のときも互いに与えられる助けと慰めのため、また、神のみ心ならば子どもたちを産み、主の知識と愛のうちに育てるため神が意図されているものであると信じます。」

課せられた作業は広範囲にわたる性質のものであるが、これを達成するため作業部会は多様な課題を3つの総合的カテゴリーに分類し、それぞれを小規模な作業グループが担当することとした。

- ・結婚——聖書のおよび神学的次元
- ・結婚——歴史的、礼拝的、および法規的根源
- ・結婚——対話と協議、変わりゆく標準

これらの作業グループにより、作業部会は第77米国聖公会から当委員会に託された任務を考慮して、次の総合的な問いに答えることに着手した。——米国聖公会は、何が結婚をキリスト教的で聖なるものにするのか、ということについて、今日の世界に何と言わねばならないであろうか。作業グループの研究と省察の結果は、この報告の付録の中にある7つの論文のかたちで提供されている。

- ・結婚を考察する上での聖書的・神学的枠組み
- ・召命としてのキリスト者の結婚
- ・キリスト教の結婚の歴史
- ・通過儀礼としての結婚
- ・結婚の法規——歴史と批判
- ・州の代理人——識別のための問い
- ・結婚における変化しつつある傾向と標準

## 会合

予算が限られていたため、作業部会が会合をもつことができたのは、全体で、メリーランド州ボルチモアの海事工科大学で2013年7月29日—8月1日、2014年3月31日—4月3日の2回だけであった。それ以外の作業はeメール、電話、米国聖公会総会オフィス専用のエクストラネットサイトとオンラインによる9回のウェブ協議会——2013年6月30日、10月3日、10月28日、2014年1月29日、6月2日、7月10日、9月3日、

10月8日、11月9日——によって行われた。

作業部会は、機能付与決議によって要請されているとおりに広く意見を求めた。このようなかたちで意見を求めている。

- ・在ヨーロッパ米国聖公会教会協議会、第IX管区、台湾教区、ハイチ教区の主教たちとの対話
- ・2014年1月の北アメリカ礼拝アカデミーの聖公会専門家会議への当作業部会メンバーの参加
- ・2014年3月、総会代議員全てへのビデオによるプレゼンテーション、および、主教会に委員が出向いてのプレゼンテーション。作業部会は代議員会と主教会両方から情報の報告のために招かれ、受け入れられた。
- ・2014年6月、常設の礼拝と音楽委員会によって招集された同性婚についての協議会に作業部会のメンバーが参加
- ・常設の法憲法規委員会および常設の礼拝と音楽委員会との継続中の密接な情報交換
- ・2014年9月、台湾で行われた米国聖公会主教会の会合での主教会への報告と円滑になされた対話
- ・米国福音ルーテル教会（ELCA）、米国長老教会、ユニテリアン普遍救済論教会、合同キリスト教会、チャーチ・イン・アメリカおよび米国カトリック司教協議会（USCCB）からの結婚についての資料の調査、そして
- ・ピュー研究所からのデータの調査

さらに作業部会はソーシャル・メディアを通じて広い範囲の聖公会員と対話をしてきた。すなわち、報道機関への発表を4回行って私たちの作業の進展について最新の情報を教会に伝えている。フェイスブックのページは作業部会によって入れられた記事の概観を含んでいて、21,651の訪問者を、そして1,096の「いいね like」を得ている。ユーチューブのチャンネルも創設され、人がその中で「神を見ることができようであろう」ような関係を描いた1分間の動画を提示するように招いている。そして4人の人々がそのような動画を提示した。

作業部会は「地域レベルでの神学的議論のための神学的省察の道具と標準を開発するように」という決議 2012-A050 の要請を満たすため、2014年6月に「親愛なる皆様——結婚の研究のための道具一式」という題名の資料を英語とスペイン語で作成し発表した。（本報告の付録に収められている）。これは、地域での対話のための3つの選択肢から成り立っている。すなわち、結婚についての歴史/神学および変化しつつある標準についてのスライドショーによるプレゼンテーションと1ページの要約文書で構成される90分のイベント、結婚に関する様々なトピックについての45分フォーラムをつなげたもの、そして、結婚の歴

史についての論文の下書き的な発表で議論と質問をともなったものである。第3のもののための資料は、この報告の付録の中に見出される「親愛なる皆様」の最新版に具体化されている。これは、やはり付録の中に収められている提供された論文のどれか、あるいは全てについて研究し議論するように勧めている。この資料がどれだけ広く用いられているかについてのデータは入手していないが、作業部会は多くの教会会衆や教区がその中のさまざまな部分を利用していると知らされている。

## 議案

作業部会は、第78米国聖公会総会で検討するための2つの決議を発案した。(以下、優先順位で並べられたものを参照)。作業部会の最初の決議案は、結婚についての法規の書き換えで成り立っている。この書き換えにより、法規は次のようになるであろう。

- ・牧会的実践に関して、より実践的に整えられる。
- ・一般的に結婚の諸目的よりも祈祷書の結婚の式においてなされる実際の誓約に焦点が当てられる。
- ・作業部会の研究と、論文に表明されている神学的見解を反映している。さらに、
- ・性に関して中性的な言語を用いることにより、作業部会は「同性のカップルの民事婚を許可している州において、司祭たちが同性カップルの民事婚で司式するという牧会的必要に取り組んでほしいとする決議 2012-A050 の要請と、作業部会に関連している決議 2012-D095 の両方に応えている。

結婚の研究についての作業部会が作業を継続するための第2決議案は、社会において、また、私たちの教会会衆において成人同士の関係の標準としての結婚、そして、「家庭」とか、さらには「家族」が意味するものについて異議を申し立てている変化しつつある現実を研究し、可能なかぎり答える機会を教会に提供する。この話題は今行っている結婚についての研究の周辺に大きくぼんやりと現れてきた。しかし、時間と経費の制約のゆえに、作業部会は「結婚における変化しつつある傾向と標準」と題された論文の中で研究したことを簡潔に報告することしかできなかった(付録参照)。

## 法規 1.18 結婚修正案

決議 \_\_\_\_\_ 会は、法規 1.18 は修正して次のようにすることで一致している。

[法規 18 聖婚式 (Holy Matrimony) の執行について]

法規 18 結婚 (Marriage) の祝福 (Blessing) の祝い (Celebration) について

第1項 この教会の聖職の一員はすべて、結婚の民法上の地位の創設を管理している州の法律と、[聖婚] 結婚の執行に関するこれらの法規にも従わなければならない。聖職の一員

たちは、この教会によって認可された礼拝式文であればいかなるものを用いて結婚の式を行ってもよい。

[第2項 結婚を執行する前に聖職の一員は次のことを確認しておかなければならない。

- (a) 両当事者が州の法律によって結婚の契約を結ぶ権利を有していること。
- (b) 両当事者が、聖婚は1人の男性と1人の女性が心と精神と意志の相互の同意により、また、一生涯続くものという意図のもとでの身体的および霊的結合であり、信仰の共同体の中に入れられるということを理解していること。
- (c) 両当事者は、相手の同定あるいは心中留保に関して詐欺も強要も誤りもなく、そのような結婚に自由にまた承知の上で合意していること。
- (d) 両当事者のうち、少なくともどちらか1人が聖洗式 (Holy Baptism) を受けていること。
- (e) 両当事者は聖職の一員によって聖婚の本質と意味と目的に関して教育を受けているか、あるいは聖職の一員によって能力があり責任を負えると認められている人々から教育を受けていること。]

第2項 カップルは、式の執行の30日前までに自分たちの結婚する意図について聖職の一員に知らせなければならない。ただし、両当事者のうちの1人がその聖職の教会会衆のメンバーであれば、あるいは時間を短縮する必要について十分な証拠を提出できれば、重大な理由のためということで、この要件は免じられることができる。この場合、その聖職の一員は直ちにこの行動を主教に書面で報告しなければならない。

[第3項 この教会の聖職の一員は、次の手続きが完了されていないならば、いかなる結婚も執行してはならない。

- (a) 結婚の契約を交わそうという両当事者の意図が結婚式の執行の少なくとも30日前に聖職者の一員に知らされていること。ただし、もし、両当事者のうち1人がその聖職者の一員の教会会衆のメンバーであれば、あるいは責任の十分な証拠を提示できれば、この要件は免じられることができる。この30日前の通知が免じられるとき、その聖職者の一員は、直ちに主教に書面で報告しなければならない。
- (b) 結婚式の執行のときには少なくとも2人の証人が出席していること。
- (c) 聖職者の一員は、特定の記録簿に、結婚の日付と場所、両当事者の氏名、年齢、住所、教会における地位を記録すること。証人たちと聖職の一員は、その記録に署名すること。
- (d) 聖職の一員は、両当事者に次の宣言に署名するよう要求しておくこと。
- (e) 「私たち A・B と C・D は、教会での聖婚の祝福を望み、祈祷書に示されているとおりに夫と妻としての一生涯続く結合となるように結婚することを厳粛に宣言します。
- (f) 「私たちは、心とからだと精神における夫と妻の結合は、2人の互いの喜びのため、

また幸いのあるときも逆境のあるときも互いに助け合い慰め合うため、そして、神のみ心ならば子どもを産み、神の知識と愛のうちに育てるために神が意図されたものであると信じます。

(g) 「そして、私たちはこの関係を確立し、そのために神の助けを求めるために、私たちの力の及ぶ限り、最大限の努力をするように献身します。」]

第3項 式の執行の前に聖職の一員は、次の事柄を証明する宣言を決定してカップルに署名するように求めること。

(a) 両当事者が州法によって結婚する権利を有していること。また相手の同意や心中留保に関して、詐欺も強要も誤りもなく、結婚について自由に同意していること。そして、

(b) 両当事者のうち少なくとも1人が洗礼を受けていること。そして、

(c) 両当事者が、聖職の一員あるいは、結婚の契約は無条件なものであり、相互に交わすものであり、2人だけで交わすものであり、忠実で、一生涯にわたるものであるという結婚の誓約に盛り込まれているとおりに、結婚の権利と義務と責任に関して適格であり責任を負える人物として聖職の一員が認めた人によって教育を受けていること。そして、

(d) 両当事者がこれらの義務と責任を理解していて、神の助けと共同体の支援によってそれらを受け入れ、成し遂げるように最大限の努力をするように献身すること。

[第4項 いかなる結婚式の執行も、それを断ることはこの教会のあらゆる聖職の一員の裁量内のことである。]

第4項 執行においては、少なくとも2人の証人が出席し、聖職の一員と両当事者ととも  
に特定の記録簿の執行の記録に署名すること。この記録には、執行の日付と場所、証人と  
両当事者とかれらの両親の名前、両当事者の年齢、教会での地位、住所を記載すること。

第5項 聖職の一員は、この教会によって認可された礼拝式文を用いて民事婚への祝福を  
宣言することができる。

[第4項] 第6項 いかなる結婚の式の執行あるいは祝福を断ることは、この教会のあらゆる  
聖職の一員の裁量の中にある。

#### 説明

法規 1.18 の書き替えの提案は、第 78 米国聖公会総会への結婚の研究についての作業部会の報告に表されている神学的および実践的見解を反映するために意図されたものである。基本的な法規上の必要を（保持する一方で）合理化し、整理し直すことに加えて、結婚一般の原因や目的よりもむしろ結婚しようとしている特定の2人によって実際になされる献身に焦点を当てている。現在の法規はこれらの主張を文字の上では信条の文体で投げかけ

ている。すなわち、カップルが結婚についての一連の言明を「信じる」と宣言することを法規は要求している。これはカップルのうちの1人が全く「信仰者」でなかったり、結婚について異なった神学をもつ伝統の出身者であったりしたら、ある程度問題がある。カップルが結婚の誓約の中で表現されているとおりに結婚の権利と義務と責任について教育を受け理解していることで充分とすべきである。そして、その理解が、カップルが法的に結婚するのに適格であることと同じく結婚式を執行するのにふさわしい証拠となる。

修正案は、また、聖職が結婚式を執行しない管轄区（例えば、ヨーロッパのいくつかの地域）がいくつかあることも認めている。また修正案は民事婚の祝福の明白な準備をしている。この祝福は祈禱書に現れてはいるが、現在のところ法規上の言及はない。第1項はまた、執事が結婚式を執行する法的能力をもつてもよい管轄区も対象にしている。

この修正案は、祈禱書の中にある3つの式に加えて、教会によって認可された他の結婚式——米国聖公会全体の中での試用のためのもの、あるいは、地域の教会当局の指示の下で暫定的に用いられるもの——がある（あるいは、あってもよい）と認めている。

最後に、依頼された結婚式の執行を聖職が断るということは保持され、結婚に祝福を献げること断る選択にまで広げられている。

#### A037 結婚についての作業部会の作業の継続

決議 \_\_\_\_\_ 会は、次のことで一致している。すなわち、第78米国聖公会総会は、各教区と各パリスシユに結婚についての作業部会がこれまでの3年間で準備した結婚についての資料、すなわち、この総会への青本報告にある「親愛なる皆様」という道具一式と添付の論文を研究するように勧める。さらに、

決議 今総会は総裁主教と代議員会議長に結婚についての作業部会を、15人以下の人々で構成し、神学者、倫理学者、牧師、礼拝学者、教育家を含んだかたちで作業を継続するように任命する。委員会の構成員は、2012年に任命された結婚についての作業部会からの数名と米国外にある諸教区からの数名と若い成人たちを含むものとする。そして、さらに、

決議 結婚についての作業部会が過去3年間の内に同定した現代の傾向と標準を更に探求すること。特に独身のままでいることを選択する人々、親密な関係にはあるけれども結婚していない人々、結婚の準備として、あるいは結婚に代わるものとして同棲しているカップル、教会からの祝福を望んではいるけれども結婚の祝福は望んでいないカップル、独身かあるいは結婚はしていない人が親となること、様々なかたちの家族と家庭、例えば同性

のカップルが親になること、養子縁組、および人種の多様性、また民族のおよび人種的グループ間での、また米国内外の諸管区間での結婚のパターンの違いに関して、そして、さらに、

決議 作業部会は、これらのグループの中の個人とカップルに、彼らの信仰および教会生活の経験について意見を聞くこと。そして、さらに、

決議 作業部会は、これらの事柄についての聖書的、神学的、道徳的、礼拝学的および牧会的視野を開発し、それらについて文書化された資料を発展させること。

決議 作業部会は、常設の礼拝と音楽委員会との協力で、私たちの教会への同性婚と祝福の式の影響、また、聖職が結婚式を司式することにおいて州の代理人として行動することについての継続中の議論、そして、その他今総会の決定によって、あるいは付託によって結婚に関係づけられた事柄を研究し、モニターすること。そして、さらに、

決議 作業部会は、第 79 米国聖公会総会に報告し、勧告すること。そして、さらに、

決議 作業部会は、これらの事柄について教会会衆が利用するための教育および牧会的資料を用意すること。

決議 米国聖公会総会は、常設のプログラム・予算・財政合同委員会にこの決議の達成のために 45,000 ドルの予算の割り当てを求める。

#### 説明

第 77 米国聖公会総会は、統轄的立場にある人々に、結婚という主題について意見を聞き、研究し、教育的資料を用意するための 12 人の人々から成る結婚の研究についての作業部会を任命するように指示した。

これらの作業をする過程で作業部会は、多くの人々が「家族」とか「家庭」で何を意味しているかを定義し直している今の現実が拡大していることを強く意識するようになった。この変わりつつある現実是我们の教会会衆の中にも感じられる。そこではこの決議の中の第 3 決議の中で詳しく述べられている多彩なカテゴリーに合致する人々の数が増加しているからである。

現代のデータでは、これらの傾向は急速に増加していて、普通の生活様式としての結婚に異議を唱えている。しかし、作業部会はこの現実を完全に処理するための時間や資源をも

っていなかった。されに広く見ると、私たちの教会はこれに答えるためにほんのわずかの  
ことしかしてこなかった。

それに加えて、世界的規模での結婚の風景は、同性婚を認める州や国が増えているという  
かたちで月ごとに変化している。同性の祝福と結婚は同様に広く多様な仕方で教区ごとに  
急速に変化している。

今回の提案者たちは、また、この主題についての継続的作業が米国以外の国々にある諸教  
区の人々をメンバーに加えることにより、また、その人々が参与するための適切な資金を  
準備することにより、大いに豊かにされ、米国外の聖公会員にとって、より近寄りやすく  
されると信じている。また、これらの変化しつつある傾向が若い成人たちの間にも起って  
いることを考えて、提案者たちはそのメンバーとしてその人々も含まれるべきであると提  
案する。

#### 予算

決議 2012-A050 によって作業部会のために求められた予算は 30,000 ドルであった。そ  
の中 16,000 ドルが常設のプログラム・予算・財政委員会によって認められていた。作業部  
会が消費したのは合計で 23, 976.40 ドルであった。超過した 7, 976.40 ドルは、2014  
年 6 月のメリーランド州ボルチモアの海事工科大学での 2 回目の直接会議をもつことがで  
きるために米国聖公会総会オフィスによって承認された。この会合なしには作業部会は「親  
愛なる皆様」の資料を作成すること、また、この報告の付録に見出される 7 論文を計画し、  
調整し、完成させることはできなかつたであろう。

この決議案で明らかのように（上記参照）、作業部会はこの作業を継続するために次の 3 年  
間で 45,000 ドルの予算を要求している。増額された予算は、米国外にある米国聖公会の諸  
管区からのメンバーを含むことを私たちが希望している作業部会の直接会合を 3 回行うた  
めの資金となる。

作業部会は、おそらく米国民以上に現代の変化しつつある傾向を標準の影響を受け、かれ  
ら自身の状況からの洞察を提示することができる、米国聖公会内のこれらの地域の聖公会  
員にこれらの重要な作業を豊かなものとし近づきやすくするために、移動と翻訳の資金が  
これらの新しいメンバーのために準備されるように求める。

#### 付録

1. 結婚についての諸論文
2. 親愛なる皆様——結婚の研究のための道具一式

## 目次

### 序文

1. 結婚を考察する上での聖書的・神学的枠組み
2. 召命としてのキリスト教の結婚
3. キリスト教の結婚の歴史
4. 通過儀礼としての結婚
5. 結婚についての法規——歴史と批判
6. 州の代理人——識別のための問い
7. 結婚における変化しつつある傾向と標準

### 序文

私たちの聖公会の伝統で決定を下すための特徴の1つは、信仰的な洞察/識別を要求する事柄に私たちがどのように取組むかということである。私たちは、考察のための全体的でバランスのとれた方法を提供する3つの相互に関係している資源に依存している。すなわち、聖書と伝統と理性である。

結婚の研究についての作業部会を決定した決議（2012—A050）はいかに控えめに言ったとしても広いものであった。この決議は私たちに結婚の歴史的、神学的、法規的、法律的、礼拝的および社会的次元を考察するように要求した。しかしながら私たちの予算と時間はともにかなり限られていた。

それにもかかわらず、そのような広範囲な任務を与えられることが有利に働いて、私たちは伝統的に聖公会的な3つの視点すべてから、この重要な主題に全体的に取り組んだのである。次に続くある論文には1つの視点が他の視点よりも明白になることもあるが、全てをとおして私たちは聖書と伝統と理性に深く連動しようと試みた。

この序文は、私たちがどこに向かっているかを読者が知るために、それぞれの論文の目立った点のいくつかを要約する。しかしながら、それぞれの論文自体を読む時間のある人々は、この序文が提供するよりもかなりより豊かで微妙な色合いがつけられた取扱いを見出すであろう。私たちは、最初の2つの論文の聖書的および神学的基礎で始まり、その後の3つの論文で私たちの歴史を吟味し、2つの現代的な事柄、すなわち、聖職は結婚式を行うことにおいて州の代理人として行動すべきかどうか、また、私たちの社会と教会における結婚の現代の状況についてのいくつかのデータと省察についての2つの論文でしめくくる。

これらの7つの論文が全体的なものではあっても、包括的であることを試みたものではな

く、また、これらが最終的な言葉であると私たちが考えているわけでもないことを、どうか心に留めていただきたい。これらの論文は、これまで続いてきて、これからも長い間続いていくであろう研究と識別のプロセスへの私たちの現在の確かに限界のある貢献である。

私たちの希望は、これらの論文が、時間のある人々にとって興味深い読み物以上の何かを提供するであろうことである。結婚、祝福、独身であること、また、人々が「家族」であると考え他のかたちをめぐって標準と実践が変化していることが確かなら、この主題は広い基礎の上での教会による綿密で誠実な考察を必要とする。

それゆえ、私たちは、教区、各教会会衆、その他の設定においての研究資料として私たちの「親愛なる皆様」という道具一式を傍らに置いて、これらの論文を利用されるようお勧めする。ファシリテーターは、これらを読むことを参加者に課してからこれらの中のいくつかの論文に提示されていたり、自分たちが抱く他の問いとともに起こって来たりする議論とふりかえりの質問を用いることができるであろう。

私たちが最初の論文「結婚を考察する上での聖書的・神学的枠組み」で始めることで、私たちは——これまで教会がそうしてきたように——教義、すなわち中核の教理としてではなく、牧会および道徳神学の関心として結婚という主題に取りかかっていることを明らかにした。前者が不変なものと考えられる一方で、後者は長い間にわたってかなり進化しうるし、また、進化しうるものなのである。

この主題への私たちの準備段階は、聖書本文の中に見出される結婚という関係のための広範囲にわたる価値と規則の概観を含んでいる。この概観が示していることは、私たちの聖書がこの主題についていかに複雑で、進化しつづけ、矛盾しているかということ、そして、それゆえに「聖書の結婚観」について語るがいかに微妙なことかということである。私たちは、いかに様々な聖書の結婚観と実践が、歴史をとおして、また私たち自身の時代に至るまで、信仰共同体の様々な部分を多様なかたちで形成し、影響を及ぼしてきたかを示す。

論文は、それから事柄の中心へと移る。すなわち、結婚について考察するために私たちが提供する神学的枠組みである。この枠組みは結婚という関係へのアナロジーとして役立ついくつかの強力な聖書的モデルを含んでいる。すなわち、神の無条件な誠実さと赦し、キリストにおける一致と違いの逆説、そして、復活の神秘の中心にあるキリストの愛の中なる自己奉獻である。

最後に論文は同性カップルの結婚についてしめくくり、そこで4つの点を指摘する。その

第1は、聖なる結婚への私たちの基準が自己奉献の愛という道徳的価値に基礎づけられているとき、私たちの結論は、同性カップルも異性同士のカップルと同様に聖なる結婚をすることが可能であるということである。

第2に、前もって概要が示された異性間の結婚の一体性の本質は、異性同士のカップルについてしばしば引用される「相補性」とは別の仕方でも同性カップルにも存在し得る。

第3に、「道徳的価値が存在するのは性の違いの中や性それ自体（関係しているからだの性として、あるいは、性行為そのものとして理解されよう）の中ではない。なぜなら、道徳的価値は行為そのものでなく、行為する人たちの状況と関係によって決定されるからである。

最後に、米国聖公会総会決議 2000-D039 が同性カップルも含めて、あらゆる献身的な一生涯にわたる関係に対して表明している明確な期待が、まさに結婚とその誓約の本質そのものへの私たちの理解にとって中心的なものともみられる。

第2論文「召命としてのキリスト教の結婚」で私たちは結婚を「召命、霊的实践、特別な、誓約した生活様式・・・、世界の中に存在し、世界に関わる方法、神がそのために私たちが創り、私たちが贖い、新しい命へと私たちを導いた、より広い諸目的に私たちが参与することを促進する道に私たちの生活を整える方法」と考える。この召命はすべての人のためのものであるというわけではない。

というのは、聖書はすべての人が結婚への召命を受けているわけではないことを私たちに思い起こさせる。しかし、この召命は愛の召命という、より根本的で普遍的な召命の中に、そして、その召命の一部として位置づけられている。

それに続く部分では、前の論文が導入した、異性間の結合と「相補性」の概念をより完全に吟味する。男性/女性、奴隷/自由人、ユダヤ人/ギリシア人というように2つに分けることが破壊されるところでキリストにおいてなされる「新しい創造」についてのパウロの理解を掘りどころとして、そのとき私たちは性の関連よりも広くまた複雑な関連で、結婚における違いからくる賜物を見ることができる。結婚の中で大切なのは、パートナーの性よりもむしろ結合と違いの神秘である。

福音書とパウロのテーマが結婚の召命についての私たちの理解に深みを与えてくれる。それらのテーマは、いかに「神から私たち1人1人に与えられた特定の恵みや賜物が」結婚を含めて「私たちが形成する関係と献身をとおして完全な結実に到達することができるか」

を示しているからである。ヨハネ 15 章の「とどまっている」は、私たちが結婚を誓約された安定のかたち、すなわち、私たちが愛の実を結ぶための助けとなるように神が用いられる器として見ることを助けてくれる。パウロは、私たちがその中で新たにされる、キリストの内なる命の質の変形を強調する。そして、結婚の中に私たちは段階的で一生続く変身の可能性を見ることができる。そのようなものとして結婚の召命は、創造の継続中の更新に参加する方法であり得る。

続いての 3 つの論文は歴史に関するものである。それらの中の最初の「キリスト教の結婚の歴史」は聖書についての論文が行ったのと同様に、信仰共同体の中で結婚について信じられたことと実践がいかに複雑で多様であったかということのみを示している。

初期のユダヤ的な、またローマのギリシア的な結婚の様々な実践が論じられるが、そのテーマは社会的状況の中でのパートナーシップ、子どもを産むこと、愛されていること、離婚、一夫多妻、家父長制、そして、力としての結婚から広がっている。

初期の教会においては、私たちは、「キリスト者たちにユダヤ教やローマの父権的家族とは異なった種類の家族を思い描くように招く」対抗文化的な転換を見るのである。すなわち、家族は今や血統と社会的地位をとおしてよりも霊的同一性をとおして見出されるのである。新約聖書時代後期とその先に教会は、一方では結婚から退いたり独身でいたりすることを勧め始めたが、他方、ローマ帝国の諸価値に密接に提携することを勧め始めた。

中世においては、家族のおよび部族的パートナーシップが最重要である。そして中世の最盛期には、騎士物語の強調が——高貴で純潔で清らかな存在として女性を客体化することと相まって——結婚の背景の一部となる。宗教改革は独身生活の優位性を拒否し、コンパニオンシップと家族をキリスト者の生活の中心的礎石として強調した。新世界では「結婚の法律が抑圧するために利用された多くの仕方と・・・隷属させられた人々が本人たちの意志による結婚への障害にもかかわらず家族関係の親密な絆を確立するための手段を見出し続けていた多くのやり方」があった。

近現代は、女性の権利と自由への新しい要求をもたらした。そして、このことが今度は、より同等な者同士を基礎にした関係のモデルを含めて、結婚と家族生活における劇的変化へと導いた。同時に、「同性婚の神聖さの問いに対する神学的に健全で文化的に感受性の高い応答を進展させることへの要請が高まっている。」

この結婚の複雑な歴史の一部に、次の論文「通過儀礼としての結婚」の中で焦点がしぼられている。20 世紀の文化人類学の研究によって導入されたモデルから始めて、私たちはい

かに結婚が他の通過儀礼のように「個人あるいは共同体に1つの生活の状態から新しい状態への移行を助ける」ように仕組みられた形式的な儀礼行為から成り立っているかを見る。

この移行期間は「リミナル状態」として役に立っている。すなわち、この期間中に参与する人々は古い生活様式から切り離されてはいるが、まだ完全には新しい生活様式に組み入れられてはいないのである。このリミナル空間は、より大きな自由と親密さと再発見を許容して、実験的な状況を提供することができる。

過去において、独身であることと結婚の間のリミナル空間は、婚約の儀式によって特徴づけられた。このような儀式がすでに行われなくなっているため、新しいものがいくらか入れ替わっている。結婚の予告、結婚前のカウンセリング、そして、今日増加している、結婚への踏み石としての同棲である。文化人類学的視点からすれば、この後者の発展は、結婚に先立つリミナル空間の喪失への「可能性のある修正」とみることができる。これは、結婚は「とび込んでいくのではなく、そっと中に入っていくことができるし、そうあるべき」ものであるというような感覚を取り戻しているのである。

この論文は、結婚はときには現状をくつがえす預言者的行為であることができるという言明で結ばれている。与えられている例は、異なった信仰の間や異なった人種の間での結婚と、階級の線と政治的な系列と民族性を越えて創り出される新しい家族的つながりである。より若い世代の人々は、彼らより前の世代の人々より容易にこれらの境界線を越えるので、私たちは今、福音の世界観を新しいかたちで——より多くの平等と豊かさと多様性によって特徴づけられる世界を——具体化するためのより大きな可能性をもっている。

歴史に関する私たちの論文の第3は、「結婚の法規——歴史と批判」である。これが示していることは、米国聖公会における結婚についての議論は離婚後の再婚について広くなされていたということである。よくあることだが、法規における変化は実際における変化に追いついてきた。それゆえ、この論文は、事柄を法規による応答という結論に至らしめた社会における変化をたどっている。

当初、離婚後の再婚は全く禁じられていた。それから、不貞の場合にのみ、また、それから、他の場合にのみ、また、それから、他の場合にも、しかし、主教への請願によってということになった。さらに、社会が離婚率の顕著な上昇を経験するようになって後、他の規則が導入されることとなった。すなわち、牧会的な準備と教育、2人が結婚するための法的な権利を有していることの検証、証人の出席とパリスシュの記録簿への情報の記載への要請である。

この論文は現行の結婚の法規への批判を提示する一連の問いでしめくくる。この批判の中には、作業部会が決議のかたちで提案している結婚の法規の変更の1つ1つへの説明が含まれている。

私たちの論文は、今度は現代的主題に転換する。それらの主題の最初のものは、「州の代理人——識別のための問い」の中で論じられている。この論文は、今日多くの人々が問いかけている「そもそも教会は結婚ビジネスの中にあるべきなのか」——すなわち、州の代理人として——という質問に直接向かっているのである。私たちは、確固とした結論は引き出さず、教会がこの問題について何と決定しようとも、私たちの識別は、民事婚に参加することが、私たちが社会変化のより良い代理人となることを可能にするのか、あるいは私たちが不正を促進することに共謀するようになるのか、その両方をする可能性があるのかということについての実践的および倫理的考察を含まねばならない。

私たちの最後の論文は、「結婚における変化しつつある傾向と標準」である。私たちに権能を与える決議 2012-A050 によって要請されていることにより、わたしたちはカップルたち、学者たち、および教会関係のパートナーたちに広く意見を聞いた。また、私たちは結婚についての現在の社会調査とデータを考察した。これらの協議と私たちが明らかにした情報は、今日の結婚の状態のより鮮明な絵を得るのに決定的に助けとなるものであった。

教会としての私たちの省察にとって重要であると私たちが同定した事柄は、現在の結婚率の低下と、結婚する人々にとっても、以前よりも年齢が上がるまで結婚が遅くなることに関わっている。一時的な選択肢あるいは結婚に代わるものとしての同棲は顕著なまでに上昇している。これらの傾向の損失と利益と同時に考えられるかぎりの歴史的原因が概観される。ここには、教会が宣教と牧会の奉仕の働きにおいて考えることになるであろう起こりうるかぎりの影響も含まれている。

この論文は、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニックとラテン系アメリカ人、ネイティブのアメリカ人、アジア系アメリカ人のように人種と民族性によって同定されるグループの間の結婚の傾向における違いについての部分でしめくくる。最後に、この文書が提出された時としての現代のものである同性の結婚にかんするいくつかの統計を入れた。

注記：結婚の研究についての作業部会は、以下の論文を上手にまた早急に編集して下さったペギー・ファン・アントワープ・ヒルに感謝する。

## 第1論文：結婚を考察する上での聖書的・神学的枠組み

### 1. 序論

結婚について考察する A050 委員会の任務は、教会と信徒に、結婚というものの複雑さに向き合う手がかりを提供することであった。決議 A050 が定めるように、委員会は、神学的省察の手段と地域レベルでの神学的対話の基準とを構築することが求められた。

本報告の前半部において、委員会は、結婚の神学的側面に対する省察への、いくつかの出発点を提供する。聖書と（それ自体聖書によって知らされ形作られたものである）教会の典礼に神学を基礎づける聖公会の伝統に則って、まずは、これらの豊かな伝統の中で結婚がどのように考えられているかについて、考察することから始めることにする。

#### 「結婚」についての第一提言

一見些細なことに思われるかもしれないが、まず最初に問われなければならないのは、「結婚とは何からなるものか」ということである。「結婚とは一人の男と一人の女による生涯にわたる連帯である」というのが、これに対する伝統的な答えではあるが、複雑な質問に対する単純な答えというものは、得てして真実の一部でしかないものだ。本報告の一部である歴史文書が示すように、「結婚とは何からなるものか」ということについて、世界各地で非常に大きな違いがみられ、キリスト教およびユダヤ教の伝統内においてさえ、何が結婚を構成するかについて相違や断絶が存在している。

7世紀から12世紀にかけて教会が直面していた問題の一つは、「結婚とは何からなるものか」についての意見の相違であった。ゲルマン系の伝統とともに、男が女を「得る」ときにその女が彼の妻となるというユダヤの法の理解に影響を受けた神学者たちは、性交が結婚を構成しそれを永続的なものとしていたと考えた。一方、特にイタリアの神学者たちは、（相違点もあるがある部分ではローマ法に関連して）より契約的な考え方にに基づき、結婚を構成するものはカップルの合意であるとした。（ローマカトリックでは）この論争は最終的に法王による裁定によって決着がつき、両者の間を取って、合意が結婚を構成するものの、結婚を完成させるのは性交であるとした（Brundage、331）。

このように、合意という概念は特に聖書的なものではない。ユダヤ法における男性の女性に対する優越というパワーバランスからすると、結婚後の運命について、女性はほとんど影響力を持つことはできなかった。このことについての聖書の法的記述でおそらくもっとも極端な例は、レイプや人身売買による結婚が認められていたことである（申 22:28-29）。また明白に愛情や優しさが存在している状況であっても、夫が二人目の妻を持つ権利について妻はほとんど何もすることができなかった（サム上 1:2）。結婚における境界線の非対称性がおそらくもっともよく表れているのは、姦淫についての不平等な扱いであろう。男

の場合、他の男の結婚を汚す場合にのみ姦淫となるが、女の場合は自身の結婚を汚す場合にのみ姦淫となるのである（レビ 20:10）。

教会の歴史の初期において解消された相違点の一つとして、男が持つことのできる妻の数があるが、一夫一婦制に向かう傾向は、初期キリスト教思想と同じくらい、ギリシアローマ的およびユダヤ教派的な禁欲主義に大きく影響されていた。一夫一婦制は、倫理的理想（ないしローマ法では法的制限）から実質的な制約へと急速に変化していった。（下記のように、ユダヤ教およびキリスト教両方における禁欲主義的なモラリストにとって一夫一婦制は絶対のものであり、配偶者を亡くした男女が再婚することですら倫理的な弱さの表れであると考えられた。この考え方が、牧会書簡における聖職者や登録しているやもめの結婚についての制限の根底にあると思われる（一テモ 3:2、12、5:9、テト 1:6）。

一方、これよりずっと解消が困難だった問題は、結婚可能な血族関係や姻戚関係の親等についてであった。モーセ五書（およびこれを補足するラビ法）の中においてさえ、結婚が禁じられる親等に関していくつかの矛盾が見られる。例えば、レビ記 18:12-14 では男がその叔母と結婚することが禁じられているが、叔父がその姪と結婚することに関して法は何も記していない。（この規定は現在でも、ユダヤ法に基づく結婚が可能なロードアイランド州などいくつかの法域では許容されている。コード 15.1.1 以下参照。）

聖書法がいとことこの結婚を許容している（例えば民 36:8-13 参照）一方、中世の教会は制限を拡大して、六親等または七親等までの結婚を禁じていた。何が近親相姦に該当するかについて、法域間で今なお大きな違いが存在している。多くのアメリカの州がいとこ婚を禁じている一方、いくつかの州（アリゾナ、インディアナ、イリノイ、ユタ、ウィスコンシン）では不妊の場合や年齢が進んでいる場合に例外が認められ、また別の諸州ではいとこ婚に関して制限がない。

聖書に書かれた禁止の変更について教会が関与した中でおそらく最大のものは、申命記 25:5-10 に記載のレヴィラート法、すなわち男は子を残さず死んだ自分の兄弟の妻をめとらなければならないというものである。教会は、申命記の規定を例外的状況において認めたものの、レビ記 18:16 の規定を優先してこれを近親相姦と認定した。（この法的ねじれは聖公会にとっては身にしみるものだ。このことがヘンリー八世のアラゴンのキャサリンとの結婚を部分的に基礎づけ、また後に無効としたからである。）

最後に、結婚が本来的に生涯続くものであるか、あるいは解消可能なものであるかは、聖書において異なった記述がみられる。モーセ五書は理由を問わず離婚は可能としているが（申 24:1）、イエスは離婚の理由を姦淫に制限している（マタ 5:31-32、19:3-10）。パウ

口は、非キリスト者の夫婦の片方が洗礼を受けた場合、もう片方は離婚する権利を有するとして、問題をさらに複雑にしている（一コリ7:12-13）。この見方は、結婚による絆はキリスト教世界にではなく創造によってなされたものであるという、イエスの教えと対立するものである。幾世紀ものキリスト教の歩みにつれ、離婚の根拠は拡張して民法、教会法の両方において規定されるようになり、結婚の「生涯性」が「意図」されるという段階に至ることとなった。

よって、教会が試みようとしている省察の一部分は、結婚を成立させうる関係性の範囲に関わってくる。ここまで見たように、キリスト教の伝統内においてさえ、結婚の性質は多くの面で大きく変わってきている。これまで変わることがなかった要素は、配偶者のジェンダーという点のみであった。これは現代の教会が直面している問題であり、結婚が何を意味しているかについて、このようにわたしたちが深く考察せねばならない大きな理由の一つである。

教会および社会一般は、「男と女」の結婚というのは本質的なのか、あるいはこれも変わりうる要素の一つなのか、という問題に向き合っている。あるいは、市民的には変わりうるが宗教的にはそうではないのだろうか。これまで何が結婚を構成するのかということについて、多くのことが変わり、変えられてきた。他の全ての変わりうるものを措いても、ジェンダーの差は結婚が結婚であるための唯一不変の要素なのだろうか。本稿は、この要素が結婚について本質的であるとする神学的根拠の有無を探求することで、あるいはジェンダーの差が、それが変わりうるというだけでなく公式化する性質のものとして考えることで、この問いについて考える枠組みを提供することを目指す。

### 「神学」についての第二提言

ここで先に進む前に、まずここでいう「神学」が何を意味しているのか、どのような神学について述べようとしているのかについて、明らかにしておくことも重要である。結婚は教理学ではなく、倫理神学あるいは牧会学で扱われる主題である。これは、誰が誰と、いつ、どこで、どのような状況で結婚する（し得る）かについての規定には長い歴史があり、また結婚の倫理性とその良さについて非常に多くの省察がある一方で、結婚に関しては核となる教義が存在していないからである。また、結婚の宴そのもののように、聖書的、伝統的象徴は結婚について非常に豊かである。これは、どのように人間の活動が、特に共同体を育てる活動が、神学的省察を啓発し、またそこから啓発されてきたのかを示す証拠となる。

いくつか聖婚式の儀式に組み込まれたこのような象徴性を除けば、 sacramentの性質および数に関する後の議論が起こるまで、教会は結婚に関して長い間教義的に厳密に関わる

ことをしてこなかった。この議論の前まで、教会では（上記のように）法的、倫理的問題に関して、例えばキリスト者と未信徒との結婚や、離婚ややもめとなった後の再婚などについて多くの時間を費やしてきたが、結婚そのものについての教理的省察はなかった。教会が力を注いでいたのは結婚に関する規律についてであった。

教義学あるいは教理学、特に聖公会の伝統から形成されたものは、限られた射程しか有していない。教理（宗教条項として信じられているもの）は聖書から証明可能なものに限られている（宗教条項第 VI 条、BCP、868）。このように教理を捉えることは、詳細な検討よりも十分性を優先することであり、また、それに限定されるものではないが、各信経（特にランベス四綱領において「キリスト教信仰の十全な提示」とされたニケヤ信経）に重きを置くものである。

「救済についての聖書の十全性」（宗教条項第 VI 条）という理解と同じく、この考え方は、全ての神学的問題が詳細に検討される必要はなく、基本的な指導原理から教会の行いの基本原則が導き出されるようになっている。もちろん、各信経は婚姻について全く触れていない。古典的な聖公会のカテキズムもまた何も言っておらず、1979 年の BCP カテキズムの 861 頁に多少の記載があるくらいである。

信仰箇条は聖婚式を sacrament とすることを否定し（「神によって定められた目に見えるしるしや儀式という要素を欠く」という理由による）、むしろ許可される地位の一つとして分類し（宗教条項第 XXV 条）、（全てのキリスト者と同様に）聖職者が倫理的生活を送る助けとなると判断した場合に許されるとしている（宗教条項第 XXXII 条）。初期教会およびその後のアングリカニズムの重要な教義的規定における比較的少ない結婚への言及を考えると、聖書および教会の典礼が結婚についてどう語っているかがわたしたちにとって残された手がかりとなる。

これらを見ていくと、時折出現する結婚の象徴的な使い方に加えて見つかるのは、いくつかの異なった結婚の形態を含んだ物語と、ルールや法、儀式、式典の変更の記録である。これらは全て、宗教条項（第 XX 条、第 XXXIV 条）にあるように教会によって修正されるものであり、教理というよりも規律の問題である。つまりそれは、キリスト教の信仰の問題というよりはキリスト者としての生き方に関するものなのである。

上記のように、本報告の一部である歴史文書が示すように、結婚に関する規律は、聖書の時代にも、また聖書正典が定まった後の時代にも、何世紀にもわたって大きく変化している。すでに言及した変更の例としては、モーセの法における離婚への寛容さを排除する、イエス自身による結婚の永続性についての教えがあり、（マタイ 5、19）、マタイ後の

教会による、聖書に規定の形態の禁止がある（申 25:5-10 に詳述されるレヴィラート法。ただし、最も早期には創 38:8 において既に効力を有していた記録があり、またルツの物語がイエスの系図においても根本原則となっている）。

上記の事情と歩調を合わせて、本稿は教義学的というよりも牧会学的な神学的アプローチを採用し、結婚によってもたらされる倫理的問題に注目する。そして、わたしたちが委員会を形成することとなった根源的な問い、すなわち、「現在の世界に対し、わたしたちの教会は、何が結婚を聖なるものに、特にキリスト教的なものにしているのかについて、何を語りうるか」という問題を、教会が考えてゆくための土台を提供することがわたしたちの目的である。

## 2. 神学的軌跡

### 結婚によってもたらされる問題

キリスト者の結婚についてのどのような議論においても、次の問が有用である。すなわち、「何によって結婚はキリスト教的となるか」である。この、多くの文化及び文脈に様々な形で存在する、ほぼ普遍的な人類の行いについて、教会は、なぜこれが世界における神の行いのしるしだと自信を持つことができるのだろうか。

教会史における比較的最近まで、「何によって結婚はキリスト教的となるか」という問いに対する答えは比較的単純なものであった。使徒の時代では、コリントの信徒への手紙一の 7 章においてパウロが証言するように（これは聖書における結婚についての最も長く詳細な省察である）、結婚は、推奨されるというよりは許容される社会制度であり、これを行う儀式は規定されていなかった。二人の洗礼を受けた人間同士が行うときに、結婚がキリスト教的であると考えられた。異教徒の夫婦のうち一人が洗礼を受けた場合、異教徒の方が離婚を望めば認められた（同 12-15）。

既に洗礼を受けた者は未信徒とは結婚できなかった。パウロは 39 節でこの規律について言及しており、これはかなり迅速に教会法となって、4 世紀初頭に存在した破門や死刑（Watkins、495-96）から、現ローマカトリック教会の規定での特免（現行教会法の 1086.2 参照）まで、様々な適用あるいは許容レベルで、長年にわたってそうあり続けてきた。

結婚による紐帯と契約は夫婦自身によって定められ、教会の機能は、宣誓、祝福、署名の三要素をもって格式とともに式を執り行うことであると理解されるようになった（また現在もそうである）。教会は、結婚が証人と署名によって証明されたことを確認する社会的責任を引き受け（全てではないが多くの場所では現在もそれを許されており）、そこに自らの

機能である祝福を追加している。

儀式を執り行うのは夫婦自身であることから、使徒の時代からの伝統として夫婦の両方が洗礼を受けていることが要求された。この要求は後に絶対的なものとはみなされなくなり、ローマカトリック教会では早くも 1669 年には特免が得られるようになっていた (Watkins, 575)。

1946 年には聖公会がさらに一歩進めて、片方が洗礼を受けていない場合でも結婚が認められるように法規を改正した。このような形の結婚に対する初期教会、歴史的教会の強い反対を鑑み、この変更の導入は大きな抵抗を受けた。このことで、信仰のコミュニティに入る行為として結婚を捉えているという、法規の別の側面が問題となってきた。

大半とはいかなくとも多くの人は、結婚は必ずしもパリスティック的なものである必要はなく、(その多くは必ずしも洗礼を受けていない) 夫婦の友人や親族が参加するものでよいと考えている。前述の条項は絶対的なものというよりは努力目標と言えそうである (White and Dykman, 414 参照)。つまり、昔の単純な「何によって結婚はキリスト教的となるか」の定義は、もはやすべての場合に当てはまるものではなくなっているのである。

### **教会「のための」象徴か教会「の」象徴か**

結婚の聖性の問題に対する伝統的答えは、多くの変更、単純化、推敲を経たものではあるものの、聖婚式式文の序文によってわたしたちにまで伝えられ、現在の聖公会の式文では、結婚は「キリストと教会との連帯の神秘をわたしたちに知らせるもの」とされている (BCP 423)。

この知らせるという役割は、1549 年以来、聖公会における結婚の典礼の一部となっている。これはヘブライ聖書に遡るずっと古い原則に基づいており、そこでは夫婦の愛が、選ばれた者への主の愛に比されている。しかし、聖書の比喩は、誠実な関係だけでなく非誠実な関係にも用いられている点を指摘しておくことは重要であろう。結婚それ自体は倫理的に中立であり、配偶者同士の互いに対する誠実さの度合いによって良くも悪くもなりうると思えられているのである。

例えば、悪い方の場合として、エレミヤ書 3 章、エゼキエル書 16、23 章、およびホセア書 2、3 章は、主を不誠実な妻 (あるいは、エレミヤ書、エゼキエル書では主が姉妹であるイスラエルおよびユダと結婚していることから、複数の妻) の愛すべき夫として主の姿をイメージしている。エレミヤ書 3:6-8 はこのイメージを次のように記している。

あなたは背信の女イスラエルのしたことを見たか。彼女は高い山の上、茂る木の下

どこにでも行って淫行にふけた。彼女がこのようなことをしたあとにもなお、わたしは言った。「わたしに立ち帰れ」と。しかし、彼女は立ち帰らなかった。その姉妹である裏切りの女ユダはそれを見た。背信の女イスラエルが姦淫したのを見て、わたしは彼女を離別し、離縁状を渡した。しかし、裏切りの女であるその姉妹ユダは恐れるどころか、その淫行を続けた。

エゼキエル書 16:7-21 は、不誠実な妻によって裏切られた愛すべき寛大な夫の鮮烈なイメージを描き出している（9 節と、エフェ 5:25-27 におけるイメージとの間の響き合いに注意）。

わたしは、野の若草のようにお前を栄えさせた。それでお前は、健やかに育ち、成熟して美しくなり、胸の形も整い、髪も伸びた。だが、お前は裸のままであった。その後、わたしがお前の傍らを通ってお前を見たときには、お前は愛される年ごろになっていた。そこでわたしは、衣の裾を広げてお前に掛け、裸を覆った。わたしはお前に誓いを立てて、契約を結び、お前は、わたしのものになった、と主なる神は言われる。わたしはお前を水で洗い、血を洗い落とし、油を塗った。・・・こうしてお前は非常に美しくなり、女王のようになった。その美しさのゆえに、お前の名は国々の間に広まった。わたしがお前を装わせた装いには、少しも欠けるところがなかったからである、と主なる神は言われる。それなのに、お前はその美しさを頼みとし、自分の名声のゆえに姦淫を行った。お前は通りかかる者すべてにこびを売り、身をまかせた。・・・お前はまた、わたしのために産んだお前の息子、娘たちをとり、偶像の食物として供えた。お前の姦淫はまだ足りないのか。お前はわたしの子どもたちを殺し、火に焼いて偶像にささげた。

エゼキエル書 23:2-18 もエレミヤ書に倣い、主を二人の不誠実な姉妹の夫として描いている。

人の子よ、かつて二人の女性がいた。彼女たちは同じ母の娘であった。・・・彼女たちの名は、姉はオホラ、妹はオホリバといった。彼女たちはわたしのものとなり、息子、娘たちを産んだ。彼女たちの名前であるオホラはサマリア、オホリバはエルサレムのことである。オホラはわたしのもとにいながら、姦淫を行い、その愛人である戦士アッシリア人に欲情を抱いた。・・・それゆえ、わたしは彼女をその愛人の手に、彼女が欲情を抱いたアッシリアの人々の手に渡した。彼らは彼女の裸をあらわにし、彼女の息子、娘たちを奪い、ついに彼女を剣で殺した。このように彼らは彼女を裁き、彼女は女たちの物笑いとなった。妹オホリバはこれを見たが、彼女の欲情は姉よりも激しく、その淫行は姉よりもひどかった。・・・彼女がこれ見よがしに姦淫を行い、裸をあらわにしたので、わたしの心は、姉から離れたように彼女からも離れた。

最後の例として、ホセア書 2:2-19 は、背教と偶像崇拜を表す不信心な預言者の人物を描いているが、最終的な救いの希望と、夫が「主」から「配偶者」へと変化することの始まりも記している。この点はエフェソの信徒への手紙でさらに展開されて、夫は妻を、その「主人として」ではなくその「召使として」愛するように求められている。

告発せよ、お前たちの母を告発せよ。彼女はもはやわたしの妻ではなく／わたしは彼女の夫ではない。彼女の顔から淫行を／乳房の間から姦淫を取り除かせよ。・・・わたしはぶどう園を与え／アコル（苦惱）の谷を希望の門として与える。そこで、彼女はわたしにこたえる。おとめであったとき／エジプトの地から上ってきた日のように。その日が来ればと／主は言われる。あなたはわたしを、「わが夫」と呼び／もはや、「わが主人（バアル）」とは呼ばない。・・・わたしは、あなたととこしえの契りを結ぶ。わたしは、あなたと契りを結び／正義と公平を与え、慈しみ憐れむ。

神と選ばれた者との関係の預言的メタファーの文脈において、結婚は良いものにも悪いものにも描かれる。このことは、次のような人類の現実を表している。すなわち、結婚は制度としてそれ自体良いもの、聖なるものとなり得るもので、結婚は、聖なる人生の運び手でありうるし、またはそうでなければならず、神の助けと結婚した場所のコミュニティの助けによって、それを保証するのは夫婦自身である。預言者達による悪い方のイメージから目を移すと、長年に渡り多くのキリスト者の著者達は、雅歌などの幸福なイメージの方に目を向けて、寓話的な意味合いで、神の民としての教会に当てはめてきた。

しかし、聖なる結婚についてのキリスト教省察の究極の試金石は、エフェソの信徒への手紙 5:28-32 にあり、ここで著者は多数がキリストにおいて一つとなるということについて表現しようと試みている。著者はヘブライの預言者や詩人の伝統を援用して、結婚をこの教会の「神秘」のアナロジーとして用いている。これは、象徴的価値に重きをおく（結婚はキリストと教会とに関して何かを語るものである）聖婚式式文の序文ではなく、教えの例として結婚を用いるものである（教会を愛するキリストが教会と一つになるように、結婚したカップルは愛のうちに一つにならなければならない）。ここで語られるのは、「キリストと教会とについて知りたいのならば、結婚を見よ」ということではなく、「結婚を聖なるものとするためにどうすればよいか知りたいのであれば、キリストを見よ」ということである。以下に、幾つかの写本にのみ現れる部分を含め、実際のテキストを紹介する。

夫たちよ、キリストが教会を愛し、教会のために御自分をお与えになったように、妻を愛しなさい。キリストがそうなさったのは、言葉を伴う水の洗いによって、教会を清めて聖なるものとし、しみやしわやそのたぐいのものは何一つない、聖なる、汚れのない、栄光に輝く教会を御自分の前に立たせるためでした。そう、それによって妻は汚れのない聖なるものとなる。そのように夫も、自分の体のように妻を愛さなくて

はなりません。妻を愛する人は、自分自身を愛しているのです。わが身を憎んだ者は一人もおらず、かえって、キリストが教会になさったように、わが身を養い、いたわるものです。わたしたちは、キリストの（肉と骨の）体の一部なのです。「それゆえ、人は父と母を離れてその妻と結ばれ、二人は一体となる。」この神秘は偉大です。わたしは、キリストと教会について適用しているのです。（エフェ 5:25-32、括弧付きの部分は注釈から。ギリシア語では最後の節がより簡潔に「わたしは、キリストと教会について述べているのです」となっている。）

この文章、およびより広い文脈におけるこの家庭に対する教えは、両性の平等がほとんど例外なく当然とされ擁護される時代には、問題視されるようになってきた。しかし著者は、女性の従属的な立場が当然のこととして受け入れられていた時代背景を元に、またそのような時代に対してこの文章を書いた。そのような状況であっても、（この書簡の著者が誰かについてはコンセンサスが得られていないことは記しておくが、伝統的にはパウロとされる）著者は、両性の関係についてより平等な理解へとシフトしていくことを試みている。

例えば、5:25 は、復活に類比して（より旧来の女性の男性に対する服従という要請ではなく）男性が女性に自らを献げるということを書いている。このことは、全くパウロ的なコリントの信徒への手紙一 7:4 の、夫婦の互いに対する権威を明示的に定め、夫婦が互いの身体に対する「権威」を有するとした宣言ほど革新的でない。（おそらくエフェソの信徒への手紙 5 章は、後段の家庭についての規定を通じて真のパウロ的解放をある程度明らかにしている。）

とはいえ男が頭であるという言葉がこの書の一部にはあることは、今の世代のほとんどにとって受け入れがたいことである点是否定出来ない。重要な事は、体に対する頭の役割は支配ではなく、その生命をわたしたちに与えた教会の頭としてのキリストというより広い理解とよく合致した、労りと救いと自らを与えることという、一種のケノーシス的な主の姿が示されているということである。このことは、男性の優位と女性の服従という伝統的な概念を不安定化する。これはまさに、「先生」であるイエス自身が、十字架の前の晩に、与えられた通常の役割を逆転して召使となり、弟子たちに、同じように互いに対して仕える相互奉仕を勧めたことと同じである（ヨハ 13:13-15）。

よってこの節を結婚がキリストと教会との関係の寓意ないし示唆すると考える伝統的な読み方は、本稿で詳細に検討してきた「キリスト教の結婚は召命である」という、パウロの意図の決定的な部分を見落としていると言えよう。パウロが省察しているのはずっと大きな神秘、すなわち書簡で先述された、終末論的な「秘められた計画をわたしたちに知らせてくださいました。これは、前もってキリストにおいてお決めになった神の御心によるも

のです。こうして、時が満ちるに及んで、救いの業が完成され、あらゆるものが、頭であるキリストのもとに一つにまとめられます。天にあるものも地にあるものもキリストのもとに一つにまとめられるのです。」(エフェ 1:9-10) ということである。この教会(本質的に複数のものを一つにする「集会」)において、キリストの肉と血によってユダヤ人と異邦人の二つが一つになる(エフェ 2:13-14、21-22)のである。このことは、重要であると同時に過ぎ越しという点で決定的である。すなわち、十字架は、神の一致の神秘が、キリストのうちに、キリストとともに、キリストを通して、ことに十字架につけられたキリストによって明らかにされたというパウロの教えを浮き彫りにするのである。パウロは彼の家庭訓を、このようなより広い文脈に配置する。夫はその妻との関係において、キリストの教会に対する愛を模範としなければならない。地上における結婚が天における一致の単なる象徴ではなく、天における一致が、地上における結婚が聖なるものとなるために模範とすべきモデルなのである。

この論理を採用することで、パウロは受肉から雅歌の時代もずっと遡って、創世記 2 章で描かれた最初の夫婦の根源的な物語へと到達している。ちょうどアダムが「彼自身」を、「彼の肉と骨」であるエバに見出したように、教会はその肉体的なアイデンティティをキリストと共有するのである。キリストは自身のからだである教会を愛する。洗礼と聖餐の言語(言葉と sacrament 両方において)は、エフェソの信徒への手紙にも反響している。「キリストは教会を愛し、言葉を伴う水の洗いによって教会を清めて聖なるものとするために、教会のために御自分をお与えになり、またキリストは「わが身を養い、いたわ」った。(5:25-26、29)。

パウロは彼の中の教会のイメージを、キリストの花嫁およびキリストのからだ両方に基いて構築し、独自の方法で創世記のイメージと黙示録とを橋渡しした。結婚は、それがキリストの天上的な原型像と、地上におけるご自身のからだである教会に対して自らを献げる関係とを模範とするとき、天の国をわたしたちに垣間見させてくれるものである。抽象的な結婚、またはキリストと教会との関係を「意味する」制度としての結婚ということを超えて、特によい結婚は、それがキリストの教会への愛を模しているとき、すべての愛の基礎となる原型を具現化するのである。

よって、「なぜ結婚は聖なるものであるか」という問いへの答えは、それが「キリストと教会の一致の神秘」を意味するからであるということになるが、このことはふたつ目の質問を呼び起こす。すなわち、「いかにしてわたしたちはこの意味を理解することができるか」あるいは「どのようなしるしがこの聖性、このキリスト教的アイデンティティを示すのか」という問いである。当然ながら、すべての結婚がキリスト教的であるわけではなく、すべての結婚が聖であるわけではないからである。

聖書によい結婚と悪い結婚との両方が描かれているように、始まるのも終わるのも速いハリウッド的、ラスベガスの結婚と、一生を共にし、その生をお互いと、またより広い共同体と分かち合う夫婦の間には、質的な差が存在する。では、結婚の聖性を示すしとはいったい何であろうか。また、そのようなしるしはいかにして結婚がキリスト教的であると示すのであろうか。

再度エフェソの信徒への手紙の、結婚について記した章の冒頭の節を参照する。「キリストがわたしたちを愛して、御自分を香りのよい供え物、つまり、いけにえとしてわたしたちのために神に献げてくださったように、あなたがたも愛によって歩みなさい。」この節は奉獻の際の言葉として耳につきすぎているかもしれず、耳慣れていることが、キリスト自身によって示されたケノーシス的な道に従うというキリスト者の召命の根幹にある、復活と、愛と、自らを献げることを求める力を鈍らせてしまっている。

ここでヨハネによる福音書における類似した言語、すなわち神の愛の本質と、教会のうちに、また教会とともにあるキリストの一致の神秘に関する、長い省察を参照することが助けになるかもしれない。イエスは最後の晩餐で次のように説いている。「わたしがあなたがたを愛したように、互いに愛し合いなさい。これがわたしの掟である。友のために自分の命を捨てること、これ以上に大きな愛はない。」(15:12-13)「わたしが彼らの内におり、あなたがわたしの内におられるのは、彼らが完全に一つになるためです。こうして、あなたがわたしをお遣わしになったこと、また、わたしを愛しておられたように、彼らをも愛しておられたことを、世が知るようになります。」(17:23)。

本稿において「キリスト教の結婚は召命である」と示されるように、愛することと互いに与え合うことによる一致の質は、結婚という召命の中心であって、互いに愛し合いなさいというキリスト者に対する普遍的な呼びかけの中の特定の呼びかけである。エフェソの信徒への手紙について言えば、キリストと彼が自らを捧げたことを、結婚において夫婦が自らを与え合うことの雛形あるいはモデルとすることである。結婚において、夫婦は文字通り、相互に、独占的に、留保なく、全体的に、そして無条件に、自らを与え合う。合意の宣言と誓いはこれを雄弁に述べている。「今よりのち幸いなときも災いのときも、富んだときも貧しいときも、健康な時も病気の時も、あなたを愛し、あなたを守り、あなたに従い、生涯あなたを保ちます」(BCP、424、427)。

誓いの相互性、すなわち夫婦それぞれが相手に対して行う約束は、黄金律とともに、エフェソの信徒への手紙で詳述され、洗足と、さらに最も明白には十字架の痛みと栄光によって表された、イエスの教会への変革的な「贈与」を反映している。

「キリストが教会に対してそうしたように」、夫婦は互いを愛することで、「忠実さ、一夫一婦制、互いの愛情と尊敬、注意深く正直なコミュニケーション、そしてそのような関係にある者たちに互いのうちに神の像を見ることを可能にする、聖なる愛」(D039-2000)という価値を具現化する。夫婦がこのような愛を生きることで、キリスト者のコミュニティ、そしてさらにその外にいる人々も、「この罪ある不完全な世界に対するキリストの愛のしるしによって、連帯が隔たりに打ち勝ち、許しが罪を癒やし、喜びが絶望を乗り越え」、「結婚した全ての人々は、その生が強められ彼らの忠実さが確認されることを理解する。」(BCP、429-30)。

教会のためのそして教会の象徴である結婚は、わたしたちの中には、だれ一人自分のために生きる人はなく、だれ一人自分のために死ぬ人もいないこと(ロマ 14:7)、またわたしたちは自分たちだけのために結婚するのではなく、神の恩寵を表し見倣うこととして、神の栄光のために結婚するということを、再確認する。イエス・キリストが愛によって自らを捧げたことのうちにある神の世界への愛は、その結婚がキリスト者としての結婚であるか、その結婚がキリストのからだ、すなわち教会である「素晴らしくも聖なる神秘」の福音的な象徴であるといえるのか否かを見分けるための、効果的な手がかりとなる。

結婚とこのより広いものとの関係は、結婚が最低限の人数とともに行われなければならないという規定により、儀式において強調されている。典礼法規が記すように「結婚は正式かつ公的な契約」であり、「少なくとも二人の証人」を必要とする(422)。カップルは私的に誓いを交わすのではなく、神と、友人と、家族と、そして(理想的には)神の共同体である教会の前でそうするのである。結婚は、理想としてはそれ自体が「キリストのうちにあって一つ」であるコミュニティの只中で、教会の名によって祝福され聖別される連帯なのである。

結婚はキリストの教会への愛の具現化の象徴であり、また、キリスト者の共同体、すなわちわたしたちの生が共にキリストのからだのうちにあるキリストのからだであることの表現と象徴でもある。(聖餐に関しての)教父時代の古い引用句である「人は見るものになる」という言葉は、結婚が神の愛と共同体とに頼り、また共同体を育てるということを力強く思い起こさせる。このように、結婚は教会によって祝福されるだけのものではなく、教会のための祝福の源泉でもある。

そしてこの祝福は儀式の終わりで止まるのではない。結婚式に立ち会い、そして彼らの結婚という旅を支え続けることで、共同体は夫婦の証人となる。そして夫婦の方は、彼らがどのように共に生きるかによって、キリストの愛を互いに対して、共同体に対して、そし

て世界に対して見せることで、共同体の証人となる。結婚が sacrament であるか否かはこれまで多くの議論の主題となってきたが、確かにそこには sacrament 的なものがある。結婚は他者のうちに、誓いに内在する愛の恩寵と自らを献げる思いやりを表現し呼び起こすからである。

結婚は「神によって定められた目に見えるしるし」を欠くことにより「洗礼と聖餐の sacrament とに共通した性格」を持っていない (BCP、872) が、結婚の真の恩寵は結婚の儀式にあるのではなく、カップルの生のうちにある。洗礼後の生および教会という聖餐を受けた共同体と同様に、誓いを生きる中に、約束と献身とを実践することに、恩寵が現れ、分かち合われる。

### 3. 結婚の倫理

ここまでで見たように、エフェソの信徒への手紙ではキリストのからだおよび配偶者両方として認識される、キリストの自らを献げる教会への愛の象徴、反響という、結婚の代表的な機能は、より大きなキリスト者の使命のうちの特定の召命である。キリスト者の召命として、結婚の倫理的な重要性は、夫婦が互いをどのように扱うか、結婚後の生活のルール、その規律と責任、喜びと報酬を、どのように夫婦が具現化し生き抜くかによって表現される。

倫理について話すときには、誰が行うのかよりも何が行われるのかの方が問いの中心となることがある。結婚における倫理のこれら二つの要素、行為と行為者とは、結婚を通じて夫婦となる二人自身のうちに融合する。配偶者であることのリアリティは存在論的なものではなく、遂行的、理性的なものなのである。よって象徴の効果は、結婚という献身の実質を構成する、夫婦が誓いの価値を表現し生き抜くことの度合いによるものとなる。

本稿の「キリスト教の結婚は召命である」という命題は、結婚とは、生き方であり、規律であり、教会を形成するキリストの弟子たちのより大きな共同体における、キリストの弟子としてのあり方であるということも強調する。この意味で、それは福音的な愛の価値、「キリストを説く」福音的証人としての生を全うすることである。

ヨハネの言葉を参照すれば (一ヨハ 4:20)、目に見える配偶者を愛さない者は、目に見えない神を愛することができない。そして、夫婦が互いに対する愛を表現することの中に、神の愛を見ることができるのである。配偶者は、黄金律を行うための最も近く最も親密な隣人である。慈愛の神学的善はまさに家庭から始まるのだ。

この意味で、18 世紀のプロイセンの哲学者、倫理学者であるインマヌエル・カントが明ら

かにした原則を参照して、結婚の倫理を考えることは有用である。カントは、人間は互いを別の目的のための手段とするのではなく、目的そのものとしなければならない、すなわち他者の有用性や生産性ではなく他者そのものに価値を置かなければならないとした。

この関係的概念は、人はそれぞれ神の生きた姿であるという理解のもと、全ての人の尊厳を尊重すべしという、洗礼の誓いと完全に調和するものである。この倫理的概念は、単に何ができるかによって結ばれる契約ではなく、二人の間の相互の誓約であるという結婚観に特に当てはまる。結婚のリアリティは夫婦自身のうちにある。すなわち、キリストの教会への愛を映し出し具体化する、互いに対する献げ合いの中に、夫婦それぞれが相手のために生き、努力することのうちにある。このことは、「彼と同じようなもの」(トビ 8:6)の発見によって正される、孤独の「よくなさ」への回答として、人類の繁栄への神からの原福の回復へ、原罪の核にある生来の利己心を、変容し方向づける。

ここで、自らを献げることに関する3つの事項を思い起こすことが助けになるだろう。第一に、自身を他者に対して献げるということを、ある種逆説的な「無我性」と混同してはならない。取るに足りないものにまで減縮された自己を献げるとは、何も献げないのと同じである。さらに、「無我性」の概念は「すべての人の尊厳の切り下げ」を表す(BCP、305)。すべての人はそれぞれに価値があり、自らを献げるとは最も価値の高い贈り物であって、他者のためにだけ献げる価値のあるもの、「全世界」を手に入れても対価を支払えないほどの贈り物(マタ 16:26)である。

「無我性」が特に女性に対してしばしば要求されることは悲しい事実である。支配的な夫と「無我の」妻というステレオタイプが理想とされてしまっていることもある。自己に関する誤った概念の育成に加え、このことは、夫に対してキリストが教会のために自らを献げたことに倣うことを勧める、エフェソの信徒への手紙5におけるイメージの転倒を表すものである。

第二に、友のために自分の命を捨てるという最高の愛(ヨハ 15:13)である、キリストの自己犠牲という究極の模範は、高価であり痛みを伴うが、同時に歓びの源でもある。復活の神秘は、この素晴らしい交換、すなわち「痛みと死を通じた」「キリストが背負う十字架」と人間の「生と死」(Hymnal 1982、483)との交換を内包している。

第三に、キリスト者それぞれはこの復活の神秘に参加し、自分自身の十字架とともに自らを献げる主の道をたどることを求められている。これは普遍的な求めではあるが、結婚という特定の形をとり、夫婦が互いに与え合い、復活と歓びの交換のうちに捧げ、受け取りあって、かけがえのない復活による原罪の贖いを祝うことによって、原福が具現化する。

この罪から祝福への移行は、イエスが最初に栄光をあらわすことになった舞台である結婚式で暗示されている（ヨハ 2:11）。イエスは儀式的浄化のための水を、祝福のための有り余るぶどう酒へと変容させた。これは単なる移行ではなく質的変容、すなわち、繰り返し浄化を必要とする儀式的穢れの確認から、キリストによる神の約束の成就と完成を表し希望する祝福へと変容させたのである。

このことは、結婚を単に創造の反復というだけではなく、「新たな創造」の一部として引き立てる。創造の水は、単に取り替えられたり継ぎ足されたりするのではなく、救世主の宴の新しいぶどう酒へと変容する（Brown, 97-111）。この宴は、黙示録で小羊と新しいエルサレムの結婚式において描かれる。よって、このような壮大な虹の弧は、創世記から黙示録までの神の善を宣べ伝え、始まりと終わり、希望と達成とを結びつける。

一方で、聖書そのものは、全うされる結婚についての洞察をほとんど与えてくれない。ヘブライ聖書および初期教会において、一夫一婦の夫婦の出番は比較的少なく、結婚の典礼に用いるのにふさわしい聖書の言葉は不足しているといえる。よって、ここからは、典礼で聖書がどのように使用されてきたかを考えることで、教会自体が結婚を理解し、どのような神学的、倫理的意味をそこから得ているのかについて、より深く考えることにしたい。カナの婚宴がこのことについて重要な役割を果たしている点に注意が必要である。二つが一つになるという結婚の変容性が強調され、これから築いてゆく関係が、互いに与え合うことの贖いとしての性質を垣間見させ、教会そのものであるキリストのうちの新しい生を映し出すからである。

### 「心と体と思いの結合」

1549年から1662年祈祷書までの伝統的な聖公会典礼式文、とくに式文の一部と化した前文は、既にある一つの緊張関係を露呈している。それは、一方ではカナの結婚の変容的ヴィジョンが回想され、もう一方では婚外性交の「汚らわしい罨」から救われるためという非常にこの世的な結婚制度の理由が挙げられていることである。これは明らかに「既に、しかし未だに」という緊張関係を示していて、その古典的な形式の内に否定的表現と肯定的言及を含んでいる。

そして、聖婚式前文の因果と目的を強調する表現様式と、誓約自体が強調するより主体的な表現様式もまた緊張関係にあると言える。前文、特に出産を強調する伝統的式文では、結婚の生殖的価値が述べられる。つまり結婚は何のためか、である。しかし逆に、誓約自体は結婚生活に注がれる行為的側面を強調している。つまりどのように結婚の誓約を実際に生きるか、である。

しかしながら、生殖活動と子どもの出産を主な目的と結果とする姿勢は、たとえどれだけ生殖活動が重要で、どれだけ子どもの福祉が人類社会に不可欠であるとしても、これまで述べてきたカントの倫理原則に違反する。つまり人間はその人自身が目的として扱われるべきであり、どれだけ良い目的であるとしてもほかの目的を達成するための道具として扱われるべきではない。

「姦淫罪への対策」として夫婦が相手を用いることに対しても同様である。この理由に沿えば、ある程度の結婚の「モノ化」は避けられない。(この「対策としての結婚理由」は初期の聖公会の典礼文では強調されたが、より最近の聖婚式文ではあまり強調されず、弱められたりまたは全く削除されたりする傾向にある。)

生殖活動を結婚の理由や目的とすることが問題になるのは、主にそれが外的な目的として理解される場合である。愛し合うカップルが互いに相手を最終的な目的として接し、その自然で内的産物として生殖活動が行われることは問題にはならない。この場合、最終目的として相手の命に接しており、命はそれ自身で測量不能な価値を持っている。そして、ほとんどとは言わずとも多くのカップルはこの意味での生殖を欲し、実現に向けて協力する。だから新しい命の創造とは目で見て手で触れられるようになった互いの愛の結晶なのである。

しかし生殖活動は結婚の主な目的であるとされながらも、決して結婚の必須条件とされたことはなかった。1549年祈祷書でさえ、全ての結婚は生殖活動を達成するものだ、とはしていない。夫婦に子宝に恵まれるための祈りには「この女が出産期を過ぎている時は省略する」という但し書きが付けられているのだ。つまり結婚のこの側面は、ある目的を達成するかどうか、ということである。しかしその目的がどれだけ善いものであっても、それは人をほかの目的のための道具として扱う倫理的問題を解消しはしない。

子どもは贈り物であり恵みであり希望である。子どもを産むことを外的な期待や要求と理解し、子どものいない結婚生活は本質的には失敗である、と理解してはならない。むしろ夫婦の互いへの愛がより深くより十分に実現すればするほど、出産であれ養子縁組であれ、共に育つ家族の一員としての子どもは自然に家庭内の道徳を体現するように養われ育つだろう。問題ある結婚生活が子どもの存在によって「救われる」などと期待はできない。実際には子どもの存在が更なる緊張とストレスを夫婦に加え、そんな状況は子どもにとって決して良いものではない。

注目すべきことに、創世記第1章の姿勢は生殖活動を強調するが、創世記第2章の物語は

伴侶性 (companionship) を強調している。注意点として、創世記第 1 章での生殖活動は結婚そのものではなくむしろ「男と女に」(創 1:27) とあるように、性と深く結びつけられている。また創世記第 1 章は「地に満ちよ」(創 1:28) という、前節の鳥や魚にも共通する表現も用いている。そして「産めよ、増えよ、海の水に満ちよ」(創 1:22) と命じている。つまり創世記第 1 章によれば、生殖活動に必要なのは性であって結婚ではない、ということになる。

しかし創世記第 2 章が強調するのは伴侶性である。つまり人は独りでいるべきではないということであり、地を満たして支配するということではない。「アダム」とはヘブライ語でも「ハ・アダム」であり、その名もその起源も「土」である。だから同じ「土」から形づくられたほかの被造物は、アダムを満足させる伴侶にはなれなかった。唯一アダム自身の本質から造られた者こそがアダムにふさわしい伴侶となれたのである。アダムはその同質性を認め、「良くない」(創 2:18) 以前の孤独を解決してくださった主なる神のみ業を称えたのである。

解決されるべき「問題」は元来、孤独な存在としてのアダムの内に含まれている。その問題は「彼に合う助ける者」を見つけたことによって解決したのであって、その後の行為や生殖活動によって解決したのではない。それからのち「幸いなときも災いなときも」来るだろうが、変わらないのは助ける者の役割である。(「彼に適する者」とは「彼に従属する者」ではない。後に男が女を支配するようになるのは人類の墮落の産物である。「初めに」二人は並んで立っていた。さらにヘブライ語の「助ける者」は、人間に関係する神をも意味する言葉でもあり、劣等や従属の意味は含まれない。事実、助けを必要とする者こそ、助ける者より劣っているはずである。)

イエスの結婚の教えは、創世記のこの二つの物語を結びつけている。(マタ 19:4-5) 「男と女とにお造りになった」の箇所が「一体となる」と結びつけられ、結婚した二人を離してはならない根拠にされている。この箇所については別論文「結婚の召命」が、かなり踏み込んで扱っているが、倫理的事柄を論じているここでは一つのことに注目したい。つまりイエスの意図するところは「離してはならない関係」にあり、性行為や性別にはない、ということである。

さらに言えば、イエスはおそらくアラム語で教えていたであろうから、創世記第 1 章と同じように「男と女」は可算名詞であり、より正確な翻訳は「ある一人の男とある一人の女」であり、「その二人は一つの体となる」であろう。(比べて、創 2:24 では数は関係ない。同じように死海のクムラン教団も、神が「ある一人の男とある一人の女」だけを創造された、という同じテキストを結婚の戒律、特に一夫一婦制の神的根拠にしている。(ダマスコ文書

4:20f) クムラン教団においてもイエスにおいても、焦点は二人の関係であって、生殖の生産的価値ではない。

イエスご自身の教えから始まり、教会は結婚の本質について考察し続けてきた。それによると、誓約にこそ結婚の本質と実態が表れている。誓約の主眼は伴侶同士の存在であり、結婚によって成就される二人の心と体と思いの結合である。

さらに言及しておくべきことに、イエスが調和させた形を除いて二つの創造物語に内在する緊張関係は、聖公会の古典的聖婚式の前文と誓約の間に受け継がれている。創世記第 2 章の物語のように、誓約自体は生殖活動に対して一切触れていない。思えばこれは驚くべきことではないだろう。一体誰が「命を生み出す」という神聖な約束を必ず実行できるというのか。

このことから明らかになる式文作成者達の意識として、一方で聖婚式前文の背後には生殖活動を目的とした有益性中心の倫理が存在している。(これは創世記第 1 章の人間の創造の物語に共通する。) しかし他方では、結婚の誓約を形作るのは誠意と美德中心の倫理であり。二人は顔を見つめ合い、互いの内に自分に「合う助ける者」を見出し、二人が共有していく人生の中で誓約を成就し、相手を互いの命で満たしていくのである。この前文と誓約との関係、またその根拠となっている創世記第 1 章と第 2 章の緊張関係こそ、二つの異なる結婚理解を表現している。前者は生殖活動によって次世代に目を注ぐ「相続人的」結婚理解と言え、後者は伴侶が互いに愛し合う行為を焦点とする「配偶者的」結婚理解と言える。

聖婚式文前文、また創世記第 1 章において、生殖活動は第一の目的とされている。そして今日の結婚についての議論でもそうである。しかしながら、今日では、聖婚式文のほとんどは生殖活動を強調せず、生殖活動は結婚にとって条件付きのものであって、決して本質的に本来的に元来のものではないと理解されている。上記の通り 1549 年祈祷書の時点で既に、生殖的価値は重要なものではあるが、必ずしも必要なものであるとは理解されていない。全ての結婚が生殖に至らないからである。

このことはおそらくカントも指摘するだろうが、結婚の主な目的は夫婦の互いの存在と二人が共に生きる生活の中に見いだすべきだ、という暗黙の了解があるからであろう。実際的に、夫婦が望んで結婚は常に生殖の結果には至らない。また当然、生殖不能な夫婦は出産を望むことはできないが、彼らはいつも愛し合い互いに忠実である関係を望むことはできる。既に述べたが、出産であれ養子であれ、その子がより愛情深く忠実な大人に育つ環境は、忠実に愛し合う夫婦の関係なのである。

もうひとつ、結婚の核心を夫婦の存在自体に見出す受肉的な根拠として、1549年祈祷書の誓約と聖婚前文に付け加えられた言葉がある。ディアミド・マカルクは分かりやすく説明している。

「(クランマー) は互いに対する誓約の頂点で、新郎は新婦を『愛し、愛おしむ』と誓い、そして新婦は新郎を『愛し、愛おしみ、従う』と誓う約束を加えた。ここに公式な聖婚式文において初めて結婚は『幸いなときも災いのときも、互いを伴侶とし、助け手とし、慰めとする』ものだと宣言されたのだ。罪を避け子どもを産むため、という理由を超えて結婚する理由を唱えた中世の神学者はほんの一握りだった。トマス・アクィナスの古典的なリストによれば、結婚する理由は忠誠と子孫と秘蹟のためであって、喜びについては何の言及もない。それに対してクランマー大主教が祈祷書作成チームと共にこれらの言葉を最終的に選択したとき、彼には既に短くとも16年もの間、幸いなときも災いのときも、妻マーガレット・クランマーがよき伴侶となり、助け手となり、慰めになってきたのである。この表現はクランマーの友人で、自らも結婚したマルティン・ブツァーが導入したものだ。ブツァーはこの伴侶性を非常に重要視し、結果的には叶わなかったが、1549年祈祷書改正時にはこの側面を結婚の三つの理由の第一として表現するように勧めていた。」  
(MacCulloch, 421)

特筆すべきことにブツァーの勧めは後世で受け入れられ、1979年の米国聖公会祈祷書と英国「コモンワーシップ」の聖婚式前文では「理由」の順序が入れ替わっている。もっとも1785年にまで遡る米国聖公会祈祷書の聖婚式は本来、前文の全ての「理由」の表現を取り除き、ただ結婚関係にある自分の状態、つまり意図や結果ではなく誓約によって結婚の絆に入る二人自身を強調していた。理由や目的といった表現は1979年米国聖公会祈祷書で再導入されるがその順序は変えられていて、互いを喜び、互いを支えることこそが生殖と子どもの養育を可能にすると強調されている。

前文とは違い、誓約自体は無条件である。誓約は目的や結果や目標に左右されない。誓約に含まれる義務はすべて夫婦自身、互いへの行動に関することである。誓約で約束する行動は自分が、または互いが、それを実行する力を持っている行動である。だから子どもを産む誓約はないのである。その意図があったとしても、その成就是約束できる行動ではない。ゆえに子どもの出産と養育は、最初の時点でもその後の時点でも、結婚の条件や基盤とはなり得ないのである。

生殖不能としての不妊症は結婚を妨げるものでも離婚や結婚解消の理由となるものでもない。(ただし認めねばならないことに、文字通り王室の結婚のように「相続人的」結婚理解

が支配的な場合、不妊は結婚を終わらせる一つの理由とされてしまう。)

理想的には、配偶者は互いの存在自体を目的として敬うべきであり、何かほかの目的や目標の道具と見なしてはならない。その目的がどれだけ善いものであったとしてもである。人の命をこの世にもたらず生殖活動はまさに徳の高い活動である。そして結婚した二人の人間が、もしも可能なら、これを目指して努力することは善いことである。ただし生殖活動は単純に出産を意図した（または意図しなかった）結果としてそうなるのではなく、夫婦の互いへの愛から溢れ出した結果としてそうなるのがふさわしい。

しかし重要なことに、たとえ生殖活動が実現しなかったり不可能であったりしたとしても、夫婦の互いへの愛が彼ら自身と彼らの帰属する共同体にとって、ほかの形で善い結果をもたらすことがある。結婚の「互いを伴侶とする」こと（mutual society）の内には次世代育成能力（generativity）があり、夫婦が生活し参画する共同体へと溢れ出していく。想起すべきはカナの婚宴での水がめである。水がめはその縁まで満たされ、ぶどう酒を汲み出す最中に幾らかは溢れ出すのである。夫婦が互いに自分を与え合う関係からは、純粋な善が溢れだし、社会において増え広がっていくのである。

これが最も説得力をもって表れるのが養子縁組だ。養育できないか、またはしたくない両親の子どもを養子とするカップルである。養子がパウロ神学において教会を表す力強い譬えとして用いられているのは偶然ではない。エフェソの信徒への手紙では結婚にも譬えられているが（エフェ 1:15）、ローマの信徒への手紙第 8 章や、ガラテヤの信徒への手紙第 4 章では主に教会は養子として譬えられている。この次世代育成能力と豊穡の理解「特にわたしたちは皆養子縁組によって神の子どもである」という理解については、別論文「結婚の召命」が詳しく考察している。

### 「文脈と成就としての愛」

「愛」という言葉には色々な意味が込められる。結婚という文脈では、愛は恋愛や恋愛感情としてだけ理解されることが多々ある。もちろん愛はそれらを含むのではあるが、愛は結婚と同じように、恋愛や恋愛感情だけではない。

愛を正しく理解しようとするなら、感情だけではなく意志として捉える必要がある。愛は意志として理解されてはじめて婚約や聖婚の誓約を形作る。夫婦は一人一人が「あなたは愛する…と願いますか」と尋ねられる。そして尋ねられた者は「はい、願います」と答え、そして「愛し、愛おしみ…」と誓う。だから問題は愛が結婚と混じりあうことにあるのではなく、愛と結婚が主に恋愛感情としてだけ理解され、自分自身を永久的かつ排他的に相手に与え合う約束の実行だと理解されないことにある。

結婚生活における忠実は、愛そうとする意志によって支えられている。この意味で結婚とは誓約を生きる夫婦の内に文字通り人格化された愛、具現化された愛である。そしてそのような愛は、友が生かされるために自分の命を与える「最も偉大な愛」を生きたイエスキリストの愛に通じる。イエスの愛は結婚によってではなく人生によって、生と受難と死と復活と昇天によって示された。（イエスは教会と結婚した、と譬えとして理解されることを除いては）これがエフェソの信徒への手紙の「神秘的な」意味である。

確かに 20 世紀までの結婚は主に財産や相続人と関係して理解されてきた。文字通り王室や貴族など「相続人的」かつ法的な事柄や関心をもつ有産階級が主となってこのような印象を煽っていた。しかしながらこの印象は結婚生活における愛や人間的な愛情の重大さを示す豊富な証拠を無視している。王室や貴族などの有産階級の間でもそうだ。もしも愛と愛の結果の結婚など存在しないのなら、シェークスピアもまた存在しなかったはずだ。

より重要な聖書箇所において、相続人型結婚理解を配偶者型のそれと比べることができる。よく文章として残っているのが創世記のヤコブの物語である。ヤコブは愛するラケルのために身を粉にして働いたが、残念なことにレアがラケルの代わりに新婦となっていたことを発見する。このラケルは個人的な愛を、そしてレアは文化的慣習を、そしてこの二人の女性の物語は両者の葛藤を表している。

同じように、エルカナは不妊の妻ハンナを慰めようと彼の愛を数的に表現した。彼の存在は「10 人の息子の存在よりも」まさって愛しいはずだ、と。（サム上 1:8）このように、どれだけ文化や宗教的伝統が生殖活動を最優先課題にし、（エルカナの場合のように）不妊を離婚や一夫多妻の理由にするものであったとしても、愛のある結婚と子どもを産むことは必ずしも等しいことではない、と痛切に証言されている。愛は生殖不能でも生産的でありえるのだ。

カール・バルトはこの配偶者同士の中に結婚の中心があることを、特に創世記第 2 章を強調しつつ明確に表現している。それは伝統的な聖婚式前文の「目的」表現、（特に生殖活動と性的な罪の回避という強調）に対する反論ともとれる。

「生涯の伴侶と結ばれる結婚を、単に性欲を満たす目的に従属させてはならない。また結婚を、生殖活動への本能を満たして子どもを養育する、家族という目的に従属させてもいけない。結婚はある目的のための道具ではない。結婚はそれ自身に特有な生き方として保たれ、その内的な意味と主張に従って展開されるべきものである。結婚は家族に従属するのではない。（親であることと、子どもであること、というそれ自体また別の生き方の）関

係性である家族が、結婚に従属しているのだ。さらにいえば結婚は家族を作らなくとも成立する。子ども無しの生涯の伴侶という形でも結婚は成立し得る。結婚は必ず結合 (coniugium) であるが、必ずしも『母となること』(matrimonium) ではないのだ。」(Barth, 188)

つまり必ず配偶者として結ばれるのであって、必ずしも父親母親として結ばれるのではないではない。1978年の英国聖公会「結婚委員会」も同様の結論であった。その冒頭はバルトの結論に抗うように、結婚は「幾つかの根本的で普遍的な人間の必要と可能性に応える」ものであることを肯定している。結婚は子どもを養育するための安全で安定した環境を提供する、と。しかし文書は以下のように続いている。

「結婚は子どもの『ためにある』とわたしたちは信じない。逆にわたしたちは肯定したい。結婚は夫と妻の『ためにある。』夫と妻の関係こそが結婚の基盤だ。この基盤の上に子どもとの関係が建てられる。結婚の生涯続く性質を肯定しようとするなら、子どもがあろうとなかろうと、夫と妻の関係そのものの性質から議論を始めるべきである。」(General Synod 1978; 86, 33)

マタイによる福音書 19 章のイエスの教えがここに反響している。夫婦の永続性は結婚で二人が一つになっているからである。すでに記したが、結婚に反映されているのは「キリストが教会に抱く愛のしるし」である。そのような結婚は、愛し合う伴侶同士が本来的な自分自身になるための文脈である。伴侶は相手との関係を通して伴侶と「なる」のである。

結婚していなくても子どもを妊娠し、産み、育てることはできる。しかし結婚は配偶者同士の間で、彼らの婚姻関係でしか存在しない。そして彼らが結婚生活を作っていくなかで初めて、結婚が彼らを配偶者とする。誓約に書かれているように、生涯忠実に愛し合うという約束が婚姻関係をほかの世俗の関係から際立たせて異ならせるのである。

既に論じたが、抽象的な結婚「制度」というものはどこにも存在しない。存在するのは実際に現実となり、受肉した幾つかの結婚の具体例だけである。実際の結婚生活にあって、倫理的な善は、ほかのどんな実際の「善」と同じように、いつも実践的であって理論のままではない。その善は、心と体と思いの結合から生まれ出た無条件で忠実で一生続く互いへの愛の程度に依っているのだ。

ここでもう一つ別の家族関係を同じような視点から考察してみたい。妊娠と出産に伴い、「父」または「母」という関係性を帯びた自分になる。これ自体は人類が多くの種と共有している生物学的過程である。だが善い親でいるために必要なことは、単に生物学的なレ

ベルを超えている。それは聖書的に見ても最も重要なことに、親には養子縁組によってもなることができる、ということだ。この場合、新しい関係は遺伝的継承に基づいているのではなく、新しい親権の取得とその義務を果たす約束に基づいている。結婚とはいつもそのように自ら約束することである。選ぶ、または選ばれる、ということの重要性は後の「結婚の召命」論文がより詳細に論じている。

この選択的もしくは意志的な結婚理解は、必要ではなく選択に、衝動ではなく意志に基づいている。そして結婚を終末論的な表現として「完成」と呼ぶことができるだろう。つまり結婚はそれ自身が目的とされる終わりの一部であるがゆえに、頭であるキリストに全てのからだの部分が一つとなって完成される喜びを予期し、その予兆を実現して前もって味わせてくれるものなのである。この意味において結婚はカナでのぶどう酒の祝杯が表現するものであって、ほかの目的のための清めの水が表現するものではない。

このように生殖活動の目的から切り離して結婚を理解するとき、結婚は独身と並んで終末のしるしとなる。この世では生殖活動は種の保存のために必要であるが、もはや「復活」の時には必要なくなる（ルカ 20:34-36）。パウロも言うようにこの世の結婚は、黙示録 19 章と 21 章が細やかに描く「小羊と新しいエルサレム」の神秘的結婚の「しるし」となることができる。その神秘的結婚にあって生殖活動はもはや必要とされず、養子縁組による神の子どもたちは花嫁として一体となり、キリストからご自分の体として愛されるのである。

結婚の主要な「善」、つまりその道徳的・倫理的価値は、キリストが教会をご自身のからだとして愛した愛を、どれだけその夫婦が表すことができるかにある。夫婦が互いへの義務を守り、互いを保ち、抱き、愛し、愛おしみ、ほかのすべてを捨てても最後まで互いに忠実であろうとするその過程が、この世の続きではない神の支配という終末を先取るしるしとなる。愛の文脈はその内に、またはそれによって夫婦を結婚に包み、より広い世界に「キリストを宣べ伝えて」教会共同体に生きた譬えを示す。

この理解が示唆するのは、バルトが観察したように「新しい契約の時代に、子孫の問題は決定的重要性を既に失っている」ことである（バルト,189）そしてこの理解は同性婚を含むすべての結婚の道徳的価値の探求にも有効である。なぜなら同性婚カップルも、伴侶としてこれらの道徳的義務を果たせるからである。

互いに「合う助ける者」となる条件は、男性らしさや女性らしさではない。どれほど実際に「互いを喜びとし」「幸なときも災いのときも互いを助け慰める」ことができるかである。アダム最初の選択とその判断を待つ神の忍耐と同じように、互いに合う助ける者を見いだすのは一人一人の人間にかかっているのである。

## 「課題に面して」

この論文の聖書的かつ神学的な枠組みは偏っており、(聖書・典礼・教会法)の伝統を取捨選択して、ある部分を強調しある部分を見捨てている、と批判されるかもしれない。しかしそれは広く受け入れられている「伝統的な」結婚理解も同じであり、イエスのときからはじまって、幅広い資料からある部分を強調しある部分を矮小させている。事実イエスはモーセの律法の一部を結婚の根本的本質から逸脱した妥協であるとして却下している。留意すべことに、米国聖公会を含め多くの教会は、イエスの「結婚の不可解消性」の教えに少々の変化を加えて解釈してきた。それについては教会法の歴史についての別論文を参照してほしい。

本論文は結婚の道徳的な性質を考察してきた。しかも聖書に基づいて考察する中で、支配と服従ではなく、互いに忠実に仕え合う愛を強調してきた。過去の傾向は、性別に役割を固定しようと、ほかの聖書箇所を犠牲にしてある箇所を強調することであった。例えばパウロ書簡では、男性の指導者の地位についての箇所は、互いに従う対等さをパウロが明らかに呼びかけている箇所から切り離して読まれてきた(一コリ 11:3,11-12)。

神の意志を真に表す伝統を、その上に積み重なった人間の文化と慣習から識別するのは常に困難な課題である。それは聖書に記録された諸要素についても同じである。わたしたちが明確化しようとしたのは愛と配慮と忠誠と相互性、という道徳的価値こそが結婚の中心意味であるということだ。この考察によってわたしたちが望むのは、すべての結婚が表すことのできる徳を考察するための、本来的な枠組みを提供することである。そしてこの一つの証言によってすべての形の結婚を強めたいのである。

教会教義学 III.4 の同性愛に対する否定的な言葉を踏まえると、カール・バルトを議論に持ち出したのは皮肉に思えるかもしれない。だが、晩年の会話をエーバハルト・ブッシュが代筆した手紙が明らかにするように、バルトは同性愛に対する初期の「偶発的な発言」を考え直したのだ。そして、バルトはこの主題を再考してみたい気持ちがあることを示しつつ、組織的な再評価に取り組む健康と体力が残っていないことを残念がっていたのだ。(Rodgers, 114) .

しかしながら、教会はそのような疲労や体力の無さを言い訳にはできない。結婚の神学を注意深く考察していく中で、同性婚の課題に最善を尽くすことは教会の義務である。この努力にあって、これまでの議論に照らし合わせながら以下の問いに答えていかねばならない。「同性同士はキリストと教会の似姿として仕えることができるか。」「キリストの自己を犠牲にする愛に現れている道徳的価値を、同性同士は生活で表すことができるか。」

これまでの議論によれば、これらの二つの問いの答えは異性同士への答えと同じである。つまり肯定的な答えとして、互いを犠牲的に、相互的に、忠実に、そして排他的に愛し合う二人は人間の身体が可能な範囲でキリストにある神の愛を反映するのである。

明らかにいくつかの問題点は残り、人によってはその問題点は克服されえない。よく聞く主張はこうである。唯一男女の異性同士だけが「違いの一致」という相互補完関係を表す。ゆえに結婚は異性同士だけのものである、と。この伝統的な結婚理解の賛同者らの主張によると、同性関係はこの補完関係を表すことができない。そのような同性関係は神が創造した人間の性の内的秩序を乱すものである。よって祝福されるべきではない、と。

また、もう一つの違う主張はこうだ。今では既に教会が識別した別個の善として、同性関係は祝福されるべきだ。しかしながら伝統的な男女間の結婚は、夫婦が持つその相互補完性のゆえに特権的な地位を保つべきである、と。この点についても「結婚の召命」論文がより詳細に論じている。

だが再確認すべきことに、道徳的な価値があるのは性別や性自体、つまり身体的な性や性行為自体ではない。性と結婚についての伝統的な教えでは、後者が前者を、つまり結婚が性を聖化するのである。不倫であろうと一晩限りのカジュアル・セックスであろうと、婚外性行為が道徳的に咎められるべきであるのは、相互的で排他的な献身と忠誠という道徳的価値に欠けているか、もしくはそれを破るからである。よって道徳的な善悪は、性行為自体にも性行為を行う者の相対的な性別の内にもあるのではない。善悪は行為者の関係と文脈の内にあるのである。

同性カップルについて意見が対立するのは、伝統が本質的な悪と見なしてきたものの一般性と、教会の多くの人々が識別している善の具体性についてである。具体的な異性間の関係においても同じような罪や善を見出すことはできる。つまり一言で言えば、性自体は道徳の場ではない。

むしろ、「木」の喩えでいうならば、善悪が現れる場はその実である。(マタ 12:33) そして「霊の結ぶ実はいは愛であり、喜び、平和、寛容、親切、善意、誠実、柔和、節制です。これらを禁じる掟はありません。」(ガラ 5:22-23) 言うなれば、婚姻関係の中でも性的虐待、搾取、そして支配は道徳的には問題である。人を聖性に導くのは結婚自体ではない。結婚の誓約で約束された愛のための自制、権利、義務を忠実にかつ意識的に実行していくことが聖性に導く。そしてそのような誓約こそキリストがご自分の体として教会を愛された愛の反映である。

#### 4.「誓約についての考察」

「\_\_と\_\_、あなたたちは自分たちの結婚のうえに神とその教会の祝福を求めて今日ここに来ました。ゆえにわたしは、キリスト者の結婚が要求する義務をあなたたちが神の助けによって全うすると約束することを求めます。」（米国聖公会祈祷書,433）

民事婚（Civil Marriage／聖職者によらない民事法上の結婚）の祝福を祈祷書はこのような言葉で始めている。この礼拝は世俗の式によって既に結婚しているカップルが、式文が述べているように、神と教会の祝福を求め、また聖婚式の誓約と同等の約束をすることを求めるときに用いられる。（米国祈祷書,424）

結婚は何によって聖とされているのか、またキリスト者特有の結婚は何によって成立しているのか、これらを探求していく過程にあって上記の礼拝式文が結婚の意図を明らかにしている。その意図を祝福しようと神とその教会の名が唱えられ、その意図こそ結婚の本質であり、それぞれのカップルが厳粛な誓約を忠実に生き表していく中でその本質を具体的に成就していくものである。その意図はキリスト者の結婚が要求する義務を実行することである。「義務」や「要求」という強い表現は、カップルとその礼拝で証人となる全ての人々に、二人が自ら献げて守っていることの重大さを示すものである。これは結婚式前文でカップルに注意をうながす勧告の言葉を思い起こさせる。結婚の契りには「無分別に、軽々しく入ってはいけない。」（米国聖公会祈祷書,423）

結婚は聖なる事柄、重大な事柄である。聖であると分かるのは、わたしたちの典礼が証しているところの教会が「これは聖である」と掲げているからである。既に存在しているものを、つまりここでは既に存在している結婚とカップルを祝福するという行為は認知行為であり聖別行為である。神の恵みが「これまで」と「これから」を繋いだ瞬間だ。

2000年の米国聖公会総会は決議 D039 を採決し、生涯を約束する単婚の関係にあるカップルに教会が何を期待しているかを表した。それは上記式文が述べているところの「キリスト者の結婚が要求する義務」にあたる。決議があげるのは全ての性別のカップルにあって教会が大切にしてきた性質である。それらは「忠実、単婚、互いへの慈しみと尊敬、注意深く誠実な対話、そして互いの内に神の似姿を見られるようにする聖なる愛」である。

続いてこの決議は「わたしたち信徒の関係での一切の乱交、搾取、虐待を糾弾し」その責任を強調して「この教会は全ての信徒にこれらの倫理価値を守る責任を問う」と宣言している。これは聖なる生活を営む要求と義務、その倫理と徳に基づいた深い意味を持つ宣言である。

多様な面で、この決議は実際の結婚の誓約に基づいており、またさらに誓約の意義を強めるのである。(BCP, 427) 期待は明解であり責任も明確に述べられているが、最も重要なことは、神が全ての中心にいるということだ。期待に実際に応えていくのに必要な愛として、聖なる愛は神の愛を二人に示し、二人が互いの内に神の似姿を見出し、その似姿を通して神を求め神に仕えることを可能にするのである。二人がそうするとき、より広い共同体にとって彼らは神の愛のアイコンとなる。

米国聖公会祈祷書 427 頁の結婚の誓約は古代のものであり、親しみ深いものでもあり、またそれ自体で強い力を感じさせるものでもある。配偶者になる一人一人は自分の誓約を相手に対して、神の名において宣言する。この礼拝の本当の司式者としての二人は、神と証人たちの前で厳粛に誓約を立てる。しかし誓約自体は相手に直接誓う形だ。親しみ深い文言に、カップルはこれから面するだろう困難を想像するだろう。「幸いなときも災いのときも、豊かなときも貧しいときも、健康なときも病気のときも、すべてのときを通して、また死以外のどんな状況にあっても、相手を愛し相手を愛おしむことを第一の義務とし務めとする」と。愛するという約束に付け加えられた「愛おしむ」は、愛情を感じさせる優しさを示唆する。それはキリストが彼の花嫁である教会に対して抱き、また神がわたしたちに対して抱いている特別で無条件の愛を垣間見させるのである。

### 「祝福の場としての結婚が要求するもの」

キリスト者の結婚は一体何を要求するのか。決議 D039 と結婚式文の両方が厳粛な誓約を神と結びつけている。神の似姿を自分の伴侶の内に見出し、自分たちの結びつきの上に神に祝福を願う。典礼的行為と勧めは、これらの力強い約束を聖なる言語で包んでいる。同様の聖なる言語は「養子縁組の感謝礼拝」にも表れされている。そこでは子どもは、十分な年頃であれば、母親と父親、もしくは母親か父親、を「選ぶ」。「選ぶ」ことは互いになされ、家族はその選びの結果として礼拝の中で祝福され、しるし付けされるのである。

誓約がどう結婚の聖性を示すか考察するにあたって、その歴史を短く見てみることは役に立つ。現在の 1979 年米国祈祷書にある結婚の誓約は「持つ、保つ」という言葉を使い続けている。これは元々は財産権を保護し、花嫁の「面倒をみる」ことを意味していた。以前には花嫁の持参金に関する言葉も用いられていた。契約としての結婚は、資産とか権利とか相続とかについての事柄であって、そこには一切の神学的な土台などなかったのである。

しかし、より道徳的または神学的な徳についての考察が深まるにつれて、教会は従来古い言葉をそのまま受け継ぎながらも、誓約をより重要視するようになった。結果的に花嫁が「従う」という約束は取り除かれ、誓約の内容は花嫁も花婿も同じものになった。そし

て誓約は本当の礼拝の司式者である二人が聖なる約束を誓う、という聖なる言語へと進化していき、誓約の言語は単に二人を結ぶだけではなく、神がその民に立てた契約と約束を想起させるものとなったのである。

既に記したように 1549 年祈祷書でクランマーが誓約の内容を広げたことによって結婚の要求と義務は、単に契約の履行ではなく、互いを聖化する愛として形成され理解されていくことになった。1979 年祈祷書はその方向性をさらに進め、D039 決議と 2000 年の総会はその方向性をより具体的な言葉にし、婚姻関係の期待を結婚はしていないが互いに自らを約束するカップルにまで広げるのである。互いに自らを約束する関係こそ、その関係をカジュアルなものから忠実なものへと変容させる。そのような関係こそ教会がその祝福によって聖別する関係である。

何が結婚を聖なるものとするか。キリスト者にとって、それは死に至るまで忠実に愛するという厳粛な誓約がなされることであり、集まった教会がその誓約の証人となってその新しい約束を祝福することである。「この日からずっと」カップルは互いを「選び」続け、心と体と精神が一つとなる結びつきの中に新しい現実を創造し続ける。聖霊はこのような関係にこそ、神の名による祝福と祈りによって吹き込まれる。そして神の名こそが結婚を聖なるものとするのである。

#### 引用文献

Scripture citations are from the New Revised Standard Version.

Barth, Karl. *Church Dogmatics* III.4. London: T & T Clark, 1961.

Brown, Raymond E. *The Gospel According to John I-XII*. Garden City, N.Y.: Doubleday, 1966.

Brundage, James A. *Law, Sex and Christian Society in Medieval Europe*. Chicago: University of Chicago Press, 1987.

General Synod Marriage Commission. *Marriage and the Church's Task* (GS 363) . London: CIO Publishing, 1978.

MacCulloch, Diarmaid. *Thomas Cranmer: A Life*. New Haven: Yale University Press, 1996.

Rodgers, Eugene F., Jr. *Theology and Sexuality: Classic and Contemporary*. Oxford: Blackwell, 2002.

Watkins, Oscar D. *Holy Matrimony: A Treatise on the Divine Laws of Marriage*. London: Rivington, Percival, 1895.

White, Edwin Augustine, and Jackson A. Dykman. *Annotated Constitution and Canons for the Government of the Protestant Episcopal Church in the United States*

*of America otherwise known as The Episcopal Church Adopted in General Conventions 1789-1979* (New York: DFMS, 1981)

## 第2論文：召命としてのキリスト者の結婚

### 序論：結婚研究への召命

聖公会の生活においてこの瞬間に結婚を学ぶための召命は、わたしたちがどのように福音を示すよう召されているかについて、いくつかの面において教会規模の識別力を働かせている。わたしたちはアングリカン・コミュニオンとより広いキリストのからだに属する聖公会の文脈に基づきこの仕事を行う。決議 A050 を可決して、そして結婚の研究に関する特別委員会を組織することによって、2012年の第77回総会は結婚の研究がそのより広範囲な識別力の重要な構成要素であると認めた。

この特別委員会の仕事は、人間的相違に関するわたしたちの理解とどのように教会が名誉とし、またその相違を具体化するかに関して、数十年に渡る一連の会話から出てきたものである。この論文は、進行中の討論がわたしたちの中心的使命——教会と世界におけるキリストの和解の宣教を助けること——の重要な側面であるという前提に基づいて機能する。

この時において、より幅広い教会の召命においてのこの会話のあり方をわたしたちが認識しようとしているようにも提案する。わたしたちはまた考慮すべき—あるいは恐らく、より正確に、再考するための、また再解釈するべきいくつかの方法において—召命としてのキリスト者の結婚を考慮する機会を持つ。それは結婚を霊的实践として示し、人生の特別な誓いは生涯に渡ってのものであることを意味している。続くセクションはより多くその使命を具体的にしている。つまり愛への招き、相違の間での融合、忠誠と安定、成長と生殖性、そして最後に神と互いにおいての終末論的霊的交渉である。

### 1. 新しく出てきた枠組み

教会の数十年にわたる話し合いよりもっと直接的に持ち上がっている枠組みは、この3年の間特別委員会によって反映され、この論文の使命の枠組みを具体化するのに役だった。特別委員会が会合して、その仕事を公表して、そして教会の様々な方面から意見を受け取った。(いくつかの間で) 繰り返し直面しているテーマは、近年においてわたしたちの共通の教会対話に結婚をどのように扱うかの問題である。このメッセージは、本質的に次のようであった。キリスト者生活において結婚の意義を過度に強調してはいけない。結婚を人間関係の絶対的、究極の目的としてはならない。独身を心に留めるべきである。友情を心に留めるべきである。家族、神聖な家族の単位において目的を持った共同体の連年の出現がいろんな地域で新しく発見されている事を心に留めるべきである。(このフィードバックのいくつかがキリスト者の結婚の歴史、通過儀礼としての結婚、そして傾向と規範を変えるものとして特別委員会の論文でも反映されている。)

独身者達は二流市民へ格下げされないように願った。いくつかのカップルは彼らが結婚の心構えができる前、あるいはそんな気にならないにも関わらず結婚する事への教会の圧力に苦しんだと報告している。フィードバックのこの緊張もまたキリスト者の結婚が社会的不平等と不正の型に歴史的に絡まっていったかを強調する傾向にある。(特別委員会の論文、「キリスト者の結婚の歴史と変わりゆく結婚の傾向と規範」に反映されているように。)

この特定のフィードバックを心に留めて、結婚は偽装ではなく、強要されるものでなく、自由に見つけられるべきである人生の一つの作法であることを強調することが重要である。マタイによる福音書で、イエスは結婚が普遍的な使命ではないことを認めている。イエスの離縁に対する強い非難を受けて「結婚しない方がましだ」と声に出して言う弟子達への応答として、イエスは言われる。「だれもがこの言葉を受け入れるのではなく、恵まれた者だけである。」(マタ 19:11)

結婚は普遍的であると思い込み、すべての成人がすべき人生の標準的作法であるとする事は、暗黙の内に結婚しない人達の価値を下げるであろう。確かに、デイビッド・ランコーンが英国教会の会話という文脈で議論していた。「この討論『性と結婚に関して』がもたらした恩恵の一つは、人はコミュニティにおいて、単なる結婚のモデルよりもより広い範囲の関係を必要とすることを、教会に思い出させていることである」。

さらに、結婚が普遍的な人間の召命であると想定することは、結婚を批判するか或いは独身を強調する重要な新約聖書の証言と矛盾していることになるだろう。コリント人へのパウロの最初の手紙の中で、例えば、彼は「すべてが私自身のようにあれば」と願っている。- すなわち、単身であり独身である。けれども、彼はこう続けている「人はそれぞれ神から賜物をいただいているのです」(一コリ 7:7)。

ルカによる福音書において、イエスは断言する。「この世の子らはめとったり、嫁いだりするが、次の世に入って死者の中から復活するのにふさわしいとされた人々は、めとることも嫁ぐこともない。」(ルカ 20:34-36)。多くの学問が(特別委員会文書、「キリスト者の結婚の歴史」を含める)新約聖書は結婚の描写において一義的であることからほど遠いことを示している。肯定的或いは批判的かにかかわらずである。

それでもなお、たとえ結婚について聖書のそして歴史的な記述がさまざまであったとしても、たとえ結婚が社会の特権と不正のパターンにはまるその長い傾向のために正当に批判されるとしても、キリスト者の結婚がこの歴史によって要約される必要はない。社会的習慣あるいは教会の服従への浅はかな譲歩を余儀なくされるべきではない。

実際、特別委員会のフィードバックは、キリスト者の結婚がどのようにわたしたちの伝統の豊かさと複雑さから現れたかについての神学的に力強い熟考への願望をも反映した。カップルたちは、結婚への道を期待している単身者たち同様、彼らがいつ結婚できるのかどうか注意深く見極める願望を顧みたのである。彼らは特定の人と結婚する準備ができていのかどうか、或いは彼らが結婚に招かれているかどうかを、どうやって知り得たのだろうか？結婚に入る前にいくつもの大人の人生の軌跡が横たわっているべきなのだろうか？

あるいは逆に、変遷期の最中に生きて安定と基盤に結婚はどんな役割をしているのだろうか？ 実際、結婚が変化と安定性にどんな関係を持たせているのだろうか？ 親になることへの招きの洞察力がどのように交差するのかと結婚の洞察力とは異質なままなのだろうか？ これらの回答はキリスト者の結婚がどのように人々をより深い信仰生活へ招くかに関しての熟考に答えたものであった。（「結婚について考えるための聖書と神学の枠組み」にて取り扱われた話題である。）

熟考と疑問の下となっているこの範囲が、広範囲の疑問であった：それはどのような関係を形成している者なのだろうか、わたしたちが個人として、カップルとして、共同体として、キリストのからだの一部としてわたしたちが呼ばれているものだろうか。特別委員会の担当をする事によって、これらの疑問はより焦点の合った質問となった。つまり、各々の教会員同様、結婚の神学的形成、使命としての理解、教会のより広範囲な識別力の助けにいかになったのかということである。

今こそ、これまで以上に、わたしたち教会は結婚をキリスト者の生きた使命であることを明確に述べ、その他の使命と同じようであってもなくても、その判断を人生の一つの生き方として招き、関わる人々が愛し合い、一つになり、関係性の忠誠と信頼を持ち、キリストのからだの一員としての生成し成長できるように励ましていくことを求められている。

## 2. 召命と識別

この論文における「召命」とは、個々人とキリストのからだとしての共同体の両方における神の民に開かれ、最終的に受け取られる人生の生き方を示す。それは、神がわたしたちを創造し、救い、また新しい命へと導くというより広い目的のための世界に、わたしたちがおり、また参与する方法である。

召命は、人生における特定の職業、世界へ伝えなければならない特定のメッセージ（聖書の預言者たちやイエスの弟子たちの例のごとく）、関係性のあり方（家長、女家長が親となること、そして神の母マリア）、神が造られた世界に関わるより広い方法（パウロの二コリ5:20の命令、「神と和解しなさい」のように）を証明することができる。

召命につながっているのは識別力である。つまり人が何をどのように招かれているかを明確に受け取るための過程である。識別力は祈りと内省、会話、新しい理解力と決定力を必要とする。それは個人と共同の両方である。最も重要な事、それは聖霊が個人や共同体に刺激を与えるための空間を創る事が必要であり、彼ら自身の方法でしようと感じるのは全く別の事であるようにである。結婚へ招かれている人々と一般的に解釈されていない人々に関してマタイ 19:11 はこう言っている。「だれもがこの言葉を受け入れるのではなく、恵まれた者だけである。」

それでもなお、「受け入れる」と訳されている動詞「コールーシン」もまた空間的である。それは「空間を残す、余裕を作る」、「進むために、前進する」ことか、或いは何かを「受け取るための余裕がある」ことを意味する。空間は「与えられる」(デドタイ) 何かのために開かれており、自由に与えられ、受け取られる賜物である。識別力は神から与えられた自由の精神の中に空間を創造する。ヨアンネス・クリュソストモス(c.347-407C.E.)が、このマタイによる福音書 19 章の句に関して言うように、「法の衝動において黙らせたのではない。」むしろ、神の「言葉にならない優しさ」のために、わたしたちを創られ、そしてわたしたちを召された神の指示と軌道を自由に受け取ったり、聞き入れたりすることができるのである。このプロセスを通して、聖霊は最終的にわたしたちをすべての真理へと導く。時に、わたしたちが決して予想だにしないやり方で、そして実際にそれを負うことの困難な方法をもって(ヨハ 16:12-13)。

### 3. 愛の召命

最も重要なのは、結婚がより大きくより根本的な愛の召命に捕らわれているということである。キリスト者としてわたしたちは皆イエス・キリストにおいて神への愛に応答し、加わり、そしてその仲介人になるよう招かれている。掟は、イエスがそれらを要約したように、心と精神と思いを尽くして神を愛するべきということ、そして自分自身を愛するようにその隣人を愛することである(マタ 22:37-40、12:30-31、ルカ 10:27、ロマ 13:9 も参照)。ヨハネによる福音書では、キリストはわたしたちに「互いに愛し合いなさい。わたしがあなたがたを愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい」という新しい掟を与える。(ヨハ 13:34-35、15:12:4)

ヨハネの手紙一ではさらにその召命を発展させている。「愛する者たち、互いに愛し合いましょう。愛は神から出るもので、愛する者は皆、神から生まれ、神を知っているからです。」(一ヨハ 4:7)。愛する事によって、わたしたちは知るようになり、そして「素晴らしくわたしたちを創造して、しかももっと素晴らしくわたしたちを復活させて下さった方の神聖な命を共有するようになるのである。「無限の愛でわたしたちをあなた自身のために創られ

た」とヒッポのアウグスティヌスの言葉 (c.354-430 C.E.) に共鳴している 1979 年の米国聖公会祈祷書の感謝の祈り A を詠唱する。その愛に応え、わたしたちの人生は、その中でわたしたちの究極の休みを見出すお方を求め続ける形をとるのである。

アウグスティヌスと同時代のニュッサのグレゴリオス (c. 335-c. 395 C.E.) は、愛の探求を引き延ばすカ (エペクタシス) として思い描いた。その中でわたしたちは神の自分たちに対する終わりのない願望に参加する。信心深く送られた生活を通して、生きている神の心に常に向かって前に引き伸ばして、わたしたちは神の願望の流れ出る器になることができる。わたしたちの生涯を通じて、わたしたちは心を開いて、そして、神が連続的にわたしたちの能力を拓けるように、その願望で何度も満たされている。この愛の使命は決して終わる事がない。

この召命は受肉と過越しの神秘という根本的なキリスト教の教えからよりはっきりと表れている。愛することは、わたしたち自身を互いに与え合うことであり、それはキリストがご自身をわたしたちの内に注ぎ込まれ、疎遠になった神とわたしたちを和解させたことに引き出される。「友のために自分の命を捨てること、これ以上に大きな愛はない」とイエスがヨハネによる福音書 15 章で教えている。わたしたちはその愛に応え、彼の友人として、神に与えられて、また互いに与えられた人生において、その愛の果実を産む事を約束し続けたのである (ヨハ 15:12-17)。

わたしたちの弱さにおいて憐れみを常にかけられる方をまねて、この愛はわたしたちに団結と憐れみの内に生きる事を勧めている (ヘブ 4:15)。愛において、わたしたちの人生は復活のいのちの神秘を証しし、裏切りや破壊による致命的な傷をいやし、わたしたちの創造を新しくする。キリストにおいて、創造とわたしたちがそのかたちに創られた神の間に再建された橋に愛をもってわたしたち自身の人生を関わらせていく。

愛に対するわたしたちのより大きな召命は、お互いに対する 2 人の配偶者への愛を通して、より特別な表現を見いだすことができる。それは、性の分かち合い、わたしたちの体現と欲望の善性の確約においてカップルを互いに引き寄せる愛である。それは、生涯の生きた冒険、直面する課題、共有された洞察を発見する喜びの愛である。配偶者が互いに素顔を表し、彼らが個人的には決して気づかなかったことを見たり、見られたり、そして知ることの喜びが召命である。「人が独りでいるのは良くない」と神は創世記 2:18 で宣言する。「彼に合う助ける者を造ろう。」

配偶者の愛が、組み立て、維持していく共有された生活の進行中のパートナーシップにおける快適さの深い感覚を伝えられる。それは子どもたちの誕生と成長のための基礎、家族

の養育を構成することができる。それで、愛への召命としての結婚について言及することは、恋愛中であることや、あるいは恋に落ちる感情状態にだけ言及しないことである。さらに根本的なことには、キリスト者の結婚が基礎を置かれる愛は、関係性をもつということと生涯にわたるものであるということである。聖婚式で誓約によって結ばれる結婚は人生の過程を通してカップルが共に成長し、変化していく聖なる器である。究極的には、これらの多く、また様々な方法で、キリスト者の結婚の召命は絶えず互いに対して、そして自分たちのより広いコミュニティに対して、イエス・キリストにおける神の愛を明らかにすることを招いている。

#### 4. 一つになることと異なるもの

愛がそういうことであるように、結婚の召命は当の二人に対し、一つになるという、より広い呼びかけに既に捕らわれた特別な意味合いを持つ結合を促す。しばしば結合性と呼ばれる結婚の性質は、独自の方法をもって、イエスの「互いに愛し合いなさい」という「新しい掟」とイエスとその父が一つであるごとくわたしたちも一つになること(ヨハ 17:21)を裏づけるものである。この結合は、わたしたちを一つに結び合わせると同時に、わたしたちの差異性、また違いをも喜ばしいものとする。根本的、 sacramentalなレベルにおいて、結合への呼びかけは、より大きなキリストのからだに接木されたとするわたしたちの洗礼から来るものである。

人生を通して、わたしたちは色々なやり方—毎週聖餐を受けること、すべての人の内におられるキリストを求め、また仕えること、自分のように隣人を愛すること—によってそのからだの一部分として生きている。(洗礼の約束、1979BCP,305)「わたしたちが皆一つになるように」(1979BCP,387)と祈るとき、わたしたちの心は、地球規模における、共通点と相違点、友人、家族、多岐に渡る仕事と家庭、教会に対して開かれる。

#### 「分裂」と創造

キリスト教の結婚における一つになることへの召命は、重要な点で、わたしたちがどのように創造物語を読んできたかから来ている。キリスト者として、わたしたちは創造物語を新約聖書とヘブライ語聖書の二つのレンズを通して読んでいる。これらには、イエス独自の解釈も含まれている。自身が独身であった(と思われる)こととローマ帝国の文脈における家族のあり方についての批判的意見(「キリスト教の結婚の歴史」と上記の脚注3を参照のこと)にもかかわらず、イエスが結婚の場を尊重し、そのことを心に描いていたことは明白である。前述のように、結婚は、そうではない人々もいるけれども、多くの人々に「与えられた」(デタイ) 召命であることをマタイによる福音書 19 章でほのめかしている。

この召命についてのイエスの説明（19:3-12、並行箇所マコ 10:2-12）は、離婚について尋ねたファリサイ派の人々への返答から来ている。モーセは離婚を「あなたたちの心が頑固なので」許したが、イエスは「はじめからそうだったわけではない」と返答する。創世記 1:27 における第一の創造物語の結論を引用しながら、イエスは「創造主ははじめから人を男と女とお造りになった」と主張する。創世記 1:28 の「産めよ、増えよ」という命令は引用することなく、続けて 2:24 の「こういうわけで、男（アントローポス）は父母を離れて女と（ギュナイキ）結ばれ（コレーターセタイ）、二人は一体となる（ホイ デュオ エイス サルカ ミアン）」そのまま引用している。

キリスト者として互いに結婚するとき、わたしたちはこの分かち合われた具現化の作られた可能性を受け入れる。わたしたちは神ご自身の創造の業を崇敬し、新しい方法で「一体」となるのである。さらに、イエスのこれらの引用は、二人が関係性のアイデンティティのバランスを生まれた家族から互いへと移すとき、その創造の力が解き放たれることを示唆する。ここでの動詞コロオ—溶接する、糊でひっつける、もしくは、もっと正確には、しがみつく（to cleave）（欽定訳にあるように）—この創造の移行の複雑なダイナミクスを語る。cleave とは、自分の深い欲望をその方向へ向かわせるために深いレベルにおいて性的、靈的の両方で一つとなることである。しかし同時に cleave には切断する、切り裂く、分裂させるという意味もある。結婚の cleaving は自分たちの境界線を移行させることによって家族を作り直すことといえるのかもしれない—しばしば、配偶者の家族を引き継ぐことによって大きくしながら、しかし究極的には前の家族のつながりにおける特別な性質を移行することによって。いったん誓ったなら、いったん cleaving が典礼的に成立したら、それをやり直すことは非常に重大なこととなる。結婚の cleaving は創造を反響しているのである。

### 相補性を考える

イエスによる創造物語の並列記事は、キリスト者の結婚の中に、男と女に創られた意味の実現を見るという比較的最近の脈絡に貢献している。そしてイエスの結婚に対するコメントは生殖に言及しないが（創 1:28 「産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ」は引用されていない）、上記の記事（とマルコの並行箇所）は、その他の主要な記事とともに、二つの異性、そして生殖を可能とする人間的能力の中に結婚の意味と重大性を位置づける。こうして、結婚の一つになるという性質は折々、すべてではないが多くのカップルが持つ生殖能力と融合されてきたのである。結婚の召命がどのように、成長と生成というより広いキリスト者の召命を取り上げ、表現するかという問題については、第 6 論文においてより詳しく述べることにする。ここでの問題は、キリスト者の結婚の召命は、男と女の二つの異性を軸としなければならないかどうかである。

キリスト教の神学は長い間、キリストと教会の関係の神秘を通して結婚を捉えるという伝統を持ってきた。実際、キリスト教の「結婚の神学」は、エフェソの信徒への手紙5章に描かれた特定のイメージや、雅歌のキリスト論的読み方に基づく結婚のレンズを通して、わたしたちのキリスト論と教会論の神秘的な調和を明らかにするという傾向にある。より広い神学的箱舟のなかで結婚を探ろうとする特別委員会の論文はエフェソの箇所を相当詳しく扱っている。キリストと教会、夫と妻、男と女のアナロジーは長い間、結婚を異性同士のカップルに制限し、夫と妻が非対称であることを裏づけてきた。ここ数十年間、キリスト教神学者の何人かはこの考えのラインを「性的相補性」、あるいは単に「相補性」として枠にはめてきた。

エイドリアン・サッチャーが述べたように、この考えは、平等主義者を含めて様々なニュアンスに受け止められるその一方で、相補性はたいていの場合、「神は、異性同士の結婚を合法的で神聖な性的関係としての唯一の枠組みとして計画し、命じられている」ということを説くために用いられる。様々な方法と違った強調点をもって、この考えはローマカトリックと福音派の文書のいくつかに現れている。また、いくつかの聖公会の文脈の中にも現れ始めている。これらの貢献は、わたしたちの結婚に関する会話がどのようにわたしたちの人間理解の境界線と調和し、活性化させるかを明らかにする。キリスト者の結婚の基本構成は、性の違い——具体的には、厳密に男と女という二つの異性の理解——にその他の人間性の違いに勝る特権を与えるべきなのだろうか。結婚は人間性の違いを基礎的な男と女の異性の結婚の中を含める、あるいはその中へと導くべきものなのだろうか。

### **新たな人間性の神秘**

エフェソの信徒への手紙5章によれば、キリストと教会との関係性を特徴づけている神秘は、結婚の一体性における相違性の意義を理解するためのさらなる方法を提供しているかもしれない。結婚において「互いに仕え合いなさい」（「結婚の聖書的・神学的枠組み」として述べられてもいるが）という呼びかけの後、エフェソの信徒への手紙の記者は創世記2:24を結論として引き、同じ箇所がマタイによる福音書19章で「それゆえ、人は父母を離れてその妻と結ばれ、二人は一体となる」と、イエスによって引用されている。エフェソの信徒への手紙はさらに続ける。「これは偉大な神秘であり、わたしはそれをキリストと教会との関係にあてはめているのである」と。結婚の中心、それは神秘なのである。

神秘という概念はエフェソの信徒への手紙の思想と関連するいくつかのカギをあらわしている。その1章で記者は、福音そのものについて語るための用語を用いる。「神はこの恵みをわたしたちの上にあふれさせ、すべての知恵と理解とを与えて、秘められた計画をわたしたちに知らせてくださいました。これは、前もってキリストにおいてお決めになった神の御心によるものです。こうして、時が満ちるに及んで、救いの業が完成され、あらゆる

ものが頭であるキリストのもとに一つにまとめられます」(エフェ 3:8-10)。

エフェソの信徒への手紙の宣言の内容は「キリストの無限の豊かさ」であり「多様性に富んだ神の知恵」である。この知恵は、2章で、隔ての壁を取り壊し、「二つであったものを一つの新しい人間性に造り上げる」イエス・キリストにおいて根拠づけられている。すなわち、ユダヤ人と異邦人との区別を取り除く(2:14-16)ことである。こうして結婚は、5章で、キリストと教会との関係を象徴するものとして、この神秘を映し出すことになる。

結婚にまつわる神秘、つまり結婚が映し出す、あるいは典型的にあらわしている神秘は、新たな人間性や、性差をこえて広がる相違性を同時に認め高める一体性に関わるものなのである。実際こうした神秘は、創造自体がもつ豊かで知恵にみちた多様性にゆきわたっている。このレンズを通してみると、結婚は、特別な仕方でもキリストにおいて、またキリストによって創始された新たな人間性を映し出しているのである。こうして、今一度結婚はわたしたちの洗礼を呼び起こす。というのも結婚の召命は、それ自体のやり方で、わたしたちが洗礼を受けて入れられた新たなキリスト教的人間性を映し出し、それを作動させるからである。わたしたちは、洗礼において「キリストを着」た(ガラ 3:27)とされ、洗礼を通して、創世記で制定された「男と女」の二分法は、ユダヤ人とギリシア人、奴隷と自由人と同じように、ある意味で「もはやない」のである。「聖婚式」のなかでは、キリストは「カナの婚宴における主の現臨と奇跡によってこの生活様式を尊いものとされた」と言われている(1979年祈祷書 423頁)。

結婚の中心にある姻戚性と相違性の一致は、もしかすると、人間性の中心、いや、創造そのものの中心にある神秘として、もっと豊かに理解されうるかもしれない。結婚において、わたしたちの召命は、わたしたちの違いを消すことではなく、むしろ「ひとつのからだ」となることである。違いが消されるのでもなければ「克服される」つまり超越されるのでもなく、むしろ変容させられることである。わたしたちの固有の人間性は創造的に活かされ、二人が互いに一つに結ばれるということが、二人であり続けながら、また、異なる者であり続けながら、一つの新たな創造となるのである。キリスト教の結婚におけるこの相違性と一体性の相互作用は、男性と女性とに限定されるべきでなく、人間の相違性に関わるあらゆるふるまいによって活性化されうるのである。

実際、特別委員会の報告書「通過儀礼としての結婚」は、キリスト教の結婚のなかにある相違性の一致は、共同体の争いや分裂という状況における預言者的な厳しい試練として奉仕しようと説明している。エイドリアン・サッチャーはさらに次のようにはっきりと言っている。「(エフェソの信徒への手紙の)記者が真のキリスト教の結婚神学への端緒となったとみることができ、その完成にはまだ時間を要するがゆえに…『キリストに対する恐れ

をもって、互いに仕え合いなさい（エフェ 5:21）』はすべてを変えるはじまりとなっている」と。同性婚のカップルもまた、片方の配偶者が相手にもましてキリストすなわち教会を表しうるといふあらゆる考えを払拭する上で重要な役割を担っている。「聖婚式」という礼拝もまた、「協働者」として二人が役割を担うというカップルの十全な平等性を示している。だから、キリスト教の結婚の召命は、歴史的には異性愛のカップルに限定されてきたが、まず間違いなく神秘が照らし出すのは、この限定を求めないことが必要だということである。結婚がもつ、性的指向をふくむ人間のあらゆる違いを擁する明白で一義的な包容性は、創造の豊かな多様性を、何世紀にもわたって過去になされてきた以上に、十分に映し出すことができるであろう。

## 5. 禁欲と不変

愛は結婚した二人を互いに引き寄せますが、時を超えてその一体感を支え保つものは、規律正しい禁欲と言えるものかもしれない。キリスト者にとって結婚とは、論じられてきたように、召命の誓いである。その誓いは二人を配偶者として「命の限り」互いに結び合わせる契約となる。「聖婚式」における「健康なときも病気のときも」最愛の人を「愛し、敬い、仕え」ること、また「ほかの人をすべて捨て去り」愛する人に誠実であるという結婚の宣言は禁欲であり霊的訓練である（1979 BCP,424）。結婚は、このような誓いの特性を、共同体の人々が生涯に渡って信仰告白を行う信仰生活と共有している。

使徒パウロは結婚を、禁欲的レンズを通して解釈した。コリントの共同体を評して、「皆がわたしのようであってほしい—すなわち独身であってほしい—と言ひ、結婚することを大目に見て譲歩しているのであって、命じているのではないと語っている。ここでは独身生活に招かれていない者にとって、結婚は人を縛る働きをするとされる（一コリ 7:6-7）。パウロは皆が自分のであることを望んでいるが、より根本的な召命的問題に立ち返って指摘している。すなわち、「しかし、人はそれぞれ神から賜物をいただいているのですから、人によって生き方が違います」（一コリ 7:7）と。数節後に再び強調される。「おののおの主から分け与えられた分に応じ、それぞれ神に召されたときの身分のままで歩みなさい」（一コリ 7:17）。神が人間一人一人に与えた特別の恵みや賜物は、わたしたちがつくる関係性や関わりを通して十全に実を結ぶことができる。キリスト者の結婚は、結婚する二人を互いに、また誓いをする教会という家族に、そしてキリストというより大きなからだに結び付く、生きる上でのひとつの形である。結婚というレンズを通して、今また新たにこれらの人々と約束を交わすのである。

キリスト者の結婚における誓いには、ある種特別な器になることができるという特性がある。それぞれのカップルに唯一無比に、結婚という器は、「幸いなときも災いのときも、豊かなときも貧しいときも、健康なときも病気のときも・・・死が二人を分かちまで」（1979BCP,

427)、二人が互いに十分しっかりと支え合うことができる変わることはない安定感を生み出す。この誓いは、単に制限のある約束であることを言っているだけではなく、命の深い源という意味でもある。ヨハネによる福音書「つながること」は、変わらない安定性という誓いの生き生きした形を照らしうることがここに示されている。

ヨハネによる福音書第 15 章で、イエスはぶどうの木とその枝の喩えを解き明かしている。「わたしにつながって（メイナテ）いなさい。わたしもあなたがたにつながっている。ぶどうの枝が、木につながっていないければ、自分で実を結ぶことができないように、あなたがたも、わたしにつながっていないければ、実を結ぶことができない。わたしはぶどうの木、あなたがたはその枝である」（ヨハ 15:4-5a）。「メイノー」という動詞は、「つながること」とか「とどまること」という意味であるが、ここでは限界を設定する命令になっているだけでなく、命の源にもなっている。枝としてぶどうの木につながることにより、命の立ち現れるところに結ばれ続ける。ヨハネによる福音書において、つながることは、神の愛のうちに住まうこと、そこに参加すること、神の愛によって変えられること、共同体の中でそれを分かち合うことである。「わたしがあなたがたを愛したように、互いに愛し合いなさい。これがわたしの掟である」。イエスは続けて弟子たちを「友」と呼ぶ。キリスト者の結婚という器を支える誓いは、その同じ愛につながれているのである。

## 6. 成長と生成の召命

結婚した二人を互いに助け、結びつける不変の誓いにより、その二人は恵みに満ちた成長の手段ともなることができる。「自身の未来の愛についての言葉を述べる決断は、自身の心を変えることの一部になる」とマーガレット・ファアリーは書いている。「自分自身から抜け出すことは、真に自分が愛するものと出会うことでもある（自分が愛を献げるものに背くことによる処罰への過剰な恐れから自分の心を固くすることでない。）」この心の変化は、弱さと試練および楽しみと歓びの共有を通じて展開する。「あなたは幸いである、成長と発見の神」とニュージーランドの祈祷書は唱える。「わたしたちの生を変えた靈感はあなたのものである。わたしたちに新たな危険と機会とをもたらした力はあなたのものである。あなたの新たな創造物であるわたしたちに、あなたの王国が来る時まで、この新たな世界を歩み、観察し、習い、愛し、信じさせてください。」わたしたちが根源的に不可知の来るべき未来へと歩んでいくとしても、結婚で誓われた生涯にわたる献身は、「わたしたちの未来全てを集めてわたしたちが愛する神の肯定の中に配置する」という願いから現れる。

愛が生涯を通じて「全きものへの成長」するものだとしても、わたしたちの誓いは、わたしたちをまず根づかせ、地に植えるものなのである。

神および互いのもとにとどまることで、キリスト者の結婚は、ヨハネによる福音書の 15 章

に記された「豊かに実を結ぶ」というキリストの言葉に呼応するものである。ここでは、実を結ぶということが、第一義的に、キリストの体の枝としての成長という、より広い求めに対する省察となっている。パウロがその手紙でローマの信徒たちに勧めているように、新しい契約に従って「神に対して実を結ぶ」ことをわたしたちは求められている(ロマ7:4)。同時に、わたしたち自身が生を受けたことは、創世記1:28の「増えよ、地に満ちよ」という命令にあるような生物学的妊娠を通じてではなく、選択を通じて、最も劇的に分節化される。

ローマの信徒への手紙で、パウロは次のように宣言している。「この霊によってわたしたちは、「アッバ、父よ」と呼ぶのです。この霊こそは、わたしたちが神の子どもであることを、わたしたちの霊と一緒に証ししていただきます。もし子どもであれば、相続人でもあります。神の相続人、しかもキリストと共同の相続人です。キリストと共に苦しむなら、共にその栄光をも受けるからです。(ロマ8:15b-17) 新生児の泣き声のように、「アッバ」というこの特徴的な親への叫びは、霊的な誕生と、新たに作られ新たに実を結んだ親密さの兆しである。同じ手紙で、この変容する親密さは接ぎ木としてイメージされる。キリストの弟子たちは、自らを「もともと野生であるオリーブの木・・・元の性質に反して(パラフェーシス エネケントリステース)、栽培されているオリーブの木に接ぎ木され」るものと理解する(ロマ11:24) キリスト者にとって実を結ぶことは、新たにされた被造物を通じて現れるものである。この1章後でパウロは、わたしたちに、この世に倣うのではなく「心を新たにして自分を変える(メタモルフォステー アナカイノーセイ)」ことを求めている(ロマ12:2) わたしたちの生は静的ではなく変わりゆくものであり、すべてのものを作った神の似姿へと常に変容を続ける。キリスト者の結婚が生成的であるのは、まずもってこの文脈によるものである。

聖霊の贈り物として、実を結ぶことは、洗礼による神の贈り物としての罪の洗い清めと神との調和の結果であり、生涯にわたる変容の進展のプロセスである。洗礼という基礎によって、キリスト者の結婚という召命は、復活の奇跡そのものの核心へとわたしたちを導く。「(洗礼において) わたしたちはキリストと共に埋葬され、キリストの復活を分かち合い、聖霊によって蘇る。」(1979 BCP、306) 一度生まれれば、この再生はわたしたちの生涯を通じて反響し続ける。「成長させてくださる神」と、パウロはコリントのコミュニティに対して説明している。(一コリ3:6-7) エフェソの信徒への手紙はさらに以下のように勧める。「あらゆる面で、頭であるキリストに向かって成長していきます。キリストにより、体全体は、あらゆる節々が補い合うことによってしっかり組み合わされ、結び合わされて、おのおのの部分は分にに応じて働いて体を成長させ、自ら愛によって造り上げられてゆくのです。」(エフェ4:15-16)

この体の各部分として、キリスト者は、キリストによって開始された新たな人間性を再発見し続け、またそれに向かって生きるのである。先に述べたこの人間性は、互いを隔てる壁を壊すことから現れる。それは平和によって広がり、キリストがわたしたちの中に産んだ和解の精神に基礎づけられる。(エフェ 2:14-22) わたしたちが洗礼の際の約束に向かって生きようとし(1979 BCP, 304-5)、新しい人間性を具現化し、復活の神秘そのものを受け入れようとする中で、わたしたちは、ナジアンゾスのグレゴリオス(329-389頃)が宣言したように、キリストのうちで「新たにされる」創造の素晴らしいダイナミズムの只中に組み込まれる。事実、わたしたちの個人的成長は、より大きなコミュニティが、すべてのものを作った神の栄光をより包括的に映し出すようにもする。衰えることのない実を結ぶようにわたしたちが求められるとき、このことが真っ先に意味されるのである。

愛における成長、という一生涯の召命に規律をもって取り組む一つの道として、キリスト者の結婚はこの「変容の射程」上にある。結婚の実り豊かな可能性は、常に変容することである。事実、カナの婚宴は本質的には変容のしるしだ。だからキリストご自身が結婚を勧めていることのしるしとされ、また米国聖公会祈祷書の「結婚の祝福と聖別」の前文でも引用されている。(1979年祈祷書, 432頁) 「カナの婚宴で水をぶどう酒に変えた」キリストの神の力が結婚にあって「(わたしたち)の人生を変容させ、(わたしたちの)心を喜ばす」ことのできる生涯続く力を発揮する。キリストにあって、変容は神が被造物に与えた重要な性質を表している、つまり霊的成長と実り豊かさである。変容は分解のしるしではなく、被造物が未だ知れぬ可能性を孕んでいることのしるしなのである。

すべてのキリスト者は、変容力を持つ次世代育成の可能性を具現するように召されている。キリスト者の結婚はそれを実現させる一つの間関係の文脈となりうる。このように、結婚の召命にあって「産めよ、増えよ」は、結婚生活で性を共有した結果として妊娠した子どもたちを養育する、という形をとることができる。さらに、この通常の形での子どもの出産と養育は、わたしたちの多くに恵みとして与えられている生物学的な創造的能力の善さを祝うものである。この形で親であることは結婚関係の内に可能である。そしてそれは事実、非常に善いものとなる。しかしながら、親であることは必ずしもこの形である必要はない。

さらに言えば、すべてのキリスト者が結婚生活に召されているわけではないように、すべてのカップルもまた親となることに召されているわけではない。このように語ることは、「親であること」を「好きな人だけ、もしくは社会的にそう期待されている人だけが選ぶ『任意の事業』」とすることにはならない。そうではなくて「親であること」は、深く人間関係に関わる召命であり、今も続く被造世界の再創造の働きに参加することだ、と捉えるものである。親であることに神の召命を感じる者すべてが子どもを持つことができるとは

限らない。それは生物学的理由であったり、人間関係もしくは経済的理由であったりするだろう。しかし、究極的には結婚の文脈で子どもを育てる者にとって、それが実子であろうとなかろうと、親としての生殖活動は根本的に養子縁組と同じである。

すべての召命は洗礼によって与えられる神の養子縁組の恵みによって形作られている。「親である」ことはこの召命の具体的な一つの形である。そしてこれは「あなたがたがわたしを選んだのではない、わたしがあなたがたを選んだ。あなたがたが出かけて行って実を結び、その実が残るように」(ヨハ 15:16) と言われている神の主体的な選択という恵みを手渡すものである。もっとも基本的なレベルで、「親であること」の召命を通して実を結ぶということは、わたしたちがより深くキリストの体の一部となっていくことである。そして神の和解の代理人となり、天におけるように地においても神の国を建てていく恵みの術の参加者となっていくことである。(二コリ 5:18; 15:5; ヨハ 15:1-17) .方法は様々だ。ある人には結婚、ある人には親であること、しかし、すべての人にとって命を与える神と互いとの人間関係を通して、わたしたちはこの神の愛に留まるように召されている。そしてキリストの救いの御腕の実りを告げ知らせるように召されているのである。(マタ 7:16-20) .

### **結論：神と互いとの終末論的交わり**

キリスト者の結婚の召命には、誓う二人の成人を聖なる絆に結び合せる愛が触媒のようになって、変化を引き起こす。それはまるで聖杯のように彼らの人生を通して彼らを成長させていく。結婚とは時間的にも、肉体的にも限りあるものである。結婚とは、「死が二人を分かちまで」であり、それより先へは続かない。しかしキリストと教会が永遠に一体であることを表すものとしての結婚は、終末論的な側面を帯びてくる。被造物としての死という限界を超えていく。この終末論的側面は、個人の魂を超え、創造世界のすべてへと延び「キリストがすべてであり、すべてのもののうちにおられる」(コロ 3:11) という究極の再創造へと至る。このすべてにおいて、結婚は器となる。わたしたちの愛の器であるだけでなく、違いにおける一致の器、規律と修道的克己の器、次世代育成可能性と実り豊かさの器となり、ついにはわたしたちの変容と再創造の器となるのである。キリスト者の結婚の召命は、究極的には、わたしたちが一生涯をかけて応えていく共同体的な召命への手段となる。神は愛によってこの世界を創り出し、愛によって神ご自身の心という故郷へすべてを帰してくださる。キリスト者の結婚は、この愛に留まり成長していく召命の手段なのである。

### **文献**

*The Book of Common Prayer*. New York: Church Hymnal Corporation, 1979.

*The Book of Occasional Services*. New York: Church Publishing, 2003.

Breidenthal, Thomas. *Sacred Unions: A New Guide to Lifelong Commitment*. Cambridge, Mass.: Cowley Publications, 2006.

Clark, Elizabeth. *Reading Renunciation: Asceticism and Scripture in Early Christianity*. Princeton: Princeton University Press, 1999.

Coakley, Sarah. *God, Sexuality, and the Self: An Essay on the Trinity*. Cambridge: Cambridge University Press, 2013.

32 Goldingay et al., "Same-Sex Marriage and Anglican Theology," 41.

———. *Powers and Submissions: Spirituality, Philosophy and Gender*. Malden: Blackwell, 2003.

Cornwall, Susannah. *Sex and Uncertainty in the Body of Christ: Intersex Conditions and Christian Theology*. London: Equinox, 2010.

Daley, Brian E., trans. *Gregory of Nazianzus*. London: Routledge, 2006.

Farley, Margaret. *Just Love: A Framework for Christian Sexual Ethics*. New York: Continuum, 2006.

Farley, Margaret. "The Meaning of Commitment." In Kieran Scott and Michael Warren, eds., *Perspectives on Marriage: A Reader*. New York: Oxford University Press, 2007.

Fatum, Lone. "Image of God and Glory of Man: Women in the Pauline Congregations." In Kari Elisabeth Borresen, ed., *The Image of God: Gender Models in Judaeo-Christian Tradition*. Minneapolis: Fortress, 1995.

Goldingay, John, Grant LeMarquand, George Sumner, and Daniel Westberg. "Same-Sex Marriage and Anglican Theology: A View from the Traditionalists." *Anglican Theological Review* 93, no.1. (2011): 1-50.

Good, Deirdre, Willis Jenkins, Cynthia Kittredge, and Eugene Rogers. "A Theology of Marriage Including Same-Sex Couples: A View from the Liberals." *Anglican Theological Review* 93, no. 1. (2011): 51-88.

Grudem, Wayne, and John Piper. *Recovering Biblical Manhood and Womanhood: A Response to Evangelical Feminism*. Wheaton: Crossway Books, 2006.

The House of Bishops of the General Synod of the Church of England, *Some Issues in Human Sexuality: A Guide to the Debate*. London: Church House Publishing, 2003.

The House of Bishops Working Group on Human Sexuality, *Report of the House of Bishops Working Group on Human Sexuality*. London: Church House Publishing, 2013. [https://www.churchofengland.org/media/1891063/pilling\\_report\\_gs\\_1929\\_web.pdf](https://www.churchofengland.org/media/1891063/pilling_report_gs_1929_web.pdf)

Pope John Paul II. *Man and Woman He Created Them: A Theology of the Body*.

Boston: Pauline Books and Media, 2006.

Kuefler, Mathew. *The Manly Eunuch: Masculinity, Gender Ambiguity, and Christian Ideology in Late Antiquity*. Chicago: University of Chicago Press, 2001.

Martin, Dale. *Sex and the Single Savior: Gender and Sexuality in Biblical Interpretation*. Louisville: Westminster John Knox, 2006.

The Primate's Theological Commission of the Anglican Church of Canada, *Report of the Primate's Theological Commission of the Anglican Church of Canada on the Blessing of Same-Sex Unions*; <http://www.anglican.ca/primate/ptc/smr/>

*A New Zealand Prayerbook*. The Anglican Church in Aotearoa, New Zealand, and Polynesia, 1988.

Ringrose, Kathryn. *The Perfect Servant: Eunuchs and the Social Construction of Gender in Byzantium*. Chicago: University of Chicago Press, 2003.

Rogers, Eugene. "Same-Sex Complementarity: A Theology of Marriage." *Christian Century*, May 11, 2011; <http://www.christiancentury.org/article/2011-04/same-sex-complementarity>

Runcorn, David. Appendix 4. In *Report of the House of Bishops Working Group on Human Sexuality*. London: Church House Publishing, 2013.

Schaff, Philip. *Nicene and Post-Nicene Fathers, First Series, Vol. 10. Chrysostom: Homilies on the Gospel of Saint Matthew*. Peabody, Mass.: Hendrickson Publishers, 1994.

Sheed, F.J., trans. *Augustine Confessions, Books I-XIII*. Indianapolis: Hackett Publishing Company, 1993.

*Some Issues in Human Sexuality: A Guide to the Debate*. London: Church House Publishing, 2003.

Stevenson, Walter. "Eunuchs and Early Christianity." In S. Tougher, ed., *Eunuchs in Antiquity and Beyond*. London: Classical Press of Wales and Duckworth, 2002.

Thatcher, Adrian. *God, Sex, and Gender: An Introduction*. Malden, Mass.; Oxford, UK: Wiley Blackwell, 2011.

———. *Marriage after Modernity*. Sheffield: Sheffield Academic, 1999.

Tolbert, Mary Ann. "Marriage and Friendship in the Christian New Testament: Ancient Resources for Contemporary Same-Sex Unions." In M. Jordan, M. Sweeney, and D. Mellott, eds., *Authorizing Marriage: Canon, Tradition, and Critique in the Blessing of Same-Sex Unions*. Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2006.

*To Set Our Hope on Christ: A Response to the Invitation of Windsor Report 135*. New York: The Episcopal Church Center, 2005.

### 第3論文：キリスト教の結婚の歴史

キリスト教の結婚の歴史は、信仰深いキリスト教徒たちが、時代ごとに日常生活のなかで聖なる生活の意味を自ら明らかにしようとするなかで「結婚」という言葉の意味合いが変化し変形したことともあいまって、キリスト教の歴史と同じように複雑で多様である。同様に、2000年の歴史にわたる様々な状況のなかで、結婚についての社会的、文化的理解は、キリスト教の結婚に関するわたしたちの理解に密接に関わり、その理解を形づくってきたのである。キリスト教の結婚に関するわたしたち自身の現代的理解をよりよく理解するためには、何世紀にもわたる結婚の歴史的展開をみるのが有用である。

結婚とは、

- ・宇宙的諸力によって予定された神秘的な関係か？
- ・キリストの生涯においてあらわされたような神の不変で確固たる愛に近い人間経験を映し出す神聖な肉体的・精神的結合か？
- ・財産や相続を守る法的関係？
- ・ほぼ全ての人間社会にみられる基本的・基礎的単位を形づくる社会的関係なのか？
- ・地上の人類の制御できない衝動という現実に対する、最低限かつ必要な許容範囲か？
- ・各個人の性的な表現や個人の同一性にまつわる社会的な追放や法的禁止事項を通して、人間関係の境界を制限し束縛する組織的で社会的な因習か？
- ・人間の成長や発達のための安定感や親しみを与える、自ら選択し、心理的に動かされた関係なのか？

わたしたちが結婚の歴史を議論するというとき、これらのいずれについて語っていることになるのであろうか。そして、わたしたちがキリスト教の結婚の歴史を議論するというとき、これらのいずれについて語っていることになるだろうか。

ともすれば、このことについておびただしい数の本が書かれ、結婚という主題は、歴史的、人間学的、社会的、経済的そして精神的な次元で十分に検証されてきたのに、「結婚に関する特別委員会」の研究のなかに歴史を含めるのはどういうわけかと戸惑う人もいるかもしれない。その答えは、部分的には、結婚の定義のみならず、1979年米国聖公会祈祷書が結婚の現代的式文を正式に採用して以来35年の間に、結婚の歴史をめぐるわたしたちの理解が変化したからにある。

もっと前の時代には、何世紀にもわたる祈祷書の様々な式文あるいは結婚のための現代的な諸式について、わたしたちは、アダムとエバからカナの婚礼に至る長く直線的な一つの線を描いてきたかもしれない。しかし今では、より明確に、そのように引きうる歴史的な

線などないと、わたしたちは理解している。多くの細い糸が相互に編まれ密接に関連し、さまざまな理解や視点、洞察の、豊かで幅広いタペストリーを生み出しているのである。そうした様々なより糸や、それらが密接に関連して生み出している、共同的な生活経験のいくつもの感覚のありように寄り添うことが、現代の歴史家たちの仕事なのである。そうした研究は、わたしたちの時代における結婚の概念を理解しようと探求する際に有益となるであろう。

結婚とは、歴史上さまざまな地理的背景のなかで、多くの事柄を意味してきた。そして、現在でも聖公会員が「結婚」という言葉を使う場合、それを聞く全ての人々にとってその言葉が同じ事柄を意味しているわけではない。「結婚の研究に関する特別委員会」の作業は、21世紀の聖公会員が地球規模で広がるなかで、わたしたちが、また、あらゆる人々が、同時に結婚について語っている場合にも、それらが異なる事柄を意味しており、多くの状況的なレンズを通して歴史を見ているということを思い起こせるように、また、わたしたちの時代にキリスト教の結婚の性質について言わなければならないことは何か、さらに、1000年の間、結婚が意味してきた多くの事柄について吟味することによって何を得られるかについて理解する一助となるであろう。

この論文は、「結婚」という用語が教会の歴史全体を通してなされてきた、多くの理解のされかたを探求することとなる。それはまた、キリスト教の結婚に関する歴史的な表現が、どれだけ今のわたしたちの議論を啓発しうるかについて再考へと招くであろう。あるいはまた、同時代の聖公会の経験や視点に対してより明らかに語りうる許容範囲を開発する助けとなりながら、結婚というものが過去においてなされてきた考え方の境界を越えた新たな洞察へと導きさえするかもしれない。

## 1. ユダヤ教および古代ローマの結婚

初期キリスト教は、そのローマ的、ユダヤ的そしてギリシア的な文化状況から生まれ、形作られてきたことから、ユダヤ主義やローマのギリシア的文化におけるキリスト教的結婚理解のルーツのいくつかを振り返り、調べることは有益である。そこで、結婚に関する最初期の記録である式文をめぐる議論にともなうトピックを歴史的に研究することから始めることとする。聖書そしてユダヤ教の歴史は、時に生涯にわたる関係のなかで共に結びつけられる家族のつながりや所帯のなかで生きる個人で豊かに満ちている。その個人とは、アダムとエバであり、アブラハムとサラとハガル、またヤコブ、ラケル、レア、ジルパそしてビルハであり、その生と物語は、次のように、ユダヤ教の歴史全体にいくつもの柱を提供している。

しかしながら、結婚過程の一部として使用されたユダヤ教の祝福の祈りの現存する実例は、

旧約から新約の中間時代になるまであまり古いものがあるわけではない。トビト記には、いくつかの祝福の祈りが現存している。一つはサラの父ラグエルの口から発せられるものだが、これはトビアとサラの婚約時の祝福と思われる。二つめの祝福の祈りはトビアによって供されたもので、婚礼の部屋のなかで与えられた、神の前での証しとしての位置づけをもち、二人の生活の上に祝福と憐れみがあるように共に願っている。

「わたしたちの先祖の神よ、  
あなたとあなたの御名は  
代々限りなくたたえられますように。  
天とあなたの造られたすべてのものは  
あなたをとこしえにほめたたえますように。  
あなたはアダムを造り、  
また、彼の助け手、支え手として  
妻エバをお造りになりました。  
そしてその二人から  
人類が生まれて来たのです。  
そのときあなたは仰せられました。  
『人が一人でいるのはよくない。  
彼のために、彼と同じような助け手を造ろう。』  
今わたしは、このひとを  
情欲にかられてではなく、  
御旨に従ってめとります。  
どうか、わたしとこのひとを憐れみ  
わたしたちが共に年老いていくことが  
できるようにしてください。」

(トビ 8:5b-7)

3つめそして最後の祝福はラグエルによって二人の結婚後の朝に語られており、この祝福のなかには、両親、子どもたち、そして未来の世代に対する祝福が見られる。この3つ目の祈りには、結婚が明らかに出産や家系の継続性そして民の将来の清めに関連づけられている。

トビト記からわたしたちは何を学べるだろうか。ここにわたしたちは、結婚がある一つのプロセスであったこと、つまり、ある節目を置くプロセスであり、それはいくつかの段階をもって、単にその夫婦だけでなく複数の集団を巻き込むものであったことを見るのである。サラは決して同意することを求められておらず、彼女の父と彼女の新しい夫が主

役である。にもかかわらず、トビアはサラを彼の愛する人と呼んでいる。つまり、本当の結婚とは、他者を対象化すること（性欲）についてではなく、何かもっと別のもの、現在を豊かにし、民の将来を守るパートナーシップに関わることなのである。

3世紀のタルムードのテキストもまた、キリスト教の結婚が明確になりはじめた時代にユダヤ教の結婚が意味したであろうことに光を当てている。この頃にはユダヤ教の結婚は2段階の過程を必要とした。そこではお金のやり取りが行われ、契約が同意され、つまり、あまり理想的とはいえない（とはいえ、おそらく広く行われていた）環境のなかで、二人の同居は始まった。婚約の時点で祝福は与えられ、そして、さらなる祝福が後で（おそらく1年後に）結婚の時に与えられた。結婚の第2段階には、断食、告白、花冠、新婦のためのヴェール（処女の場合）、契約の公式的なしるし、音楽、踊り、祝宴が必要とされた。食事の最後には、花婿が以下の2つを含む7つの祝福を宣言した。

神よ、むかしエデンの園であなたが被造物を喜ばせたように、この最愛の伴侶に喜びを増し加えてください。幸いなるかな、主よ、あなたは花婿と花嫁とを喜ばせてくださる。

幸いなるかな、主よ、わたしたちの神、世界の王よ、あなたは、楽しみと喜び、花婿と花嫁、陽気さと心の高揚、満足と歓喜、愛、同胞愛、平和、そして親愛の情を創造された。ユダの街々、エルサレムの通りという通りに、楽しみと喜びの声、花婿の声と花嫁の声、その天蓋からは新郎新婦の歓声と、祝宴の歌からは若者たちの歓声が聞こえることでしょう。幸いなるかな、主よ、あなたは花婿に花嫁と共なる喜びを与えてくださる。  
(スティーヴンスン、「婚礼の祝福」、245頁)

タルムードの7つの結婚の祝福のなかに、（婚約時に最も発展したであろう愛、つまりおそらく幼少時から知り合った結果としての）愛に関する結婚の一つの姿を見るのである。結婚は楽しみや喜び、愛や歓喜そして同胞愛に関わるものである。一方、契約はしるしとされ、確立された法的関係となってきたし、これらの祝福からもわかるように、そこには何かそれ以上の—結婚というものの性質のなかに現出している、何らかの人間性の深み、神にかつて祝福され今も祝福されている—何ものかがあるのである。

祝福に満ちた共同生活に関するこの豊かで十全なイメージとともに、当時のユダヤ教の律法はまた離婚についても認めており、1~2世紀のユダヤ思想に関するこの時代の何人かの学者たちは、子どもをもうけることができないことから料理を焦がすことのような些細なことにはいたるまで実際上のいかなる理由によっても妻を離縁できる男性の権利の熱心な支持者になったことは記憶に止めなくてはならない。結婚は最高の愛をあらわす未来像の

始まりであったかもしれないが、多くの女性にとっては、この場合の楽しみや歓喜は、結果的には、結婚当初から定められていた縁を断ちうる法的力を持つ「家」のなかで、脆弱な関係性と男性に対する従属のうちに消失することとなった。一夫一婦制は結婚をめぐるこの特定のモデルに固有のものではなく、大所帯の面倒をみる余裕のある人々によって一夫多妻制が行われていたことを思い起こすこともまた重要である。結婚に関するわたしたちの現代的なイメージに反して、一夫多妻制は、結婚の歴史の大部分を通じて、また、おびただしい数の文化間で、結婚の定義の一部であり続けることとなるのである。

と同時に、ユダヤ教的伝統に由来するキリスト教徒たちは、ユダヤ主義の文化的観点から結婚観を形作っており、ギリシア的キリスト教徒たちは、その文化的観点に基づいて結婚観を発展させていた。ギリシア的文化においては、ユダヤ主義におけるにも増して、社会に据えられた基礎単位は男性優位の家族であった。この基本単位で生き残るには、出産できる年齢の女性がある世帯から他の世帯に移ることによるほかなかった。この環境のなかで女性の役割は、夫とその父親との連続性、社会に根ざした家父長的・階層構造的秩序、そして、ある世代から次の世代へとローマの家父長的価値を言い聞かせることを確かなものとするのであった。結婚は、こうしたことを可能にする社会的・法的媒体を提供したのである。

ユダヤ教の祝福式文に示唆されていた相互性と対照的に、ローマの結婚は、その目的において一方的なものとされていた。ローマの結婚は、ローマの女性を一つの家から他の家へと移動させ、彼女の法的また家族における地位を変更させたのである。非キリスト教の環境では、ローマの結婚の諸段階は、「結婚調整役」による結婚のアレンジ、結婚の朝に神々に捧げられるその土地特有の犠牲、証言（家ごとに神々がいた）を伴う婚姻契約の調印、この結婚に対する花嫁の父の同意だった。そこに相互性はなかった。男性の地位に変化はないのである。ユダヤ教の式で女性による直接の同意がなかったように、女性による直接の同意はなかった。

家を守るという範囲で娘の願いは顧みられたかもしれないが、究極的には彼女は自己の運命を決めることはできなかつた。父親は時に、自分たちの利益のため、つまり娘たちの安全を守るために、夫権なしの婚姻をアレンジすることもあった。それは通常よく行われていたように、女性に対する権限が父から夫に移るのではなく、娘たちを父親の権限のもとに置いたままにする婚姻であった。夫権なしの婚姻であれば、父親は娘を自由にする権利をも持っていた。そうすることによって娘たちは自分の財産の所有者になることもできたし社会のなかで独立した主体として機能することもできたのである。新約聖書のなかで、使徒たちの働きの支援者として描かれている多くの女性たちは、このような法的承認のもとで活動したのであろう。

ローマの一世帯のなかで家族を構成していたのは父親の権限のもとにあるすべての人々であった。それは妻たちであり、子どもたちであり、奴隷つまり年季奉公の召使たちであった。人は生涯の長期にわたって父親の権限のもとにあるままであった。つまり、女性であれば婚姻によって権限が夫に移るまで、また、場合によっては父親によって解放が与えられるまでそうであった。このことは、ローマ社会の多くの人々を法的婚姻の枠外に置き、生涯にわたって入ることを選べたかもしれない親密な性的関係や親子関係の望まない解消へとさらしたのであった。

ローマ社会から結婚について、わたしたちは何を学ぶうであろうか？わたしたちは、結婚が、社会を秩序づけ、力でその権威と財産を守る手段として機能し得ること、そして、西洋文化は、自由や手段をもたない人々、社会の片隅に生きる人々に対して、結婚にともなう法的特権を拒否する長い伝統を有していることを学ぶことができる。

## 2. 初期教会におけるキリスト教の結婚

初期教会は、いくつかの繰り返しを通して、結婚の特質についてさまざまな見方を持つようになった。1世紀のキリスト教の終末論的世界観は、キリスト教徒に、ユダヤ教やローマの父権的な家族とは異なる家族を思い描く道を開いた。初期のキリスト教徒にとって家族は、霊的な絆によって結ばれた者たちと一致することを通して見出されるものだった。母親と父親とは、法的つながりによっても遺伝的つながりによっても生み出されるものではなかった。母親と父親とは、ある人を信仰のなかで養育し、キリスト教共同体の外にある生活から内にある生活へと連れてくる人々だったのである。

パウロは、独身のまま純潔を守ることができるほど霊的に強くはない人々のために結婚がとっておかれたのだと強く主張している。理想は、その人の存在すべてがキリスト再臨の準備へと専念される禁欲生活なのである。パウロやパウロの名による書簡の著者、牧会書簡、そして福音記者を通して示されたこの新たな世の秩序は、力強くかつ意図的で、その当時の文化的規範と直接に対照をなしている。パウロは教会を、誰もが他人の財産として見られず、対象化されず、そしてすべての人が相互の絆と互いに仕え合うことのうちにともに生きるという生き方へと招いている。人はキリストを選んだ人々を家族のメンバーとして選ぶ。そしてキリスト者を、永遠で、聖なる、切り離すことのできない体の肢である家族として一つに結びつける絆が、互いのものとなるのである。

初期教会が、ほとんどの共同体で結婚を禁じなかったあいだに、1世紀のギリシア的世界の現実を形成していた価値観は、ギリシア的結婚の家父長的モデルと結びつきやすい偶像崇拜に対抗する財産や生活そして家族へのアプローチによって、転倒させられる。結婚そ

れ自体は悪いものとみなされてはいない。実際に、ヨハネ福音書によれば、キリストの最初の奇跡は、結婚式でなされた祝福だった。しかし、天の父ではなく人間の父親の手の中に全ての権威があった1世紀のギリシア的生活の考え方やそこで想定されていたことは、教会によって深い疑念をもってみられていた。結婚に関してイエスの語ったこと（マタ 19:1-12, マコ 10:1-12）は、彼に従ってきた人々に、あらゆる社会的・宗教的権威や規範に忠実であることを越えて神のみを信じることを強調している。

キリスト者が結婚に関与する一方で、婚礼の儀式は、霊的実りを生み出す関係を求める二人のキリスト者の考えの中に入るまでは、必ずしも必要ではなかった。すべてのキリスト者がキリスト教の結婚式に参加したわけではなかったのである。女性のキリスト者は、キリスト教の価値と理想を彼女らの関係に持ち込むよう強く推奨された。非キリスト者の夫とそうした関係をもっていない場合でもそうであった。したがって、キリスト者である夫は、キリスト者でない妻を手離すことなく改宗するよう奨められた。教父時代の主教たちがいかに十全に結婚式を行なうかについて問い、熟考したかという証拠がある。主教が婚宴に列席していれば、非キリスト教の婚宴で花嫁の父親が与えたのと同じような祝福を与えるよう求められたのである。

しかしながらこの時代の婚礼の諸式は本来、宗教的な家庭内の儀式であった。一家の団欒や地域社会は、生活するうえで大変基礎的な局面であったため、それらは人間の精神性に複雑に関連してはいたものの、後に教会と国家が同一化した時代の歴史段階でみられるほどには、はっきりと宗教的・典礼的行為に中心的な焦点が当てられていたわけではなかった。北アフリカに、キリスト者のカップルが信仰共同体内で執行された式で結婚したのではないかという、教父時代のいくつかの証拠はあるものの、これが、広く初期教会の様々な地域で、つまりキリスト教会の第一世代で実際に行われた証拠はないのである。

新約の時代が進み、1世紀後半そして2世紀になると、結婚の在りようは2つの方向で変化した。ヘレニズム的哲学においてもキリスト教の理解においても、キリスト教の終末論的集中が弱まり始めたこともあって、結婚よりも禁欲、貞潔、独身を守る生活が貴いこととして推奨されたことに代わって、結婚への疑念がより深まるという、伝統をめぐる緊張があったのである。なぜなら、中世の人々は、そのほとんどが奴隷か非ローマ市民であったため法的な結婚に参加する資格がなく、自らの宗教としてキリスト教に改宗する市民や貴族らは、自分たちの宗教と体制に近づくための社会的地位を望みそれを必要としたからである。キリスト教は、あらゆる場で、対抗文化ではなくなり、帝国の現実と価値観とにさらに結びつき、第一世代以上に伸長しようとするならば、欠くことのできないステップとなったのである。

パウロの名による書簡の著者（パウロの死後その後継となった人々によって著されたとされている）と初期教会の教父や教母たちの多くは、ギリシア的な父系的理想を、キリスト教にとって単に十分なものであるというだけでなく、キリストにある生活がますます黙示的でなくなり現在に焦点が合わせられるようになってきた展望にとって補完的なものであるとみている。多くの学者は、夫に妻が従属するという結婚の階級的理解に関する聖書的教えがこの時代の使徒的教会から来ていると信じている。

キリストとキリストの教会との関係を結婚があらわしているという初めの直接的な類比、つまり、花嫁と花嫁の付添人に関する福音書のいくつかの譬え話を熟知していることから容易に起こったであろう類比が、この1世紀後半のキリスト教時代に表現されていることは、いかにもありそうなことである。この結婚の隠喩は、ローマ固有の階級的な、それゆえに家長というローマ的感性を踏まえたものとして、これらの書簡を読む人々によって理解されたであろう。と同時に、これらの箇所は、ギリシア的・ローマ的世界観に対してなお対抗文化である福音の使信を主張しつづけたのである。というのは、それらは、他者を対象物や財産と見るようなあらゆる抑圧的見解への深い挑戦を主張しているからである。

アウグスティヌスは、ますますキリスト教文化が浸透する4世紀から5世紀にかけて著作活動を行なったが、結婚を推奨し、結婚準備に主教が関与することを奨励している。アウグスティヌスの時代の多くのキリスト者たちと同じように、彼の結婚に関する見解は曖昧なものであったが、結婚がキリスト者の生活に与える賜物を表明したのは明らかである。アウグスティヌスにとって、結婚は聖なる務めであり、一つの sacrament だったのである。

結婚する理由には、忠誠、子を生むこと、そして聖なる務めを果たす、という3つがある。これらの価値観は、ローマ社会の家系の構造に深く根ざしており、ギリシア的背景にあるそれらはなお、単に神への犠牲を要求する行為としてだけでなく、それ自体がその人の生活を神礼拝に献げる方法のうちにある（アウグスティヌスの思想によれば結婚式の唯一の主題である花嫁のための）行為として結婚をとらえるように招いたのである。人は、教会がキリストを愛したようにその夫を愛したのである。信心深い禁欲生活に自らの身を献げるための精神力もしくは経済的資源を十分に持っていなければ、なお貞節で自制的な性欲はゆるされた。これが禁欲生活の次善の策であり、神とキリスト教社会にふさわしい自己の賜物でもあった。

教父時代、東方教会は、やや異なった結婚理解を形成していた。ここでも禁欲は最も聖なる状態として尊重されていた。しかしながら、結婚しようとする人々にとって、婚姻の際の結婚の祝福は花嫁と花婿両方に与えられた。結婚する二人にとって、生活と存在のあり

ようは変えられた。生活状態のこの変化をあらゆる中心的なしるしとして、また、カップルの霊的生活において果たされる結婚の役割についての認識において、結婚式のなかで花嫁と花婿両方の頭に冠がかぶせられた。それは彼らの生活と彼らの一生の仕事の終末論的性格へのキリストの崇高な召命をあらわしていた。花嫁と花婿は、イエス・キリストにおいて与えられるこの崇高な召命による価値ある生活を送るよう期待されたのである。

西側の未開拓の土地がローマのキリスト教に改宗する初期段階では、東方教会は新たに生まれようとしている英国やガリアそしてスペインのキリスト教会に多大なる影響力を持っていた。その世界観は、ローマの禁欲的で貴族中心主義的価値観を増大させるというよりも、ゲルマン民族の価値観に容易に結びつくことをゆるした。これらの東方的感性は、ヨーロッパが完全にローマ化された後も長く、ガリア的（現在の西ヨーロッパに相当する）、西ゴートの（現在のスペインやポルトガルに相当する）結婚観に影響を与え続けたであろう。

結婚理解を今に伝える教父時代後期は、結婚についてわたしたちに何を語っているであろうか？ この時代には、人間の条件を、単純に子孫を残す可能性と同一視しないような仕方人間とは何かを定めようとする理解の広がりが見られる。禁欲は美德となっている。また、初期教会のところでみたように、いかにキリスト教的生を送るかについてもう一つのモデルが見られる。それは、ローマ的婚姻の個人的・法的限界を越えた信仰生活を思い描く方途を男性と同様女性にも与えるモデルである。

わたしたちは、非常に階層化され多様なキリスト教を見てきているが、そのような中で結婚はそれを望む全ての人々の手に入れられるものではなかった。そこには人間の身体と性的本能をめぐって明らかに深い疑念がある。その疑念は、ある部分では、その時代の性的関係や妊娠についてまわる肉体的・医学的危険性の認識に基づいている。ここにはすでに、法的・社会的行為としての婚姻の概念と、神によって与えられ教会によって祝される人生の祝福状態としてのキリスト教的婚姻との間の緊張があるのである。

### **3. 中世の教会における結婚**

自分たちをローマ帝国の一部と目するようになり、西方教会の地中海沿岸の境界から離れて暮らすようになったゲルマンの人々にとって、現世離脱的なローマの霊性は深刻な問題だった。そもそも生涯にわたる選択としての禁欲という概念は馴染まなかった。一夫一婦制は、一人の妻を獲得するだけの手段として保たれた状態であった。この場合、結婚は本質的なものというよりも、結婚の誓約を尊重することが社会の維持にとって決定的なことだった。

その他のキリスト教会でそうであったように、婚約は適切な結婚に不可欠なものとされ、2つの世帯間で交わされる基本的な契約を意味した。結婚式は通常その性質において家庭内のものであり、しばしば宴の会場や新婚夫妻のための寝室でおこなわれた。家内に自分たちの神をとっておくという考えにまだ真剣に向いていた人々にとって、式の家庭的要素の重要性は決定的であった。キリスト教信仰の初期数世紀のゲルマン的文化においては、祝福は花嫁だけでなく花婿にも捧げられなければならなかった。なぜなら部族社会の存続は、家族相互の協力にかかっていたからである。

わたしたちが中世と呼ぶ時代に世紀が進んでいくと、ローマ的価値観とゲルマン的価値観とは相互に深く結びつきはじめ、中世の教会は新たな性格を帯びた。独身聖職によって式が行われるのが頻繁となるにつれて、帝国全体にわたって独身はきわめて重要な位置を占めた。家庭生活は宗教生活から切り離され、修道生活に劣ったものとみなされるようになった。聖餐式では、家庭で供される目にみえるパンが、修道院の台所で独身の聖なる手によって、「聖なる」パンに変えられた。性的結合、妊娠そして子をもうけることは続いていたが、これらの行為は、前の時代ほどには、神に生きる真の宗教生活とは関係のないものとなった。中世期までには、初期の頃のように父親や花婿ではなく、司祭のみが結婚の祝福を与えることができた。教会は一夫一婦の結婚を要求し、七親等以内の婚姻は近親相姦とされ、祝福された法的婚姻関係を結ぶことのできたごくわずかな人々と、その枠の外で生きることを余儀なくされたか、それを望んだ圧倒的多数の人々との間の亀裂をさらに強化することとなった。公的な教会内で聖書を読み理解できることが力をもつ時代になると、荘厳な結婚式を行った人々は不動の地位を得ることになったのである。

この時代の教会では、結婚とは何で、どうあるべきか、誰が結婚にふさわしいのかということが議論的になった。ここでいう結婚には、教会の扉の前で司祭によって与えられる単純な祝福や、教会で行われる完全な結婚式、もしくは新郎新婦の寝室での祝福が含まれるであろう。ローマ法の名残は、婚約すなわち花婿と花嫁を与えた代理人とによってその関係に与えられた同意の所作に残っていた。

中世初期の sacramental なものは、アウグスティヌスの思想やゲルマン精神の肉感的感性、聖書に基づいた結婚理解のないまぜに満ちていた。結婚とは、子孫を残すことのためにではなく、信仰や愛、助け合いの実践として神から与えられているものなのである。神聖ローマ帝国のいたるところで次の世紀全体にわたって、この結婚の枠組みの合成物は優先され、時に二人の関係の相互性に光があたり、また時に、花嫁が与えられその地位が変化する初期のローマ的感覚に戻るといった具合であった。こうしたローマ的展開への明らかな回帰は、花婿と花嫁をキリストとその教会に並行させる「エフェソの信徒への手紙」の類比に言及する結婚式文へのグレゴリウス・ミサ典書の挿入においてほかにない。

中世の全盛期、正しい結婚の危機の時代、また中世の生活と文化の大部分が封建制の規範の上に建てられた時代、さらに処女マリアが中世期の敬虔の中心的要素となった時代になると、騎士物語の新たなコンセプトが構築されはじめた。男と女の日常生活の大部分は、どうあれ、この時代に生み出された騎士物語の英雄物語と比べものにもならなかったが、男女関係についての評価の変化が、西洋的心理のなかに入ったと思われる。

教養ある貴族の間で、騎士物語は両性の関係のなかで中心的なテーマとなり、その結果、誘惑者エバに対抗するイメージが生み出され、西洋哲学と禁欲主義的な生へと入り込んでいた女性蔑視の大部分が取り消しとなった。しかし不幸なことに、その結果、女性に対する、気品のある、純潔で、か弱く、純粋な存在、といった、別の対象化を招いた。そして、来る世紀には、このロマンティズム的男女観は、全ての結婚と全ての性的結合に対するロマンティックな期待の展開を形成する助けとなった。

中世後期までに、教会の高位聖職者たちに付与された社会的・法的権威が十二分に発達したのと同じように、全てのことが聖と冒涇とに峻別された。婚約の継続的な重要性は、その同意と誓約の強調とあいまって、聖職臨席のもとでの結婚式の一部として行われた一つの行為の同意形成が必須となることへ導いた。このことは、共同体全体の婚約のプロセスの役割や有効性を減ずることへと導いたのである。婚約式と婚約期間そして求愛が明らかに社会で継続している間に、かつてはキリスト教社会の礎石として奉仕していた文化的・社会的そして人間学的プロセスは、いまや聖職によって司られ世俗生活から切り離された、短く定式化した行事の重要性のうちにその道を譲ったのである。

中世後期の社会で中産階級が急成長するにつれて、より個人向けになり始めた結婚式の重要部分は、今や、カップルによる同意や教会の扉のところで司祭によって与えられる祝福となり、聖餐式の最後にとっておかれた婚約の祝福を伴う教会での聖餐つきの完全な結婚式がそれに続いた。

中世後期のスコラの教会が、キリスト者がどう sacrament を理解すべきかについて、その理解を狭めるにつれて、結婚（とともに、それと対照的な聖職按手式）は、教会の7つの sacrament の一つと目されるようになった。そこでは男女ともに sacrament 的行為の中に入るものとされ、彼らの同意を声に出して言うことが期待された。誓約が交わされたが、多くの場合（すべてではないものの）女性には夫に従うという誓いが求められた。神の祝福を求める家族や共同体の手に形式的に残されていた人生の転換過程は、今では公式的な聖職主導の教会の掌中に権威をもって位置づけられ、教会と sacrament 的婚約の祝福を伴う公式の結婚式から得られる明確で霊的な恩恵の保証によって規定され、要求さ

れた、明らかに制度化された期待と義務とを伴っていた。

わたしたちは、中世後期の教会の歴史から結婚について何を学ぶうであろうか。この時代には、理想としての禁欲生活にますます魅力がなくなっていく文化の中、キリスト教の結婚の特質がますます sacrament 化するプロセスにおいて、結婚の深い人間的な要素が意図せず非 sacrament 化したのである。結婚するということは、カップルや彼らの家族によって執り行われ、祝いと祝宴のただ中で神によってなされる祝福といった共同体的・多層的なプロセスへの参与というよりも、司祭によって執行されたある特定の宗教的式典への参与に結びつけられるようになったのである。

結婚とそれが教会の sacrament とされていることに価値ありとする人々をめぐる問いは、今日に至るまで問題となり続けてきた。結婚を法制化し法的に有効なものとしようとする役人の行動をめぐる強くなった厳しい視線は、共同体全体の証言に反対しながら、その行動自体に賦与される権利と特権を剥奪する必要性をますます増大させた。人間生活における人間の性の特質と固有の善性は、結婚において未来に向かって生活のくりかえしを可能とする男らしさと女らしさの見方が進歩するのに伴って、今一度、この時代の教会と社会のある部分で表現を見つけたのである。

結婚をめぐる行動様式の変化のなかで財産の獲得が果たした決定的な役割を過度に強調することは困難である。私有財産や富をほとんど持たない初期には、共同体的な理解や同意が、家族生活の枠組みを形成することができた。ローマ時代になると、家族は、誰をも父系家族の権威の下に包含した。中世初期には、地域の族長が家族の性質を決定づけ、明確にし、家族のなかで一つの村の相当数の女性や子どもたちを要求し、社会の空いているところに他の人々の場所を定めて彼らを追いやった。

中世後期には、個々の人々が個人的・経済的自由を手に入れ、土地や財産の所有者になるにつれて、公式的な結婚や法的な結婚の必要が強調された。誰と婚姻関係にあり、どのように公式に結婚が行われたか、誰が嫡出子であり誰に相続権があるのかといったことが最大の問題となった。西方ではかつてなかった厳密な法的結婚が広汎に求められるような状況を生み出したのは、この新たな私有財産制社会であった。中世後期には、おそらく西方の歴史では初めてだったろうが、かなりの割合のキリスト者が、公式に認められた生涯にわたる結婚生活に従う機会や必要を持っていた。

#### **4. 宗教改革と結婚**

宗教改革から起こった結婚理解の最初の変化は実践的というよりも神学的だった。禁欲至上主義の否定は宗教改革思想の中核となる信条であり、その否定とともに結婚について新

たな強調点が到来した。結婚は、人間生活を秩序づける自然で原初的な手段とされた。天地創造において神によって立てられたものとして、結婚することがすべてのキリスト者たちに期待された。アウグスティヌスの結婚の教えを取り入れて、ルターは、結婚の3つの目標を、子を生むこと、情欲の対策、そして親しい交わり、とした。しかしながら、この結婚の交わりは、もはや sacramental な結婚理解から来るものではなかった。実際、ルターにとって、 sacrament は洗礼と聖餐の2つだけだった。

マルティン・ブツァーは、交わりがキリスト教の結婚の第一の目的であると強く主張した唯一の改革者だった。改革者たちによって明言された交わりとは、男性の助け手という古くからの女性理解を維持する男性上位のモデルに基づいていた。なぜなら、もはや結婚は sacrament とされなくなったし、キリストは福音書のなかで離婚の可能性を認めているように思われるからである。そして、離婚はプロテスタントの結婚の歴史のなかで突出した位置づけを引き受けることとなった。クランマーの第一祈祷書の結婚式は式を「結婚の拳式」としており、このことは、社会に対する厳粛な重要性とともに、この時代には sacrament として考えらえるべきではないということを示している。指輪は交換されたが、もはや祝別はされなかった。結婚の契約的要素である「誓約」は教会の身廊（現在の会衆席側にあたる）で行われ、カップルのための祝福の祈りは聖卓のところでなされ、聖餐も受けられた。

プロテスタントの改革者たちは家族をキリスト教的生活の中心となる礎石とみた。彼らは結婚という行為を荘厳な行為であるとともに荘厳な義務とみなした。結婚式は、共同体全体に結婚生活に関わる教会の期待を教える機会として用いられた。期待とは、子を産み育てることを全ての女性にとって召命の中心とし、夫たちへの服従を誓うよう命じるというものであった。

歴史の初期とは対照的に、結婚の誓約は女性だけにではなく、結婚する二人ともに明らかに期待された。歴史的に結婚に結びつき、また、その一部となった、家系的共同体的な祝宴や拳式は、いくつもの改革的共同体で激しく批判された。中世が、結婚式は教会に位置づけられ聖職によって司られることを強く主張したとすれば、ほとんどの改革者たちは、牧師と立会人が臨席する教会の結婚式を絶対的に要求した。全信徒祭司制という神学的原理が改革者たちによって支持される一方で、彼らは同時に、地元信徒たちに日常生活を治める権威を認めることは望まず、結婚を成り立たせるにあたって必要な宗教的・法的な社会機構として教会をみていた。

おおよそ同じ時期、トリエント総会議（1545-1563）は、ローマカトリックの信者たちにとって結婚は神与の sacrament であり、それゆえ不変であることを再確認していた。結

婚する者すべてが一人の司祭と二人の立会人の前で結婚の予告と誓約をもって公式に告示されなければならないという新しい形式的な結婚の定義が顕われた。結婚に結びついたほとんどの文化的活動は継続した。つまり、祝賀会、ダンス、そして宴会である。これらの活動は文化的理由で地域の審議会によって支えられたが、それが結婚として有効ではないことを教会は明確にしていた。教会のみが結婚を有効にできるのであった。この点では、二人が完全な結婚の sacrament を受け入れることを選んだ場合には、二人を合法とするために、結婚の天蓋の下で、結婚に先立って生まれた子どもたちを集めることによって遡及的に結婚を有効にすることが可能にすらなつた。

1653年、ピューリタンによるイングランドの共和制の時代に、結婚の特質は今一度、神学的な制限によって作り変えられることとなつた。この急進的なピューリタニズム的状况のなかで、結婚は、「ウェストミンスター信仰告白」をもとにした所定のピューリタンの様式が用いられた男女間で交わされる単純な誓いのみとなつた。その誓いは治安判事の前でなされ、祈りもなければ叙任の奉仕職の関与もなく、結婚が sacrament 的行為として理解されるべきでないことが完全に明らかとされ、それによって、潜在的に離婚が肯定される余地を大幅に認めることとなつた。ピューリタンたちは結婚を、霊的・宗教的なものに密接に関連する重要な出来事とみた。しかしながら、全体として教会生活から切り離された仕方で行われたこの結婚式の様式は、後の時代に見られる、宗教的というよりも、法的、社会的そして文化的出来事として結婚をみる見方に回帰する道を開いたのである。

この歴史段階はわたしたちに、キリスト教の結婚が、法的であるとともに宗教的行為であると考えられる場合でさえ、全教会のすべてのキリスト者たちにとって同じ意味を持っていたわけではないし、離婚に関する同意についていかなる様式も持っていないことを伝えている。宗教改革期におけるカトリックとプロテスタントとの結婚理解の分離は、諸教会およびとりわけ結婚に関する聖公会の対話を形づくつた。このことは、聖公会がプロテスタントと啓蒙主義的世界観との間の創造的なバランスのうちに結婚に関して旧世界の感覚を保持し続けたがゆえに、とりわけ新世界のなかで真実であつた。

おそらく近代初期のキリスト教の結婚実践のうちで首尾一貫した要素は、結婚が、物質的な財物を伴う財産権を保護する法的契約を生み出したことである。さらにその家族と文化は、教会がほとんど儀式的な式典を行う機会を持たない場合でさえ、結婚がどう認識されどう祝われるかについて中心的な役割を果たしたことであろう。教会と国家は、公的な場で何が行われるべきかを統制できたのである。言い換えれば、そうした場の外で起こつたことはほとんど統制できなかつたということになる。

## 5. 新世界における結婚

アメリカの結婚理解は合衆国を建てることとは異なっていた。社会の礎石というピューリタンの結婚観は白人のプロテスタントのアメリカ人のなかで継続した。そして、サクラメント的で、壊すことのできない結婚の絆という理解は、新世界のローマカトリック教徒によって維持され続けた。

ローマカトリックのスペイン風の結婚の習慣に受け込み、すぐにラテンアメリカの結婚の習慣の一部となって非難の的となったのは「平等性」の原則だった。と言っても、ジェンダー間での相互的な関係性の源としてのそれではなく、2つの集団間での社会的、人種的そして経済的平等性であった。黒人もしくは混血の人々はこの法からは除外されており、リアル・ブラグマティカ法は、白人が社会的・経済的境界を越えて結婚することを違法とし、それによって、白人の大土地所有者である上流階級内で財産権の保護を保証し、故意の異人種間結婚が起こることを防いだ。

加えて、この法はいかなる結婚にも親の承認を求めるカトリックの習慣からすると前代未聞で、花嫁だけでなく花婿からも選択権を奪った。一度結婚が成立したら、社会でも教会でも、夫婦関係のなかで女性が服従することを求め、身体的あるいはその他の手段の懲罰によって妻を「正す」特権を持つことが、世帯主の男性上位的な役割であると考えられた。貞節は結婚の変わらぬ目標だったが、前の時代がそうであったように、貞節の重い責任はなお妻に負わされ、一方、夫は浮気が許された。とりわけ上流階級の家族においてであるが、体面と女性の性的純潔性は、新世界でのキリスト教の結婚の習慣のなかで重要な役割を果たしていたのである。

植民地であるラテンアメリカでは、大多数の日々の生活を制限する広範な民族的、文化的、法的そして経済的抑圧に対応して、結婚はしばしば、生涯を共に過ごそうとするカップルにとって手にすることのできない、すなわち、やっかいな選択とされた。つまり結婚は、その価値や目的に対する懐疑や冷笑とともに受け止められたのである。教会がそのような管理的な役割を果たしたために多くの人々は教会とのつながりの外に関係性の自由を求めたのである。

その結果、法の外にある子どもたちが近代初期のヒスパニックの生活のいたるところに存在することとなった。これらの子どもたちの相続権に非嫡出という現実的な制約や制限が置かれたにもかかわらずである。しかしながら、非嫡出子であることは、奴隷や混血の人々、先住民その他、自由や財産、自治といった権利が最善の状況でも不安定な人々の生活にとってよりも、エリートの人々の生活にとって、より損害になると考えられていた。

新世界で司祭によって使用された17世紀の懺悔の手引書は、結婚を、契約という性格を持

つものとして定義しており、夫は妻を支え、夫の要求が行政官によって不当で不合理かつ不適正であるとみなされない限り、妻は夫に従うものとされていた。17世紀の初めには、神秘的結合として理想のうちに結婚を見る平等性や相互性に関わる牧会的言辭もみられる。この理想が結婚した女性たちによって現実生活のなかで経験されることはめったになかったが。

こうした神秘的結合に関わる言葉が聖公会の教会諸式のなかに入るのは、アングロ・カトリックの影響を持つ1928年祈祷書までなかった。これら進化する結婚理解は、結婚の民間の側面と宗教の側面との緊張や、契約としての結婚と靈的結合としての結婚との間の緊張を伴いながら、キリスト教的結婚の特質に関するわたしたちの理解の発展のなかで、次の数世紀を支配し続けたのである。

メソジストは、婚姻制度への最高度の尊重を重要視するという影響を結婚式に与えている。1784年北米メソジスト日曜礼拝式文の中で、ジョン・ウェスレーは「花嫁の譲渡」（新婦を夫や相手方の父親に財産として譲り渡す式）を式から取り除いた。さらに、すでによく行われていた習慣であるが、式のなかでに聖餐に与るという選択肢を取り除いた。「譲渡式」は次の100年を通じてメソジストと聖公会の結婚式から出たり入ったりした。

奴隷として合衆国やカリブ海諸島に連れてこられた人々は、特に敬虔な奴隷所有者であれば自分たちの奴隷にキリスト教的結婚式に類した内輪の式を時には作りもしたが、いかなる形式の法的つまりキリスト教的結婚式も受ける資格はなかった。奴隷所有者たちはそうした式を取り仕切ったが、それには法的効力はなかった。だが、奴隷たちは所有者の財産であり、かつての古代や中世社会の多くの奴隷たち以上に、性的関係や養育関係における立場の弱さを甘受しなければならなかった。所有者たちや抑圧者たちによって人間以下で意思能力がないとされた人々には、神与の義務であり特権であり責任であるという宗教改革の結婚の価値は、利用できるものではなかったのである。

結婚に関して法的・社会的支えが欠如していたにもかかわらず、アメリカの黒人奴隷たちは、彼ら自身の結婚式を発展させ、たいへん貴重な家族的・親族的ネットワークを確立した。奴隷の結婚には法的権威がなかった。そして、そのような関係の中で互いにひとつに結ばれた人々はしばしば奴隷売買によってその関係が切断されることを経験した。もっと奴隷を生み出すという目的のために、時には奴隷たち同士が、本人たちの意思や、すでに存在していた非公式だが自ら選びとった「奴隷結婚」に反して、主人たちによって「結婚させられる」ということもあった。アメリカの奴隷解放にしたがって、全てのアメリカ黒人は、同じ人種間である限り、結婚することが許された。異なる人種間での結婚は、合衆国の一部では20世紀後半に入るまで違法であり続けた。

アメリカ全土でアメリカ先住民は結婚の法的権利を否定された。異人種混交法は大勢いたアメリカ先住民と他人種の人とが結婚することを違法としており、しばしばアメリカ先住民は奴隷同様の扱いを受け、領主たちの気まぐれや欲望を甘んじて受けいれなければならなかった。何が家族や結婚を規定するかについてさまざまに異なった考えを持つ文化が到来するなかで、アメリカ先住民たちは、彼らを取り巻く宗教的・政治的権威者たちが、彼らの文化的アイデンティティや価値体系とは異なる人間関係の定義のなかに彼らを強制したとしても、17世紀、18世紀そして19世紀全体を通して彼ら自身の親族的ネットワークを発展させ続けた。

18、19世紀にアメリカに入ったアジア系アメリカ人たちは、彼ら自身の家族観や親族観に対して大部分が敵対的な世界を経験した。家族が移住できる移民の定数は限られ、アジア人の女性たちは移住することがほとんど許されなかった。その結果、男たちは、支援や防衛のために同性のコミュニティを建てた。これらの移民たちは、しばしば配偶者を母国に置いてきており、配偶者や親族から長期にわたって離れることに耐えた。そのため彼らはアジアに広がる親族ネットワークに対して経済的な支援を送ることができた。20世紀初頭には、日本や韓国から移住し、法的に白人と結婚することができなかった独身男性たちは、本国から送られてきた「写真の花嫁」を得ようとした。この「写真の花嫁」婚は、移民制限がいくぶん緩和され、新郎に会ったことさえなかった妻たちがアメリカに移住することが許されるようになった後も、アジアでは代理人を立てて行われた。

しばしば合衆国の西部に居住していたインド人とフィリピン人男性は、ラテン系の女性と結婚し、民族混交の家族を生み出した。いくつかのアジアの文化では、見合い結婚は普通のこととして続いていた。家族・親族・祖先について儒教的価値観の根強い中国文化は、家族全体の移住の門戸が開かれると栄えはじめた。この時代のほとんどのアジア系アメリカ人とラテン系の家族の一つの共通点は、一家の稼ぎ手として仕えるという夫の重要な役割と、夫に従い夫を支える責任という妻の役割であった。

こうした歴史は、教会にとって、多くの仕方で婚姻法が抑圧のために用いられたこと、また、自らの意思で結婚することに障害があったにもかかわらず、服従を強いられた人々が親密な家族の絆を立てるための手段を多くの方法で見つけ続けたことを明るみにしている。深刻な苦難を受けていた共同体のなかで、これら自ら選びとった結びつきは、抑圧と服従のただ中で生きる人々の精神や生きる力を維持する上で決定的な役割を果たした。いま一度わたしたちは、結婚をめぐる人間関係の根深いところに課せられたあらゆる法的・政治的制限に、人間の関係性や親族ネットワーク、文化が様々な仕方で勝るのを見るのである。

時に世界中で結婚の伝統に影響を与えた婚姻習慣の西欧化を阻止する取り組みのうちに移民たちが自らを見出していた一方で、本国に留まり、移民たちの経験で決定的であったような結婚の定義や習慣への特定の挑戦に直面しなかった聖公会員たちは、彼らのコミュニティの深い伝統に合った文化的・儀式的結婚習慣を形作り続けたのであった。地域文化・社会の感覚をきわめて西洋的な結婚式の言語と象徴性に合わせることは、1979年米国聖公会祈祷書に見られるように、これらの固有のコミュニティに対してそれ自身の特定の挑戦を与えたのであった。

## 6. 結婚に関するヴィクトリア時代の概念

17世紀に、1662年祈祷書は、宗教改革の時代とあまり変わることはない理解を示して、結婚の目的が、子を生むこと、罪や婚外性交への対策、そして助けや慰めを得る相互的な社会を形成することにあると明言した。しかし、ヴィクトリア時代（1837-1901）になると、英国とアメリカ社会に、新たな様式の結婚習慣が現れはじめた。産業化と上流家庭の習慣が変化した結果、家庭と仕事との大きな分離が進行した。労働者階級の女性たちは、工場労働者として雇用されることで成人前期を過ごしたため、結婚を後回しにした。下層階級の田舎の家族は、最低限の生活に必要な労働力を家族に供給できるように早くから結婚し子どもをもうけた。

経済的繁栄の拡大は、早めの結婚をする財政手段があれば、二人にそうすることを許し、母性の健康の増進は出生率の増加を導いた。出産年齢が上がり、女性たちの間で産児制限ができるようになったことは、働く女性たちが労働力つまり収益活動に戻ることを促し、兄や姉たちが家を離れ自分たちの生活を始めることができるようになって、子どもたちを家族の過酷な労働資源にすることを防ぐこととなった。

ヴィクトリア時代に、仕事場と家庭とが分離したことは、所帯のなかで夫を唯一の稼ぎ手とし、妻の多大かつ必要な義務を家事と定義づけていた家族としてのアイデンティティの再構成を導いた。裕福な家庭は、一人の稼ぎ手が機能する力にプライドを持ち、そのような環境下では、子どもたちは家計に不可欠な貢献者とはみなされなくなり、常にそばにいる母親によって信仰のうちに養われ形成される貴い無垢な存在とみなされるようになった。既婚女性は家庭の財政的・個人的福祉の支えのなかで重要な役割を果たし続けたが、しかしその働きは、農業を中心とした時代にそうであったようには、もはや、配偶者との経済的なパートナーシップの一部とはみなされなくなった。

とりわけ中・上流階級の既婚女性に対する社会的期待は、妻は愛に溢れ品のある養育者で、幼い子どもたちの世話をし、家族全体に精神的、情のこもった支えを提供するというものであり、一方、夫は、所帯の頭として、経済的な主導性と家族の公的な顔となることであ

った。家庭生活の境界を再定義できる余裕のあるいくつかの家族は、親から離れて同居する夫と妻と子という核家族として、拡大家族や多世代が同居する家族という長く続いた伝統を解体し、それによって近代的家族のモデルを発展させる機能を果たした。

ヴィクトリア時代後半までには、社会と宗教におけるネオゴシックの影響とあいまって、騎士道精神の時代に生まれたロマンティズム的概念の多くが大衆文化のなかにその道を見出し、しおれやすい花々としての女性や、彼女たちの擁護者としての男性、そして情熱と勇敢さで固く結び付けられた理想化された行動としての結婚といったロマンティックなイメージの増大を形づくる助けとなった。

教会のアングロ・カトリック的な区分の中で、「 sacrament」という用語は再び儀式の性格を説明するために用いられるようになった。結婚において誰が行為主体であるか、誰の権威の下でそれらの人々は行為するのか、この式のなかで教会にはどんな役割があるのかをめぐり理解の多様性が重要なものとなった。もちろん、多くの人々は、自分たちの結婚についてそのような込み入った祝典を可能とするための資料を持っておらず、なんでも可能な家族的そして文化的な祝賀と合わせて、国家が法的に要求したもので間に合わせた。

ヴィクトリア時代の終わりまでには、男女間の関係性において、結婚の役割についての理解にインパクトを与えたいくつもの変化が見られる。男女に対するこれらの新たなパラダイムは、人間生活を、男性の公的世界と経済的世界そして女性の私的で精神的な世界と内的世界とにすっきりと切り分けた。この公と私の分離は、ある点で前例のないほどに女性の活動を制限する効果を有した。過去には、家事や農場への参加を通して、また禁欲的なライフスタイルを通して、さらに夫との経済的パートナーシップ（たとえ同等のパートナーシップでないとしても）を通して、そのアイデンティティを見出していた女性たちは、今や母親であることと家事をする役割に制限されることとなった。労働者階級の家庭では、そうした明確に描かれる役割を持つことはほとんどの場合不可能で、労働者階級の家庭は、落伍者のような感覚や羞恥心とともに取り残されることとなった。

19世紀後半までに起こったそうした役割の矮小化への反応は、投票権を含む女性の権利と自由への新たな要求となった。女性たちは、彼女たち自身や貧しい人々、搾取されている労働者や子どもたちのために団結し始めた。こうした場での女性の公的自己と私的な家庭内の役割との間の緊張は、次の世紀に、キリスト教の結婚を含んだ結婚と家庭生活の性格において劇的な変化を導くこととなる。

## 7. 20世紀の聖公会の結婚

女性参政権は合衆国で1920年に法制化され、すでに進行中であった女性たちの役割やキリ

スト教の結婚の特質における抜本的な変化の嚆矢となった。1920年代は、多くの女性たちが、夫に服従することを要求する伝統的な結婚にまつわる境界線を拒否し、その代わりに同等の地位に基づいた性的・婚姻関係を促進することによって、女性の性的・経済的解放の時代となった。教会の中での社会的・神学的変化に呼応して、1928年祈祷書の聖婚式文は、妻が夫に従うという誓いを削除した。それを除けばこの式は驚くほどクランマーの最初の聖婚式文に似ている。およそ400年の歴史経過と結婚や家族的・社会的習慣や規範における劇的な変化が起こったにもかかわらず、である。

合衆国の結婚式は州法の制限内にとどまるものだった。結婚の意味に関する勧めはまだ読み上げられていた。誓約も交わされていた。指輪が与えられ、祝福の祈りはまだ司祭によってされていた。20世紀半ばまで、すべてのキリスト者は、結婚を妨げる法的制限がない限り、キリスト教の結婚にふさわしい候補者だった。しかしながら、異人種混交法は、人種間を越える結婚を違法とし続けていた。しかし結婚理由の優先順位は変化していった。ブツァーが16世紀にすでに奨励した交わりのヴィジョンは、いまや結婚の特質に関する理解のなかで中心的な役割を果たすようになった。とはいえ、中世やプロテスタント教会によって表現された階層的な関係性のモデルに従ったものよりも、もっと対等な関係性が強いものとなった。

文化様式の変化に対応して、1967年米国聖公会総会は、避妊や妊娠中絶、離婚や再婚を含むセクシュアリティに密接に関連する課題を研究するよう求めた。現実化には時間を要したものの、その求めへの最初の明確な応答は、「同性愛者は、愛、受容と牧会的関心、教会のケアにおいて、他の全ての人々と同様に十全かつ平等な権利を有する神の子どもたちである」と述べる1976年米国聖公会総会決議のなかにもみられる。

20世紀後半には、宗教改革以来の式文にあったような言葉が用いられない「結婚の祝福と祝典」を含む、教会の諸式に対する礼拝改革の成果がもたらされた。1979年祈祷書の結婚の新たな説明は、結婚の第一の意味として、お互いの喜びを挙げている。幸いなときにも災いのときにも互いに与え合う助けと慰め（その言葉遣いは、これまで見たように、何百年ものあいだ教会の結婚理解の一部となってきたものである）という点を踏まえたものである。

優先順位の最後は、子を生むことである。大いなることをほんのわずかに含んだ伝統的礼拝用語のいくつもの世紀の後、少しずつではあるが、キリスト教的結婚の特質の位置づけは変化し、ここではキリスト教の新世代のための式となっている。どういうことか。手短かにその変化の広がりを追うと、結婚式文の導入のなかでエフェソの信徒への手紙5章の参照を含む格言、また、式の中の使徒の教えとしてエフェソの信徒への手紙が選択箇所

入っていることに対する疑問の声が教会の中に起こるといったことがあった。疑問はまた、花嫁の譲渡すなわち贈呈という選択の勧めに対しても起こった。キリスト教の結婚の特質に関してこれらの式が何を言っているのだろうか、また、社会の広がりの中で、主として平等主義的でロマンティックな結婚観にキリスト教の結婚はどのように関係しているのだろうか。

現代の礼拝改革者たちは、結婚式の特質に関して、初期の宗教改革的感覚から離れることにそれほど困難を感じていなかった。彼らは結婚を、男女間の厳粛で公的な契約として描いた。その言葉遣いは結婚に関する改革的感覚を維持したものだだったが。この礼拝が要求するものは、少なくとも一人が洗礼を受けており、少なくとも二人の立会人がいて、州法と教会の合致した結婚であることだった。

しかしながら、16世紀のクランマーの式文からの重大な変化もまたあるのである。20世紀の礼拝改革者たちは結婚式の中での結婚指輪に対する明確な祝福、二人が夫であり妻であることの司祭による宣言、そして、司祭か主教のみによってなされる結婚の祝福のための特別の祈りを付け加えた。全体としてみると、この式文は、宗教改革時代からのキリスト教の結婚理解に関してというよりも、結婚そのものや司祭の役割（どのような状況のもとで誰が祝福するか）について、聖公会の理解における位置付けの変化について語っている。

劇的な社会的・文化的変化に対応して、1991年総会はさらに、人間の性と結婚に関する展望の確立を支えるための決議を採択して人間の性的関係の課題を宣言した。決議は「聖公会の教えは、妻と夫の生涯にわたる一夫一婦の結合の範囲内でのみ肉体的・性的表現が十全なものとなるということである」と述べている。その決議はまた、「この教えと多くの聖公会員の経験との間に破れがある」ことを認識している。

結婚に関する20世紀の課題を検討することによって、結婚様式の展開の一部となってきた問いが現代においても起こり続けていることが分かる。教会は、相互性の定義には広がりがあるにせよ、結婚の中心的な目的として互いの喜びに意義があることを認める。教会は離婚をめぐる問いについて検討し続けている。法的結婚と霊的結婚との関係とともに、誰が誰と結婚しうるかをめぐる問いと格闘することが続いている。結婚とは何であるかに関するあらゆる人々の理解にとって中心となっている文化や社会の声との対話は続くのである。

## 8. 21世紀のキリスト教の結婚

工業化社会は、1979年米国聖公会祈祷書の制定から35年以上を、猛烈なスピードで変化し続けた。女性は、たとえいまだ労働にみあった賃金ではないとしても、労働力として十

全なパートナーと認識されるようになった。男性と女性は子どもの養育責任を分け合うようになった。既婚者の寿命が著しく上昇するにつれて、離婚率は、ヴィクトリア時代から新たな停滞期にかけて急上昇した。そこでは 30 有余年にわたって、ほぼ半数の既婚者が離婚に終わると予想されている。婚前交渉はすでに普通のことされており、性的関係は一般に人間生活の真の賜物であり喜びであると理解されている。金銭的理由ゆえに経済的に結婚を決断できない高齢者を含め、たいへん多くの人々が結婚前に同棲するようになったため、社会の規範は変化した。

産児制限は簡単なことになったし、婚外に子どもをもうけることを選択する人々は増加している。科学技術の発達による医療的資源は、カップルが異性愛的夫婦間の性関係の外に子をもうけることを可能としているし、同じ技術が、その技術によって産み出された子を子と呼ぶことを可能とし、時には誰が本当の両親かという問いへの答えが曖昧な結果で終わることもある。聖公会内の文化的環境のうちごく少数の人々だけが、対等なパートナーシップ以上の何ものかとして結婚の規範を支持している。結婚を否定する人々がしばしば前述のようにするのは、結婚を取り巻く文化的習慣が満足に程遠いほどに進歩しなかったこと、そして、婚姻制度が、潜在的に片方もしくは両方から、現代社会に参加する十分な機会を奪うとして、窮屈で息の詰まるものになるかもしれないと恐れているからである。

ここ数十年の間に、ゲイ、レズビアン、バイセクシュアルそしてトランスジェンダーの人々が社会のなかでますます目立つようになり、幅広い文化と教会双方のなかでその声や存在感そして法的権利が増すよう働きかけるにつれて、わたしたちの結婚観の特質における他の根本的な変化が到来した。同性間の結合に関する問いは、不可避的に聖公会を、文化的、法的、倫理的そして霊的に、同性婚が、キリスト教の結婚に関するわたしたちの現在の定義に適合するかどうかという議論に導いた。合衆国のいくつもの州と世界の国々が、同性婚を法制化し同性カップルによる養子を認めることに動くにつれて、同性婚の尊厳性に関する問いへの神学の在りようや文化の感覚的応答を発展させることの緊急性が増大した。

2009 年の米国聖公会総会の指針への応答のなかで、「礼拝と音楽に関する常任委員会」(SCLM) は、同性間のパートナーシップにおける愛と関わりに関する課題に取り組む神学的・礼拝的資料を開発し収集した。その大部分は、現在の「結婚に関する研究のための特別委員会」が、教会がキリスト教の結婚を取り巻く歴史的、神学的、実践的そして教会法的課題をより十全に探求できるような資料を開発するよう求められる中で始まった対話の結果としてある。

教会の歴史に関する初めの章に立ち戻ってそれに傾聴しながら、SCLM は、わたしたちの結婚の伝統内で一致した核となるキリスト教的価値を枠づけ、わたしたちの同時代的な文脈

にふさわしい言葉づかいでそれらを表現した。「わたしはあなたを祝福し、あなたは幸いなものとなる」という資料は、キリスト教の結婚において生きることを望むすべての人々にとって次のような期待を提供した。それは、「そのような関係のなかにある人々が互いに神の似姿のうちに理解しあえるような、信仰と単婚、相互の愛情と尊敬、配慮に満ちた誠実なコミュニケーション、そして聖なる愛によって特徴づけられた」関係性である。結婚に関するこの短い歴史的概観が、この定義と何百年にもわたりわたしたちのキリスト教の結婚理解となったこの定義の特定の側面との間の歴史的な連続性を理解することができる見取り図を教会のメンバーに提供することがわたしたちの希望である。

言葉というものは、ある固まった不動の現実についての静的な表現ではない。わたしたちの時代、わたしたちの日常のなかで、真実はこれであるというものを名づけるための流動体であり、象徴的な媒体である。「結婚」、「相互性」、「信仰深さ」、「交わり」、「愛」、これらが歴史的な文脈のなかで理解されるとき、これらの言葉は、異なった時代に異なった事柄を意味した。わたしたちが、わたしたちの時代に結婚をどのように定義するかは、歴史のなかで出会った多くの定義によって導かれ教えられうるのである。しかし、わたしたちの信仰生活の全ての側面がそうであるように、神からの召命は究極的には、わたしたちの時代、わたしたちの生きる場、そしてわたしたちの広く多様な歴史的、霊的、心理学的、そして社会学的状況におけるキリスト教的生を経験し理解することにつきるのである。教会に残されているのはその仕事である。「結婚に関する研究のための特別委員会」に属するわたしたち全員が希望とさえしてきたのは、キリスト者の信仰と生活の一部となり一画となってきた結婚の多くの意味や目的に光を当てることである。

### **結婚の歴史に関連する議論のための質問**

1. 結婚の歴史全体を読むことで社会の中で土地も資産も持たない人たちによって行われていた結婚の概念に対して裕福で有力な人たちによって行われていた結婚の概念を比較対照する図表が作られた。同じ歴史的、文化的時代の枠内においてであっても結婚が人々に対して異なることを意味するということはありうるだろうか。
2. 歴史の多くが私たちに伝えるのは、結婚はプロセスであってイベントではないということである。ほとんどすべての結婚の習慣で中心的な特色になっているものの一つは、婚約式があることである。歴史の初期には、婚約はより長く続く、もっと正式になされるものだった。今日の私たちの結婚式に組み込まれてきた要素の多くは、ユダヤ、ローマや、中世の婚約式の一部として始まったものである。婚約は、カップルとそのカップルが加わる共同体にどんな利益をもたらすだろうか。結婚のプロセスを支えるために今日の婚約の習慣を増やすには、どうすればよいだろうか。
3. 個々人が結婚することを禁止する法を作るのは誰か、また歴史的視点から見てこのような法を作るそもそもの動機は何だったのか。

4. 世のはじめから、男性と女性は自分たちの生活と社会を改善するために、性的かつ家庭的な関係をつくりはじめた。それらの結びつきは共有される倫理によって定義されることもある。まず法的に定義されてきたこともある。時にはまず霊的な結びつきであるとして結婚が描かれたこともある。法的な結婚のすべてが霊的な結びつきなのだろうか。法的な結婚は霊的な結びつきを証明することを求められるのだろうか。結婚にとって中心となるのはその公共性であるが——それは拡大家族のネットワークと社会的関係を証しするもの、またそれらによって確認されるものなのだろうか。
5. 結婚の歴史を長いレンズで見るなら、それは発展したのだろうか、それともたんに変化したのだろうか。今日の米国聖公会の結婚理解と、とりわけ結婚における相互性の必要性和重要性の理解は、人間の状況についての理解を歴史のもっと前の時点で理解されていたよりも発展したものにしたのだろうか。
6. 結婚の歴史についてのこの議論は、同性婚を認める教会の知恵についてあなた自身の見解にどんなことを伝えているか。
7. 現在、結婚のほぼ 50%が離婚で終わっているとすると、それはいいことなのか、悪いことなのか。21 世紀の米国聖公会の教会が、これからの数十年で、キリスト教の結婚をより存続可能で強固な制度にするにはどうしたらよいだろうか。

## 文献

- Antonio, David William. *An Inculturation Model of the Catholic Marriage Ritual*. Collegeville, Minn.: Liturgical Press, 2002.
- Astell, Ann W., ed. *Lay Sanctity, Medieval and Modern: A Search for Models*. Notre Dame, Ind.: University of Notre Dame Press, 2000.
- Bell, Catherine. *Ritual: Perspectives and Dimensions*. New York: Oxford University Press, 1997.
- Breidenthal, Thomas. *Christian Households: The Sanctification of Nearness*. Cambridge, Mass.: Cowley Publications, 1997.
- Brown, Peter. *The Body and Society: Men, Women, and Sexual Renunciation in Early Christianity*. New York: Columbia University Press, 1988.
- Browning, Don S., Bonnie J. Miller-McLemore, Pamela D. Couture, K. Brynolf Lyon, and Robert M. Franklin. *From Culture Wars to Common Ground: Religion and the American Family Debate*. Louisville: Westminster John Knox Press, 1997.
- Burris, Virginia, ed. *A People's History of Christianity, Volume 2: Late Ancient Christianity*. Minneapolis: Fortress Press, 2010.
- Chakkalakai, Tess. *Novel Bondage: Slavery, Marriage, and Freedom in Nineteenth-Century America*. Urbana: University of Illinois Press, 2011.
- Chryssavgis, John. "The Sacrament of Marriage: An Orthodox Perspective." *Studia*

*Liturgica* 19, no. 1 (1989):17-27.

De Vos, Susan. "Nuptiality in Latin America: The View of a Sociologist and Family Demographer," Center for Demography and Ecology University of Wisconsin-Madison Working Paper No. 98-21. Madison: University of Wisconsin, <http://www.ssc.wisc.edu/cde/cdewp/98-21.pdf>

Gregorio, Robert. "The Bond Made Holy: A History of Christian Marriage." *Liturgy* 4, no. 2 (Spring 1984): 37-43.

Grimes, Ronald. *Deeply Into the Bone: Re-inventing Rite of Passage*. Berkeley, University of California Press, 2000.

———. "The Need for Ritual Practice." *Liturgy* 4, no. 2 (Spring 1984): 9-13.

Gudzie, Tad. "New Models for Celebrating Marriage." Paper presented at the Canadian Liturgical Society, May 1983.

Harcus, A. R., and Haywards Heath. "Betrothal and Marriage." *Expository Times* 109, no. 3 (D 1997): 73-75.

Isasi-Diaz, Ada Maria. *Mujerista Theology*. Maryknoll, N.Y.: Orbis, 2001.

Kasper, Walter. *Theology of Christian Marriage*. Translated by David Smith. New York: Seabury Press, 1980.

Kreider, Alan. *The Change of Conversion and the Origin of Christendom*. Eugene, Ore.: Wipf and Stock Publishers, 1999.

Lavrin, Asunción, ed. *Sexuality and Marriage in Colonial Latin America*. Lincoln: University of Nebraska Press, 1989.

Lee, Shelley Sang-Hee. *A New History of Asian America*. New York: Routledge, Taylor, and Francis, 2014.

Lewittes, Mendell. *Jewish Marriage: Rabbinic Law, Legend, and Custom*. Northvale, N.J.: Jason Aronson, 1994.

Luecke, David L. *Marriage Types: Identifiers and Handbook*. Columbia, Md.: Relationship Institute, 1986.

Mannion, M. Francis. "The Four Elements of Love." *Liturgy* 4, no. 2 (Spring 1984): 15-21.

Martinez, German. *Worship: Wedding to Marriage*. Washington, D.C.: Pastoral Press, 1993.

Matrimort, Aime George, ed. *The Church at Prayer: An Introduction to the Liturgy New Edition, Volume 3: The Sacraments*. Collegeville, Minn.: Liturgical Press, 1984.

McCann, Carole, and Seung-Kyung Kim. *Feminist Theology Reader, Third Edition*. Hoboken, N.J.: Taylor and Francis, 2013.

Meeks, Wayne. *The First Urban Christians: The Social World of the Apostle Paul*. New

- Haven: Yale University Press, 1983.
- Meyendorff, John. *Marriage: An Orthodox Perspective*. [Tuckahoe, N.Y.]: St. Vladimir's Seminary Press, 1970.
- Meyers, Ruth. "I Will Bless You, and You Will Be a Blessing": Liturgy and Theology for Blessing Same-Sex Couples in the Episcopal Church (USA)." Presentation given to Oxford liturgists, October 2013.
- Milavec, Aaron. *The Didache: Text, Translation, Analysis, and Commentary*. Collegeville, Minn.: Liturgical Press, 2003.
- Nilsson, Nils-Henrik. "Marriage Rites in the Swedish Cultural Context." *LWF Studies* 1 (1999): 195-216.
- Olson, David H., David G. Fournier, and Joan M. Druckman. *Prepare Enrich Counselor's Manual*. Minneapolis: Life Innovations, 1994.
- Osiek, Carolyn, and David Balch. *Families in the New Testament World: Households and House Churches*. Louisville: Westminster John Knox Press, 1997.
- Ostdiek, Gilbert, OFM. "Human Situations in Need of Ritualization." *New Theology Review* 3, no. 2 (May 1990): 36-50.
- Price, Charles, and Louis Weil. *Liturgy for Living*. New York: Seabury Press, 1979.
- Ruether, Rosemary Radford. *Christianity and the Making of the Modern Family: Ruling Ideologies, Diverse Realities*. Boston: Beacon, 2000.
- Russell, James C. *The Germanization of Early Medieval Christianity: A Sociohistorical Approach to Religious Transformation*. New York: Oxford University Press, 1994.
- Satlow, Michael. *Jewish Marriage in Antiquity*. Princeton: Princeton University Press, 2001.
- Sedgwick, Timothy F. *Sacramental Ethics: Paschal Identity and the Christian Life*. Philadelphia: Fortress Press, 1987.
- Stevenson, Kenneth W. *Nuptial Blessing: A Study of Christian Marriage Rites*. London: Alcuin Club / SPCK, 1982.
- . *Worship: Wonderful and Sacred Mystery*. Washington, D.C.: Pastoral Press, 1992.
- , and Mark Searle. *Documents of the Marriage Liturgy*. Collegeville, Minn.: Liturgical Press, 1992.
- Sullivan, Andrew, ed. *Same-Sex Marriage: Pro and Con—A Reader*. New York: Vintage Books, 1997.
- Swidler, Arlene. "Marriage in the World Religions." *Journal of Ecumenical Studies* 22, no. 1 (Winter 1985): 1-119.

Thatcher, Adrian. *Marriage and Modernity: Christian Marriage in Post Modern Times*. Washington Square, N.Y.: New York University Press, 1999.

Turner, Victor. *The Ritual Process: Structure and Anti-Structure*. New York: Aldine de Gruyter, 1995.

Van Gennep, Arnold. *The Rites of Passage*. Translated by Monika B. Vizedom and Gabrielle L. Caffee. Chicago: University of Chicago Press, 1960.

Ward, Hannah, and Jennifer Wild. *Human Resources: Worship Resources for an Age of Change*. New York: Mowbray, 1995.

Westerhoff, John. *Will Our Children Have Faith?* New York: Seabury Press, 1976.

———, and Gwen Kennedy Neville. *Learning Through Liturgy*. New York: Seabury Press, 1978.

#### 第4論文：「通過儀礼」としての結婚

1979年米国聖公会祈祷書の教会問答によれば、結婚という儀式は「聖霊の導きのもと教会で考えだされた」聖奠的諸式である。「それは神の恩寵をあらわす手段であるが、洗礼や聖餐が必要であるのと同じ意味では、すべての人にとって必ずしも必要であるというわけではない」と言われている(860)。これが何がしか、結婚を聖奠ではなく、聖奠的諸式と呼ぶ理由になっている。

結婚は、結婚する人々の人生に深い豊かな霊的祝福を与えているかもしれないが、一方、誰もが結婚するわけではないし、また神がすべての人を結婚させようとしているとは考えられない。キリスト者の視点からは、結婚の契約は、独身生活の契約と同じように、人生において特別に恩寵に満ちた場をもつためのものと考えられている。わたしたちは、結婚という聖奠的諸式に由来する生活に絶えず加わることで、聖霊が日常生活において働くことを祈っている。この儀式をたいへん尊重しており、またキリスト者として、儀式や恵み深い生活にある尊厳と完全性を熱心に支持している。

結婚の儀式は特別の重みを伴い、信徒が自分の人生で中心となって計画と実行を行うよう招かれていると言えそうなひとつの典礼的儀式として描かれることもある。この世における神の聖奠的存在についてキリスト教神学を理解しない者は、キリスト者が人生の中で結婚の儀式という聖なる勤めに呼ばれる重要性を無理にでも貶めるかもしれない。

しかしながら、結婚しようとするキリスト者に対してだけでなく、自らの文化の中で結婚の儀式を行うことに決めたあらゆる宗教のすべての人々に対しても当てはまる、支配的でほとんど普遍的な現象がある。このような儀式とは何なのか。そこでは何をするのか。参加する人々にとってどのように重要なのか、またそれは単に、互いに一緒になる二人のためだけのものなのか。

##### 1. 通過儀礼としての結婚

結婚の儀式は、人間の社会では、あらゆる歴史、文化、土地に存在する。結婚がどのように行われ、何を目的とし、どのように解釈され、誰が執り行うのかは、時間と空間をこえて多様である。20世紀初頭のフランスの人類学者、アルノルト・ファン・ヘネップは、結婚の目的を突き止めようと、すでにはっきりしていた宗教的視点を超えて、科学的視点から儀式を見ることを始めた。ファン・ヘネップの最初の仕事によって、近現代を通して、人間の行う儀式についての理解は深められた。

ファン・ヘネップによって、儀式的行動のひとつのタイプが「通過儀礼」として特徴づけ

られることとなった。ヘネップによれば、このような一定の形をもつ儀式的行為によって、個人であれ共同体であれ、人生のある段階から新しい段階へと移ることができた。儀式的行為は社会の成員に、妊娠から子育てへ、未熟から成熟へ、子どもから青年へ、青年から大人へ、独身生活から結婚生活へ、部下から指導者へ、そして生から死へという複雑な、迷いの多い人生の流れを導く航路を提供した。結婚は、入信の式（洗礼と堅信を含む）、按手式、少女から女性になる15歳の祝い、修道院の告解の儀式、養子縁組の儀式、結婚記念日の祝い、葬送式、その他、人間の生から死への旅の間に行われるそれほど格式ばっていない多くの儀式とともに、ヘネップが通過儀礼と名付けた分類にふさわしいものである。

もちろん他の目的のための別の儀式形態もある。その目的とは、罪や壊れた関係に対する神の癒し、神に助けを求め健やかさを取り戻すこと、そして神との霊的交わりの道の創造である。ファン・ヘネップは、これらの儀式形態とはいくらか違うが、通過儀礼は社会内部で核となる社会学的、文化的、心理学的そして政治的な目的に役立ってきたと主張した。通過儀礼は社会にキズをつけないための支えとなっている。それは個人の要求に役立つだけでなく、同じように重要なことだが、変化や過渡期を迎える特別の時にその共同体内部の混沌や困惑、混乱状態を仲介する方法を前向きに築くことで、より大きな幸福に資している。

## 2. 通過儀礼のリミナリティ

ファン・ヘネップは様々な文化の通過儀礼を調査して、この儀礼には一般的な型があることに気づき始めた。古い自分からの決別に始まり、その後役割と地位を変えることのできる過渡期となり、それから新たなアイデンティティと地位をもって共同体に再び入るという型を明らかにした。

ヴィクター・ターナーはファン・ヘネップの仕事をもとに、通過儀礼の間に起こっていることについて、また儀式はそれが行われる共同体をどのように再構築するのかについて、自身の気づきをさらに肉付けした。また個人や共同体の地位の変化を最終的に決定する下準備となる過渡期にことに注意を払った。人類学的調査の中で注目したことは、この過渡期にとくに働いているある種のリミナリティであった。この期間、個人は得体の知れない「どっちつかず」の状態である。このときにはたいてい、過渡期にある人に関して、以前の規則や範疇のある種の一時的停止が許されたり、それを要求したりすることができる。このため、そこにはターナーが「コムニタス」と呼ぶある経験を生み出す恵みの時という感覚がある。

コムニタスは、単なる日常の相互関係以上のものである。そこでは、より大きな自由、大きな親しさが許される気風が共有され、経験に基づく関係性がある。また日々の生活の

一部であるかもしれないものより高い次元の配慮と結びつきがある。コミュニタスの期間に信頼が築かれる。関係性は鍛えられ、愛情の絆が生み出される。この個人の人生のリミナルの期間、アイデンティティにはより大きな適応力、創造力、自発性を促し準備する弾力性が生みだされる。

もし人間が自己を徹底的に作り変えるなら、試行錯誤と進化の余裕がなければならない。人間はひと晩で新しいアイデンティティを身につけるようなことはうまくできないものだ。共同体にこの種のリミナリティのための余裕ができるとき、コミュニタスな状態に進むことで、親しさ、創造性、適応力のある変化のために十分な豊かな環境が提供される。社会全体が、個人個人で行われている通過儀礼に加わることで恩恵を受ける。

ターナーはリミナリティの期間の研究によって、そこでは地位変化の過程が主要となるものであると確信し、ファン・ヘネップの通過儀礼の3段階を、プレリミナル、リミナル、ポストリミナル（分離・過渡・再統合）と名付け直すことにした。また、儀式が現状の社会的な安定や支えの推進力になっている一方で、それは現状をくつがえし、社会により大きな構造的変化をもたらす手段になっていることを主張するため、ヘネップの研究（儀式を研究している他の人たちの仕事も）を修正した。求められるものはときに、権力からの解放、伝統の転覆、あるいは共同体における生活の本質を再規定するための適応の過程である。ターナーが確信したことは、このような目標すべてが儀式の過程、とくに通過儀礼を通して、満たされうるであろうということであった。

ターナーは結婚の儀式は、個人個人をひとつの家族の集団から新しい集団に動かすことができ、以前はつながっていなかった家族を結び合わせ、2家族間の社会的経済的地位に重要な変化を生みだし、新たな政治的つながりや権力を固めることができること、以前はその共同体でお互いに見知らぬ者同士だったかもしれない人々の間にさえ、信頼とつながりの文化を促進することでより大きな幸福に役立つことができることを断言した。

キリスト者としてわたしたちは、おそらくこのようなことすべてを、聖霊が限りない報いを与え、そこに参加することやその一人一人が自分をキリスト者と呼ぶかどうかを決める働きだととらえるだろう。人類学者はもちろん、このようなことを神の計らいであると認める必要はないであろうし、これは単に自然な、人間社会の内部にある成熟や柔軟さ、変化のために必要な文化的適応力を発展させたものであると主張するだろうが。

### 3. 婚約と結婚

世界の多くの場所で、ほとんどの結婚の歴史にとって、結婚の過程はただこういうことであつた。すなわちそれはひとつの手順であると。多くの場所でこれがいまだに真実である

一方、近現代の西洋化された社会では、そうではなくなってきた。リミナル前の段階からリミナルの段階への移行のしるしとなる別れの行事は、たいてい、いずれは結婚という最終的な儀式になる約束がなされ準備が始められる婚約の儀式という形態である。このはっきりしたリミナル期間の途上で小さな儀式がたびたび行われる。婚約を告げる祭りであるかもしれないし、ときには、進行している約束のしるしとなる贈り物や記念品の交換が行われる。意志を公に知らせることが期待される。

婚約期間中、結婚に象徴される 2 家族は互いに意志の疎通を図り、つながりをつくる好機がしばしばある。結婚の結果として一方の家族からもう一方に移される物についての相談や協議もあるかもしれない。この期間は二人が互いにもっとよく知り合うようになる機会もたびたび許されるし、また時には結婚する二人の親しさが新たな段階になることが許され、奨励されることさえある。

結婚は、カップルやその家族を動かし、結婚する人のアイデンティティや社会にできる新しいつながりを新たに理解し記憶にとどめる共同体を動かす最終的な儀礼行為が最高潮に達する一連の儀式を通して行われるものであると、考えられてきた。関係のあるネットワーク全体が結婚を通して変えられ、婚約が行われることによって、ネットワーク内部の人たちは新しい関係性をつかみ、理解する時間をもつことができる。

儀礼研究者のロナルド・グリムズは、今の社会が、北アメリカと、もしかしたら好ましくない西洋化された他の通過儀礼のいくぶんかの組み合わせにどのように妥協してきたかについて書いている。独身生活から結婚生活に移ることで、それに関わる個人とその一部である家族は、包括的な変化を求められる。事実上、人生のすべての局面が結婚という行為によって変えられる。つまり、経済的、政治的、法的、感情的、心理学的、社会的、そして霊的な変化が、結婚する人に予想される。歴史上の別の時代には、結婚した二人は、このような変化をするのに何カ月もときには何年も費やした。

さてこの現代社会では、結婚するということは、ある決められた日の指定された時間のたったひとつの行為であると考えられている。結婚は、許可に署名したり、国の代理人の前に出頭したりすることで完成する法的行為を通すことや、あるいは結婚と十分に認められるための法的要素を求める宗教的行為を通すことで行われる。結婚がどちらの形をとるにせよ、リミナリティの期間が必要な過程において、結婚式の前にいかに長く許可や宗教上の共同体の期待を保たねばならないか、どのくらい先立って結婚式を予告し結婚前に必要とされるカウンセリング（要望があれば）に参加しなければならないかについて、国が要求していることより大事なことは、近年では何もない。

儀礼研究者の中には、結婚が準備期間もなく実際にわずか 10 分足らずの儀式的行為を通して行えることを信じるよう一人一人に要求することで、儀式はもはや描いたり主張したりすることができないほどにまで、その過程が切り捨てられてきたと確信している者もいる。法的契約に署名することはわずかの時間でできる。しかし個人や社会、教会は、結婚の意味は単なる法的契約をはるかに超えたものであることを信じている。

#### 4. 現代という状況へのリミナルな空間の創造

聖公会での結婚を望む人々は、公に準備されるリミナルな期間が始まってしまう前に結婚する人の危険を和らげるために、ある程度の典礼的教会法的な期待をしてきたし、今もしている。結婚予告は、ある人々が社会内部で秘密の結婚を約束していた時代に源を発している—その結婚は公にされず、社会の中で自然な関係性をもつ誰もが公に認めるという一般的な形をもたなかった結婚である。この状況では、秘密の配偶者は極端に不安定な位置に取り残された。この私的な秘密の結婚では、財政的、政治的、社会的に責任をもっていたかもしれない配偶者をよりたやすく「見捨てる」ことができる。結婚予告は、重婚や独身主義を誓った人の結婚、また大家族や、まさに結婚の定義によってその関係性を認め尊重してもらえそうな法的社会的共同体から支援されないと思われる結婚を防いだ。

20 世紀になり、現代の北アメリカの社会で、結婚と離婚の形の変化に大きく応えたこととして、教会は、按手された聖職者によって行われる聖公会の結婚に先立つ結婚前のカウンセリングを、教会法によって必要事項として加えた。この結婚前のカウンセリングには、リミナリティの期間が設けられ活用されている。このときに結婚する二人は、結婚が個人や共同生活にもたらすかもしれない深い変化を探求できるであろう。効果的な結婚前のカウンセリングによって、「コミュニティ」の促進が促される。それによって、単に結婚の儀式的準備に対してだけでなく、待ち望まれた、生涯続く聖なる結婚の中に生きる意味すべてを準備することに対して注意が喚起される。

結婚前のカウンセリングが結婚式そのものの儀式的な諸々についての短い話し合いに縮小されるときには、カウンセリングの霊的社会的目的は果たされないで終わってしまう。結婚前のカウンセリングは、単に結婚の形をまとめる方法であるだけではないのであって、聖なる結婚という状態を支えられる関係性を意図的に発展させていくことがキリスト教徒の結婚には必要であり助けになるという、教会の深い確信の少なくともあらわれである。

時々、結婚前のカウンセリングでほとんど排他的にその二人を支えることに焦点を置いたパラダイムは、二人の霊的側面を調査するものだとすることを耳にする。カウンセリングでは、結婚の聖奠の側面、生涯にわたる契約という結婚の本質、結婚の神学的意味、そしてキリスト者の結婚としてその時も進行中の、ある宗教の共同体に参加するという二人の

選択に、しばしば大きな注意が払われる。これはすべて深い価値のある対話であるが、結婚する者にとって、生活には宗教的でない側面があることを覚えることもまた大切である。家計管理の責任、子育て、日常生活の役目と予想される出来事、親族との関係、性的な親密さはどれも聖なる結婚の大切な側面である。

霊的側面はすべて世俗に並行している。教会での結婚を望んでいる二人が、結婚の霊的側面で神学的確信をつかんでいないときでさえ、社会的、経済的、政治的重要性は引き続き大切である。それゆえ、結婚準備中の二人が、結婚全体を霊的枠組みの上のうち立てようとする信仰の厚いキリスト者にとって一また結婚の霊的要素を多くの中のただひとつの側面であると考える人にとって結婚が意味するさらに大きな光景に、積極的に加わることはふさわしいことだ。

現代の西側諸国の多くで目撃する文化的変化のひとつは、結婚への第一歩としての同棲（共同生活）である。リミナルな期間のための余裕を生んでいたかつての結婚の形がむしばまれ、カップルは、どっちつかずの独身時代や社会的に認められる生涯の共同関係の中にすっかり入ってしまうことを、独自のリミナルの期間としつつあるようである。統計的な証拠によると、生涯の共同関係を選ぶ人々にとって結婚はなお待ち望まれる場所であるが、しかし、結婚することに十分な重きを置くことのできない人々にとって同棲は妥協点の役目をつとめているようである。

人類学的視点から見ると、一時的な同棲への動きや「絶頂結婚」は、ロナルド・グリムズや他の学者が挙げている、まさに関心のあるものの形が変えられたものと見ることができ。多く的人是結婚を、飛び込めるし飛び込むものというより、楽になれるし楽になるべき何かだと考えているようである。人類学的調査では、この基本的な直感は賢明である。同棲がリミナル期間を生み出すために可能なもっともよい手段であるのかどうかは、確かに議論する価値のある課題である。しかし独身時代と結婚との間に移行の時が必要なことはすでに証明されている。どのようにこのリミナルの期間が、二人や家族、またより大きな共同体（信仰共同体も含んだ）によって最適に使われるかは、さらなる議論に値する別の問題である。

## 5. 預言的行為としての結婚

特別委員会の作業における結婚証書の歴史では、法的な結婚は往々にして、現存の権力構造を維持し現状を支える方法であることが強調されているが、現代のキリスト者は、結婚は、現状をくつがえし世界がどうあるべきかということのを再考するための、より大きな社会をもたらす儀式であり得るというヴィクター・ターナーの主張に心に留めることが大事である。

異なったアブラハム信仰の伝統を持つ人々の間で政治的緊張が高いときに、現代の社会では、キリスト教徒、イスラム教徒、ユダヤ教徒という異教徒間の前例のない結婚を目にすることもある。このような結婚は、異なる宗教間で互いの愛と支えを示すより強いつながりの手段となり、しるしとなることができる。社会の多くの場所で人種的緊張が高まる時にも、前例のない異なる人種同士の結婚を目撃する。このような結婚のそれぞれが、その周りに、争いや破壊よりも連帯と相互の助け合いを可能にする生き方の展望や方策を探そうとする社会をもたらしている。

結婚は階級、政治的所属、人種や、民族間で確立されてきた他の多くの社会的文化的分断を横切ることができる。このような結婚は、共にあり、共に生きる新たな方法—愛、寛大、思いの伝達、協働、相互の助け合い、共同体、そして平安を祝福する方法を身につけるために、基礎となる訓練場とその役目を果たすことができる。多様なカップルの結婚の儀式は、違いの中でわたしたちを分断するのではなく、人類愛の中でわたしたちを結び合わせるものすべてを祝福する場となることができる。結婚の儀式は、異なる在り方—より大きな社会や、時に差別的な教会の共同体の中でさえ常におおびらに目撃されるわけではない福音のメッセージの核に語りかける在り方への大切な公の証言になる。

結婚しようとする二人が結婚に備えているとき、新しい関係の結びつきのために家族や友人と行動したり、お互いの支えや誠実さを誓ってすでに公に生活していたり、まわりの人に生涯、幸運によっても不運によっても解かれない共同体になっていることを表明したとき、このカップルは二人の儀式をくつがえす行動—取り巻く社会の価値観を刺激し、もっと豊かにもっと十全にもっとたくましく人間が生きる命を社会に求めるという預言的行動にしているのである。

聖公会の結婚式における言葉は、人類のこのようなより十全な展望を促すものである。しかしながら言葉のみでは十分ではない。結婚の誓いは、最終的にその儀礼に疑問をはさまない高潔さと気づきと誠実さがあって生き生きしたものになる。その代り、結婚した二人や行われた儀式は、この未来像を積極的に守ったり支えたりしない社会の選択には疑問をはさむだろう。有効な目的のある儀式にはそれができる。そのような儀礼行為は、儀式の言葉と行為に参加するすべての人が、これ以上ない世界を目にできることで、政治的、社会的、経済的、そして社会正義的手段になり得る。しかしこれは、その儀式がメッセージと意義において完全に無垢であり真実であるものとして行われたと認められるときにのみ起こり得るのである。

結婚した人のほとんど 50%が結局離婚するという時代に、教会が直面する非常に重要な課

題の一つは、二人にどのようにして、この深い真実に満ち、文化的に刺激のある儀式を始める備えを準備するかということである。どのようにして結婚の儀式にキリストの高潔さを吹き込むことで、儀式の示す真実が、出席する人々に聞かれ受け入れられるようにできるのか。婚約期間—洗礼までを形作るものに似ている結婚までの期間—は必要で不可欠なものなのか。ただ結婚式のためだけではなく結婚生活のためにも、二人に偽りなく準備する結婚までの過程をどうしっかりと支えるのか。

これらの課題にはどれも簡単な答えはなく、たどりつく確かな答えは文化的な背景を横断する多様なものになるだろう。この課題を探求することは重要であり、聖公会の信仰共同体に命を与える仕事である。結婚の儀式が本質的で、わたしたちをより深く神の御心へと、また靈的再生とより大きな人生の変革へと呼び出す可能性のある、命を与える聖奠的行為と考えるなら、心と知性を自分自身のために、また世界のためにこの課題に向けることが課せられている。

## 文献

Antonio, David William. *An Inculturation Model of the Catholic Marriage Ritual*. Collegeville, Minn.: Liturgical Press, 2002.

Bell, Catherine. *Ritual: Perspectives and Dimensions*. New York: Oxford University Press, 1997.

Chapungco, Anscar J. *Worship: Progress and Tradition*. Beltsville, Md.: Pastoral Press, 1995.

Collins, Mary. "Ritual Symbols and the Ritual Process: The Work of Victor W. Turner." In *Worship: Renewal to Practice*, 59-72. Washington, D.C.: Pastoral Press, 1987.

Grimes, Ronald. *Deeply Into the Bone: Re-inventing Rites of Passage*. Berkeley: University of California Press, 2000.

———. "The Need for Ritual Practice." *Liturgy* 4, no. 2 (Spring 1984): 9-13.

Harcus, A.R, and Haywards Heath. "Betrothal and Marriage." *Expository Times* 109, no. 3 (December 1997): 73-75.

Isasi-Diaz, Ada Maria. *Mujerista Theology*. Maryknoll, N.Y.: Orbis, 2001.

Saliers, Don. *Worship Come to Its Senses*. Nashville: Abingdon Press, 1996.

Stuhlman, Byron David. *Occasions of Grace: An Historical and Theological Study of the Pastoral Offices and Episcopal Services in the Book of Common Prayer*. New York: Church Publishing, 1995.

Swidler, Arlene. "Marriage in the World Religions." *Journal of Ecumenical Studies* 22, no. 1 (Winter 1985): 1-119.

Turner, Victor. *The Ritual Process: Structure and Anti-Structure*. New York: Aldine de

Gruyter, 1995.

Van Gennep, Arnold. *The Rites of Passage*. Translated by Monika B. Vizedom and  
Gebrielle L. Caffee. Chicago:  
University of Chicago Press, 1960.

## 第 5 論文：結婚についての法規—歴史と批判

### 1. 概観

法規 2012-A050 は、招集された作業部会に、結婚の聖書的、神学的、歴史的、礼拝的および法規的次元を開発すること、また、常設の法憲法規委員会と常設の礼拝と音楽委員会と協議し、同性婚を認可している州において司祭が同性のカップルの民事婚で司式するという牧会上の必要に答えることを指示している。さらに決議 2012-D091 は、同性婚を許容する意図で法規 1.18 に特定した修正を求めて作業部会に研究のために付託される。これらの事柄はこの報告の他のところでもっと徹底的に探求されている聖書的および神学的次元を越えている。報告で本論文は、結婚を扱っている米国聖公会の法規の歴史を概観し、それから、法規 1.18 において米国聖公会に提示されている現代の問題を探究する。これは、1 人の男性と 1 人の女性から成るカップルにのみ当てはまるものとしての結婚という現行の表現も含む。

### 2. 歴史

米国聖公会における法規の歴史は 1 つの点で首尾一貫している。すなわち法規は慣行に従うのである。すなわち、教会はその慣行 / 実践を変化させ進化させ、それから、その現行の慣行を反映するように法規を修正する、これが比較的速く起こることもあれば——例えば、女性の聖職授手の場合——、ゆっくり起こることもある——例えば、離婚とその後の再婚の場合のように——。どちらの場合も、米国聖公会総会の報道紙と『注釈付法憲法規』（ホワイト・アンド・ダイクマン編、1979 年）の論説をみると修正案が米国聖公会総会を通過する前に何年もかかって議論がなされたことがしばしばであったことがわかる。結婚の法規もこの標準に従っている。

注意すべきことは、「聖婚 Holy Matrimony」という言葉が結婚と交換可能な言葉として用いられていることである。聖婚は定義されてはいないが慣用的な用いられ方では教会の sacramental 的諸式に関連している。そして、ウェディングと結婚に教会が関わることにいてはこの言葉を用いることを優先する人々がいる。聖婚という言葉が含んでいる意味は、民法によって定義された結婚以上のあるものを含んでいる。その「それ以上のあるもの」は契約的な言語で表現される。すなわち司祭と少なくとも 2 人の証人が出席した中での誓約の交換、そして神の名において祝福されるのである。しかし、1979 年米国聖公会祈祷書の結婚の式は「結婚の祝いと祝福」と題されている。そして民法と教会法はともに結婚の「執行」について語る。聖婚が「それ以上のあるもの」と理解されとしても、その理解は現実的というより願望的である。というのは教会における結婚は関係の成功の保証ではないからである。

結婚あるいは聖婚を扱う法規は先ず第 1 に結婚の形成ではなくその解消を扱っている。米国聖公会の法規の中での結婚についての最初の言及は、1808 年の総会の中でのことである。代議員会は主教会に伝言をして要求をした。そのとき主教会はそこに出席していた 2 人の主教ホワイトとクラジェットで構成していた。その伝言は結婚に関する英国の法規を取り入れてそれ以降に出版される版の祈祷書に入れることを検討することを主教たちに求めた。

主教たちは事柄を、将来の総会までに検討と議決へとひき延ばすと回答した。主教会のメンバーの数名が欠席した同じく代議員たちの中にも欠席者がいることを指摘してのことである。その代わり、1808 年の総会は離婚した人々の再婚に関しての「教会の感覚」を述べた共同決議を可決した。決議はこう言っている。「それ（離婚した人々の再婚）は神の法と一致しない。それゆえ、この教会の聖職者たちは相手方が不定の罪を犯したゆえに離婚したというのでなければ、離婚したいかなる人も聖婚において結合させてはならない。（ホワイト・アンド・ダイクマン,398）

この 1808 年の共同決議は、1868 年まで結婚の主題についての米国聖公会総会の唯一の言明であり続けた。そして、1868 年に最初の法規が法規Ⅱ,13 として制定された。

この教会のいかなる聖職者も当事者のどちらかの離婚した妻か夫がまだ生きているいかなる場合も聖婚を執行してはならない。しかし、この法規は、不貞が原因の離婚のときの無実な当事者、あるいは一度離婚したけれども再び結婚することを求める両当事者には適用すべきではない。

新しい法規は 1808 年の共同決議が提示したことを再び述べたのである。すなわち、離婚した人の再婚は、パートナーの 1 人の不貞が理由で離婚が生じたときのみ、その無実なパートナーにのみ許される。また、法規は離婚したカップルが再び 1 つになって教会で再婚することを許すという明白な言明も付け加えている。離婚と再婚に関するこの言明は、「マタイの例外」とふつう呼ばれているものに拠っている。これはマタイ 5:32 に由来する「しかし、わたしは言うておく。不法な結婚でもないのに妻を離縁する者はだれでも、その女に姦通の罪を犯させることになる。離縁された女を妻にする者も、姦通の罪を犯すことになる。」 離婚してまだ相手が生きているという人の再婚の全般的な禁止に対してこの例外を認めることは、英国教会の離婚した人々の再婚に対する全面禁止から米国聖公会が一歩進むことになった（ホワイト・アンド・ダイクマン、398-99）。

1877 年の総会は法規Ⅱ,13 を 1868 年に制定されたとおりでは撤廃し、「結婚と離婚について」と題された新しい版を制定した。

・第 1 項は、「神のみ言葉が許すとおり以外の」いかなる結婚も不法であると宣言した。

・第 2 項は、聖職者たちが、しかるべき調査をしたのち、結婚後に生じた原因のゆえに離婚した人で配偶者がまだ生きている人には誰に対しても、それを知りながら結婚を執行することを禁じたが、無実の配偶者または再び一緒になることを求める離婚した配偶者たちのための例外は保持する。

・第 3 項は、主教の「神的判断」なしに洗礼あるいは堅信あるいは聖餐へのこの教会の規律に従って結婚したのではない人の受け入れを妨げた。しかし、いかなる聖職もさし迫った死の危険にある悔い改めた人に sacrament を拒むことはできない。

・第 4 項は、第 2 項の下で起こっているいかなる場合の事実も、その事例が起こった教区や宣教管轄区の主教に、あるいは、そのような主教が不在のときは常置委員会が指名した主教に照合することを要請した。主教は、彼が便宜的と考えたとおりに事柄を調査し、それから判断を下すことができるように力を付与されていた。

・第 5 項は新法規を、それに付随するあらゆる罰を予期してのみ適用する。(ホワイト・アンド・ダイクマン、400 -1)

主教会は 1874 年における修正に同意したが、代議員会は 1877 年の次回総会まで検討を延ばした。1868 年の修正は聖職のみに適用されていたが、その一方で 1877 年の改正は、教会外で結婚した者は sacrament から除外するという信徒への罰も加えた。

1800 年代の離婚率は低かった。なぜなら、世俗の法と社会的標準が離婚を困難にしていたからである。配偶者たちは離婚を獲得するためにはある意味で相手の誤りを証明しなければならなかった。女性は、1 人の場合も子どもがいる場合も経済的に生存するための選択肢がほとんどなかった——これが離婚を求めることへの妨害となった。離婚統計は 1867 年より前には記録すらされていなかった。1867 年から 1900 年までの間、結婚の 10 パーセント以下が離婚に終わった。それでもなお教会は離婚した教会員たちにどのように答えようかと取り組んだ。離婚という考えが結婚についての教会の価値と考えとは反対の方向に走っていた。しかし、そのことが、教会が離婚した教会員たちにどのように答えるかということにおいて影響した。教会の応答は罰という言い方になった。生きている配偶者から離婚した人の結婚式を故意に司式した聖職に対しての罰、また離婚して再婚した信徒への罰という言い方である。

1883 年の総会は、「結婚の契約への障害と執行の仕方と解消の条件を含めて、結婚の主題全体に関する教会の義務について検討し、次回の米国聖公会総会に報告する」(ホワイト・アンド・ダイクマン、402) 主教と代議員の合同委員会を指名した。

1886 年の総会への報告で、その委員会は教会が抱えている伝統的な見方と、より容易な別居を求める世俗に流行している感情とを対比させた。原因は、最初の結婚の契約が結ばれ

るときの容易さであると同定された。そして、12歳になった子は親の同意なしで、また証人なしで結婚できることを指摘した。委員会の回答は次のような内容の法規の提案であった。

- ・親の同意なしで結婚できる年齢は最少で18歳とすること。
- ・両当事者と個人的に知り合っている少なくとも2人の証人が出席している中で執行がなされることを要求すること。
- ・聖職に確かな事実を記録し、両当事者と少なくとも2人の証人、そして聖職によって署名された結婚簿を保管するように要求すること。
- ・マタイ5:32 および19:9, マルコ10:1 およびルカ16:18 に収められているとおりに離婚に関する教会の法を定めること。
- ・不貞や私通という理由以外では離婚を禁じること。しかも、不貞な配偶者は無実な配偶者が生きている間は再び結婚することが禁じられること。
- ・法規を破った聖職には教会裁判を受けさせ、最初の違犯には訓戒を、違犯が繰り返されたときには停職あるいは罷免を受けさせること。
- ・法規を破った配偶者たちが、悔い改めたとき、そして新しい配偶者から別れた後を除いては聖餐に与ることを禁じること。

代議員会はこれに続く1889, 1892, 1895, 1901年の総会に延期された法規案の採択において、同様の結論となり、同意することができなかった。(ホワイト・アンド・ダイクマン、402-3)。

1904年の総会は結婚の法規の改正案を取り上げ、全体の委員会としての代議員会において、4日間の討論の後、かろうじて多数によって法規38「聖婚の執行について」を通過させた。法規38は次の要件を定めている。

- ・第1項は、聖職に、結婚式が行われる場所での民事の結婚の契約を管理している州の法律を遵守することを要求した。
- ・第2項は、式の執行に少なくとも2人の証人が出席すること、特定の記録簿に当事者それぞれの名前と年齢と住所を記録し、当事者たちと聖職と証人たちの署名がなされることを要求した。
- ・第3項は、聖職に、不貞のための離婚の無実な当事者の場合は除いて、生きている配偶者と離婚したいかなる人に対しても、しかるべき調査の後に、それを知りながら結婚式を司式することを禁じた。この項はまた、後者の場合に、1年の間待っていることと、「その実情の事実に触れる十分な証拠」をとみなう離婚の宣告と記録を教会権威者に提示すること、しかもそのとき相手の配偶者も個別に令状の送達を受けたり法廷に出廷したりするという証拠も携えることを求める新しい要件をつけ加えている。教会権威者は、証拠についての法的助言を受けた後、書面で彼の裁定において、志願者の事例が法規の要件に従

っていることを宣言した。この項は、さらに、いかなる聖職者もいかなる結婚式を執行することを断る判断をすることを許容した。

・第4項は、その事例が教会権威者にその神的裁定をあおぐために提示されるまで「神のみ言葉と教会の規律が許すとおりととは別の仕方」で結婚しているいかなる人に対しても、いかなる聖職が聖洗と堅信と聖餐を拒絶することを認可した。しかし、いかなる聖職も死の危険にある、悔い改めている人に sacrament を拒否してはならなかった。

採用されると、法規は、まだ生きている前配偶者から離婚した人たちの再婚を禁じようとする人々と不貞のゆえの離婚のときのいわゆる無実な配偶者のための、かつて1868年に制定された限定された不貞の例外（ホワイト・アンド・ダイクマン、403-4）を擁護する人々との間の妥協——15年間米国聖公会総会を逃れてきていたもの——を表した。

不貞の例外を外そうという努力は1910年と1913年の総会でも続けられたが成功しなかった。このときには、この問題は結婚についての共同委員会に委ねられていた。1916年の総会への委員会の報告は、sacrament から個人を排除することにおける裁量の行使のために議論した。その報告は、その後続く結婚が、誠実にそして教会の法を知らないままか教会の規律に従わないで始められていたかもしれないこと、あるいは家族の分解という結果になるかもしれないことを認識してのことであった。この裁量は教会会衆を牧する聖職と教区の主教にかかっているものであった。法規の修正案は1916年と1919年では否決された。

1850年から1920年までのアメリカの社会および経済構造における多くの変化が、離婚と再婚の役割についての教会の議論を続けさせた。産業革命が男性も女性も地方の社会から都市へ、血族関係の共同体から同等者たちの共同体へ引っぱって行き、男性と女性の役割を定義し直した。1848年、全てが男性の自由党がその全国的綱領に女性の選挙権を加えた後に女性たちは女性の市民権を代弁するために組織化した。1ヶ月後、セネカ・フォールズ会議が開かれ、女性がその家庭と家族を守れるようにするための権利を求める「感情宣言」を採択した。

求められた権利の中には法の前で平等の扱いというものがあった。国家と教会の両方の統治への参与、自分たちの財産を所有し相続し処理する権利、そして離婚における公平な扱いであった。女性キリスト教禁酒連合（WCTU）は、1874年に組織ができ、家庭を守るためにアルコールを禁止し、のちにタバコとその他の薬物の禁止を求めた。女性たちは自分たちが市民権を欠いていることに抗議し、自分たちの父と夫と息子に依存するようにしている法的な保護に反対するように、自分たちを法の目でみた成人として扱う権利を求めた。女性たち——特に結婚している女性たち——は、投票することができず、離婚のときに子

どもたちの保護と自分自身の財産の管理を保持する法的な権利、また、レイプと家庭内暴力を含めたその他の暴行に対する法的な保護、そして、夫を失ったときや離婚したとき自活できるようになるための経済への接近を欠いている。

その時代の諸施設は白人の男性によって支配されていた。立法府の人々はすべて男性であった。女性たちは民事と刑事の場合でも男性の陪審員に直面した。教会はその時代を反映していた。すなわち男性だけが聖職に按手され、男性だけが教会委員として、また米国聖公会総会での代議員として奉仕できた。WCTU は 1920 年の米国憲法修正第 18 箇条にともなって禁酒法の通過を獲得した。その後これは 1930 年に撤廃された。法の適用が経済的な階級づけの中で不公正であったことへの応答として、また、意図しなかった多くの結果をともなって法に対する広範囲であからさまな無視に直面したからであった。要するに禁酒法は実行不可能だった。しかし、女性たちは 1920 年に米国憲法修正第 19 箇条の裁可にともなって選挙権を獲得したのである。

社会における女性の役割は恐慌と第 2 次世界大戦とともに変化を続けた。20 世紀初め離婚率は増加した。1900 年の 8 パーセントから 1930 年には 16 パーセントに増加した。離婚は欠点を基礎にした離婚規定、すなわち、虐待や不貞や放棄の証明を求めるものであった。離婚率は大恐慌の間は少し落ちた。一部にこれは失業の上にさらに離婚による経済的な結果に対応することができないからであった。失業率が下がると離婚率は次第に上がり始めた。1940 年までに、結婚の 20 パーセントは離婚に終わっている。第 1 次世界大戦の直後、出生率は増加したが、それから 50 年にわたる下降を再び始めた。この下降は、すぐに利用できる避妊法が信頼できないことによって速度を遅らせられただけである。

1922 年の米国聖公会は法規 38 の第 3 項を修正して、いかなる教会員もどちらかの当事者が生きている夫や妻から離婚しているときに結婚することを不法とした。1925 年の総会は法規 38 の第 3 項の修正を検討して否決し、再婚を、主教が法的助言をうけて行動し、離婚が結婚の前に起こっている原因のときは許されることを見出した場合にのみ限定し、本質的にはその結婚を無効とし、どちらの当事者にも再婚を許すこととした。主教会はマタイの例外を廃止してどちらの当事者の再婚、あるいはいかなる離婚も許可するという別の修正を検討した。この提案は失敗し、マタイの例外は残存した。

結婚と離婚についての共同委員会は結婚の法規の広範囲にわたる改正を提案し、これは 1931 年に採用された。教会による結婚の執行を規制する、以前の限定された法案と比べると、新しい法規 41「聖婚の執行について」は教会の結婚のかなりより細かい規定を制定した。

・第 1 項は、初めて肯定的な義務を述べていて、その義務とは、聖職は聖婚の本質と責任、

そして求められている相互の愛と忍耐について会衆を公の場でも個人的にも教育するということである。

・第 2 項は、聖職は民事婚を管理している州の法律を遵守すべきという 1904 年の勧告を保持し、そして、聖婚の執行に関する教会の法を遵守するようにという並行する勧告を加えた。

・第 3 項は、聖職が結婚式を執行する前に識別しなければならない条件のリストを 5 に広げた。新しい条件の中には、両当事者が教会の法の下で結婚の契約をする権利を有していることを立証すること、両当事者に「結婚の本質と責任、そして神がその教会をとおして与えてくださる恵み的手段について」教育すること、両当事者にかれらが結婚しようという意図を少なくとも 3 日前に聖職に知らせることがある。少なくとも 2 人の証人とパリスシユの記録簿に入れられることへの要求は保持された。

・第 4 項は、危険にさらされる結婚に向かっている両当事者は、「両当事者が和解するように尽力する・・・義務」を有している聖職に事情を示さなければならないという新しい要求を加える。

・第 5 項は、離婚した人々の再婚のための 1904 年のプロセスと期待を保持している。

・第 6 項は、結婚への障害として列挙されたものの 1 つが現存しているという理由によって結婚を無効としたり、あるいは解消したりするための新しい規定と条件を加えている。障害とは、すなわち、禁じられている親等以内の血縁関係（実のいとこ以内の血族）、自由な同意のないこと、相手の当事者の同意に関する誤り、知性的な選択の行使に影響する精神的欠陥、当事者のどちらかの精神異常、当事者が身体的に婚姻可能な年齢に達していない。未公表の性的不能、性病あるいはその結婚を重婚にする事実である。第 6 項は主教への提示に代わるものとして、無効あるいは解消の請願についての裁定を行使することにおける教会法廷の役割を加えた。さらに、いかなる裁定も子どもの正統性や関係の民事的有効性を扱うものと解釈されてはならないという規定がある。

・第 7 項は、「神のみ言葉と教会の規律に従って」結婚したのではない人々を sacrament から除外するという 1904 年の規定と主教による再確認の過程を保持した。第 7 項は、民事当局によって、あるいは、「この教会が提供するのとは別の仕方によって」結婚した人々を sacrament に受け入れるための付加的な過程を加えた。その過程は、主教あるいは教会法廷による裁定を含んでいる。

1931 年の提案のうち 2 つが討論と修正を受けた。共同委員会の提案は総会によって再び加えられたマタイの例外をひきつづき認めることを含んでいなかった。第 2 の変化、すなわち、結婚の無効を決定する権利を地域の聖職から主教あるいは教会法廷に移すことは明確な基礎をもっていない。しかし、最良の推測は、聖職は自分の教会の会衆に対して寛大になり過ぎると考えられたからであろう。決定することを主教に求めることは、より統一化された結果と、より客観的な検討に扉を開いたのである。もう 1 つつけ加えるべき重要

な変化は、いかなる聖職にもいかなる結婚を執行することを断ることがその裁量の中にあることとして許容した第3法規の文言を削除したことである。(ホワイト・アンド・ダイクマン、406-8)

1934年の総会は3日の通知への要求を修正して、当事者の1人が聖職の会衆のメンバーであったり、あるいは聖職がよく知っている人であったりするときに「重い原因のゆえに」聖職が——教会の権威者に直ちに報告しなければならない事実を差し控えることを許容した。(ホワイト・アンド・ダイクマン、408)

1937年米国聖公会総会への結婚と離婚についての共同委員会の報告は、離婚と結婚についての教会の見解が、広く一般の人々と同様に教会からも次第に無視されていると嘆いていた。この心配をいやすために、委員会は緊張のポイントを観察して、「ほとんどすべての人が現在の法規は不十分であるということに同意している。しかし、従うべき道に関しては意見のちがいが広がっている」と指摘した。(結婚と離婚についての共同委員会、ホワイト・アンド・ダイクマン、409に引用されたまま) 報告は続けて3つの事柄を同定した。

- ・ある人々は、なかなか変化しない。かれらは、困難と危険を予測し、それゆえ、現状をよしとしている。

- ・他のある人々は、離婚した人々の再婚あるいは再婚の祝福を禁じたいと思った。しかし、失敗した戦略である。

- ・さらにその他の人々は、東方正教会やローマカトリック教会でなされるように無効宣言を採用したいとしている。「聖公会とプロテスタントの人々にとってはそれは別の名をもっているが離婚に他ならない。どちらの場合もどう見てもどう理解しても「神が合わせた」人々を「ひき裂く」ことであると観察している。

委員会は、法規の障害の項に採用された2つの小さな変化のみを提案して、「どちらかの当事者の自由で法的な同意の欠如」と「相手に知らされていなかった、**どちらかの当事者の性的不能あるいは性倒錯**」をつけ加えた。(ホワイト・アンド・ダイクマン、410〈強調は付加された〉)。性倒錯は同性愛を含んでいた。

委員会は、1940年と1943年に結婚の法規のより広範囲な改正を提案したが成功しなかった。代議員会で聖職の票決により反対の議決を受けたのである。1943年の総会は結婚についての法規の再編成に成功した。すなわち、離婚した人々が sacrament にあずかることを管理する第7項(1931)を法規15「信徒に関する規定について」に移したのである。第4項—助言を求める義務、と第5項—離婚の後の再婚の禁止へのマタイの例外、と第6項—無効と解消と結婚への障害、は新しい法規17「聖婚に関する規定とそれへの障害について」となった。そして第1-3項は聖職たちに結婚を執行するときの務めと義務を語って

いるが、新しい法規 16「聖婚の執行について」となった。

約 80 年の格闘の後、1946 年の総会は、マタイの例外も含めて離婚した人々の再婚の禁止をなくした。良い信徒と認められている積極的な教会員にのみ当てはまるものとして、改正されて番号も改められた法規 18「聖婚に関する規定について」は、その結婚が民事法廷で無効とされたり解消されたりした人が、法規上の住所のある教区の主教や教会の権威者に地位の判断やこの教会の聖職によって結婚式を執行してもらうことの許可を請願することを許容した。民事判決の発布後 1 年間待つことが求められ、請願は、結婚の予定の日付の少なくとも 30 日前になされねばならなかった。

そのような請願を検討するとき、主教は「両当事者が真のキリスト教の結婚を意図していることを確信し」、そして、そのことを見出したなら、もし教区がそのようなものを設置していれば主教への助言者の会議あるいは法廷にその請願を伝えることが求められている。主教あるいは教会の権威者はその判断を、「結婚は 1 人の男性と 1 人の女性の身体的、霊的、神秘的結合であり、それへの 2 人の相互の心と精神と意志の同意によって創られている。そして、神によって制定された聖なる状況であり一生涯つづくものと意図されているものである」という教会の教理を基礎とし、その教理を遵守すべきである。

法規 18 は教会の権威者の判断の基礎を形成するものとして法規 17 中の条件のリストに言及する。判断の結果は、教会によって認められたいかなる結婚の契約も確立したものではなかったし、特定の権威によってそのように宣言されてもよいものであるということである。しかしながら、その判断は子どもたちの嫡出や前の関係の民事での有効性について言うためになされるのではない。判断は、書面で提出され、教区の恒久的な記録として保管される。そのような判断が与えられた人には、教会の聖職によって結婚式が行われることが可能となった（ホワイ・アンド・ダイクマン、416-18）。本質的に、総会は離婚した教会員たちの再婚を民法によって決められたとおりに受け入れたのである。

法規 18 第 2 項 (b) で曖昧であると理解されていることについての論争が長く続いた。すなわち、法規 17 第 2 項 (b) に列挙された障害は「いかなる結婚の契約も[実在して]いなかった」ということを明らかに確認するものとして実在している、あるいは実在していたと示されているのかどうかということである。ある主教たちは、もし結婚の障害が結婚の前から、すなわち、「最初からの無効」として知られている契約法で、結婚の契約の成立においてある欠陥が生じたことを意味していることが起こったなら、再婚の請願に許可を与えるのを考慮することには同意していた。

また別の主教たちは、結婚後に生じた原因によって結婚の契約が解消されるのを認めるこ

とに同意していた。主教会の特別委員会が 1949 年の総会にこの意見の分裂に関して更に明白にすることに反対する中道路線をとった報告をした。すなわち、こう述べている。「しかし、実際にここにはいかなる曖昧さもない。法規はどちらの見方も正統であると認めている。1 つの見方は、結婚の前に 1 つあるいはそれ以上の障害が実在していたなら、結婚の契約は創り出されていなかったということである。もう 1 つの見方は、障害のうちの 1 つが結婚の後に生じるなら、結婚の契約は破棄されているのである。」主教たちはどちらの方法もとることができたのである。(ホワイト・アンド・ダイクマン、419,1949 年の記録 439 を引用)

1946 年の改正は、当事者の両方が聖洗 (Holy Baptism) を受けていることという要求を当事者たちのうちどちらかが洗礼を受けている (baptized) ことだけを要求することに変えた。聖職の中には聖婚の本質はそれが洗礼を受けている人々にのみ当てはまることを意味していると感じる人々がいた。この解釈は、洗礼を受けていない当事者たちが教会で結婚する前に教育されて聖洗を受けることを求めるように後押しした。そうでなければ結婚式を執行することを拒否する聖職がいたのである。この考え方は、少なくとも当事者の片方が洗礼を受けていることを要求することによって拒絶された。(ホワイト・アンド・ダイクマン、414)。

1949 年総会はそれにもかかわらず 2 つの変化をしている。

- ・主教がその助言者の協議会やその目的のために形成された法廷に照会することを削除した。
- ・再婚が、判断が下されたのとは異なった管轄区で執行されるなら、その第 2 の管轄区の主教あるいは教会の権威者は同様の承認を与えねばならない。

これらの変化は、再婚の許可を与えることを、以前の時代には要求されていたとおりに弁護士、あるいは心理学者、あるいは助言の協議会あるいは教会法廷に相談することを要求せずに主教や教会の権威者に残した。

「最初からの無効」の原則に戻る (1958) ことへの提案と 1 年間という待つ期間を短くする (1970) という提案は否決された。

1945 年から 1947 年までは、第 2 次世界大戦後の余波の中で離婚率における顕著な上昇が目立った。すなわち、1946 年における結婚の数に比べて 43 パーセントに達したのである。この上昇については多くの理由があったかもしれない。戦争へと配備される前に急がされた結婚、銃後の妻たちの中で新たに見出された独立、兵役の結果として身体的あるいは心

理学的に傷ついた帰還してくる退役軍人たちに結婚生活を維持する重荷を担うことができないということである。離婚率は 1950 年代と 1960 年代には横ばいとなり、20 年以上の間、平均で 24 パーセントであった。

米国聖公会総会が、1973 年に招集する準備をしていたときに、主教たちと代議員たちは聖婚についての法規を修正あるいは廃止することを求める 30 から 40 の決議案を提出した。主教会と代議員会は特別な委員会をそれぞれ任命し、それらの委員会は合同で総会の第 1 週目に会合し、主要な問題について合意に達し、法規への修正案を作成した。その修正案は重要な議場での変更もなく、かなりの多数によって採択された。

法規 1.16 信徒に関する規定は、「神のみ言葉とこの教会の規律が許容するのは別の仕方です」結婚した人から sacrament を保留することに向けられている第 7 項を廃止するように修正された。

法規 1.17「聖婚の執行について」は廃止され、その代わりに新しい法規が取り入れられた。

- ・第 1 項は保持された。この項は、聖職に民事婚を管理している州法と聖婚を管理している教会の法を遵守するように要求している。

- ・第 2 項と第 3 項は、聖職にいかなる結婚式を執行するときにも条件を満たし、手続きに従うように求める。結婚への障害のリストは撤廃された。これは、聖職が結婚に対して法律的な評価をすることからキリスト教の結婚の本質を強調したもっと牧会的な接近をするように仕向けようと努力した結果である。聖職は、両当事者を教育し、結婚とは一生涯続く献身として意図された相互の心と精神と意志による同意によって信仰共同体に組み入れられる、身体的および霊的結合であることを両当事者が理解することを確かなものとするように求められている。さらに、両当事者は、自分たちが詐欺や強要や人違いや心中留保なしで結婚生活に入ろうとしていることを聖職に納得してもらわなければならない。聖職への 30 日前の通知、少なくとも 2 人の証人の出席、そして、特定の記録簿に結婚を記録することを求めている第 3 項の手続きが保持されている。また同じく、2 人が第 3 項 (d) に載せられている「意思表示」に署名するようにという要求も保持されている。この宣言は、1949 年の法規に最初に導入された。「意思表示」は、求められている教育につながっているが、実際にはむしろ、キリスト教の結婚に対しての 2 人の「理解」として表わされた信仰告白的言明のように響く。

- ・第 4 項は、いかなる結婚も行うことを拒否することが聖職の裁量の中にあることを保持した。

法規 1.18「聖婚に関する規定、すなわち、結婚の維持、結婚の解消、そして再婚について」は廃止され新しい法規が採用された。

・第 1 項は結婚の一体性が危険に陥ることに直面して法的行動を起こす前に和解を試みる当事者たちと聖職に向けられている。

・第 2 項は、無効あるいは解消の民事的な宣告を受けてから再婚したいと望む 1 人の当事者が無効や終結の判断を主教や教会の権威者に請願することを許容する。この許可への要請は、以前のかたちからは合理化されている。民事の無効あるいは解消の宣告への依存は続いている。

・第 3 項は、かつて結婚していてかつての配偶者はまだ生きているという当事者の結婚を執行する準備として聖職が従うべき手続きを提示する。第 3 項は改正されて、離婚した人々は教会で再婚できることを明白にした。そして、手続きが単純化されて聖職がそれに従って主教からの同意を得やすくなった。

・第 4 項は、法規 1.17 をすべての再婚にあてはまるようにした。(ホワイト・アンド・ダイクマン、413-15)。

諸州が結婚への重大な悪を証明する必要性から離れ去るように州法を変化させると、破綻主義による離婚が 1970 年代に出現した。そして、結婚の関係が単にうまくいかない、あるいは両当事者の期待に合わないという認識に向かった。1980 年代では結婚していたときの財産を対等に分配することが法となった。これは離婚しようとする配偶者間で起こる、相手を罰したり、不愉快な配偶者を極貧にさせたりする手段としての財産をめぐる争いを減らすものであった。これらの法的傾向が国内全体で定着したことにより、離婚率は 1970 年代の 33 パーセントから 1985 年には 50 パーセントに跳ね上がった。離婚率は 2014 年にはだいたい 50 パーセントに達し続けている。

1973 年の法規 1.16,1.17,1.18 の書き直しは、1985 年には法規 1.17,1.18 そして 1.19 になっているが、そののち 30 年間は結婚と再婚についての法規を安定させた。次のように比較的小さな変更がいくつかなされている。

・1979 年には法規 1.18.3 (今の 1.19.3) は、法規上ある教区で在任している聖職の一員が別の教区で再婚の式を行うときどちらの主教に相談するのかを明らかにするように修正された。法規は、その聖職の主教に相談し、報告するように要求している。

・2000 年には、法規 1.19.1 は、聖職が危険にさらされた結婚に向かっている両当事者から相談を受けたときのその聖職の義務を明らかにするように修正された。前の法規は相談の目的として和解を強調した。ある聖職はこの義務を明らかに文字どおりに取り、虐待の関係にあった女性にその女性と / あるいは子どもの身体的安全を考慮せずに事柄を解決するように励ました。家庭内暴力、配偶者への虐待、子どもへの虐待に関する社会的、法律のおよび法執行標準が 1980 年代と 1990 年代の間で著しく変わった修正は、もし可能なら

和解する義務を変更した。そして、聖職に対して「まず最初に巻き込まれている人々の身体的および感情的安全を守りそして促進し、その後のみ、もし可能なら両当事者が和解するよう努力する」という付加的義務を課している

・2000年に米国聖公会総会は、法規 1.19.3 を修正して、その聖職の一員が法規上在任している教区の主教あるいはその聖職の一員が司式をする許可を受けているところの主教に報告することをつけ加え、また、再婚についてその主教に報告することとした。

結婚の諸法規は劇的には変化しなかったにせよ、結婚に関係した事柄についての議論は世俗社会と並行して米国聖公会総会で続いた。これらの議論は人間のセクシュアリティの傘の下で、また米国聖公会総会の暫定的組織を横断して起こり、教会は婚前交渉と不貞について何を言い、そしてなすべきか、不妊と不妊のカップルが妊娠して子どもを産むようにする新しく発展しているテクノロジーと代理母、妊娠中絶と避妊、結婚しないで同棲しているカップル、宗教的教派を越えた結婚、異なった人種の間での結婚、ゲイとレズビアン、後にはバイセクシュアルとトランスジェンダーの人々（LGBT）にまで広げられるが、この人々を社会に完全に組み入れることについて議論した。

同性の結婚あるいは同性の関係を認める何らかのかたちを許可するために、また、聖職を結婚式を司式することにより州の代理人として活動することから離すために、また、同性のカップルへの祝福や金銭的理由で結婚しない選択をしている異性同士のカップルへの祝福や、米国で不法な状態で生活している移住者たちのための祝福を許容するために法規の改正が求めつつげられている。これらの問題は、現在の法規への批判の中で更に論じられるであろう。

### 3. 現行の結婚の法規（法規 1.18）の批判

この項目は、最近の数年間教会で議論されるようになってきている現代の結婚法規関連の諸問題を概観し、それらの問題を法規が扱えるのかどうか、また、そのように扱えるのであるかを論じ、それらの問題を解決するためにどのように法規を改正したら良いかを提案するであろう。

法規 1.18「聖婚の執行について」通常結婚法規として知られているものは、結婚に関するこの教会の現行の規定を概説する。これと組になっている法規 1.17「信徒に関する規定について」と法規 1.19「聖婚に関する規定について、すなわち結婚の維持、結婚の解消、および再婚に関して」もまた聖婚に関連した規定を扱っている。

歴史的概観が示しているとおりに、結婚の法規は本質において規定するものである。結婚の法規は、どのようにして教会の中で結婚が起きるかについての現在の考えを反映し、そ

して、法規 1.17 は例外として、聖職にのみ当てはまる。すなわち、結婚の執行において司式する聖職の義務と責任を記述しているのである。規則が聖職に、結婚することを求めているカップルがある義務に従うことを保証するように要求するという限りでは、信徒もまた規定されている。しかし、万が一聖職の一員が結婚の法規を遵守し損ねたときは、タイトルIV規律に従わねばならないのは聖職である。

法規 1.18.1：教会は、結婚を司式することで州の代理人として聖職が活動することを改めるべきなのか。

第 1 項、この教会の聖職の一員は皆、結婚の民事的地位の創設を管理する州の法と、聖婚の執行を管理するこの教会の法を遵守しなければならない。

法規 1.18.1 は、聖職が聖婚を執行するとき州の法と教会の法の両方を遵守するようという要求を提示する。一般的に州の法はカップルに発行された認可書を要求する。これは司式者によって署名され、登録のために記録担当者に戻される。そしてこの認可書を作成しそこねた司式者は罰せられる。また、州の法は、相手がいる場で自由に真剣に、そして明白に表明されたカップルの同意を要求する。それは指定された司式者のいるところでなされることを要求し、そして、そのカップルが州の法によって結婚したという司式者による宣言あるいは宣告をともなっていることを要求する。

司式者とは、微罪判事と治安判事と裁判官と同じく、指定された政府の役人であり、そしてあらゆる宗教の教派の叙任された聖職者あるいは教会によって認可された聖職者である。この条項は聖婚において司式する聖職は二重の役割を立てる。これは祈祷書の結婚式文における宣言に反映されている。「私は、父と子と聖霊の名においてかれらが夫と妻であることを宣言します。」その二重の役割においては、聖職は民事婚の認可書に署名してそれを提出し、教会の記録簿に結婚を記録し、そして結婚を宣言して祝福する。結婚の認可を得るための州法上の資格が結婚するための教会の法規上の資格と重なり合う一方で、それぞれが別の要求事項があり、このことは、法規 1.18.2 と 1.18.3 の議論の中で扱われるであろう。

ある聖職は州と教会の両方のための二重の役割に不快感が増していると表明している。ある聖職は、米国における教会と国家の分離の文化を反映して、州の代理人として行動するのに気が進まないと表明している。ある聖職たちは、あるヨーロッパとラテンアメリカの教区にいる（米国）聖公会の聖職が、ヨーロッパやラテンアメリカの教区でされるように、民事の別の式が教会という設定の中で祝福されるというモデルの中で機能を果たしていることを認めている。

実際に、この目的のために祈祷書は別の式「民事婚の祝福」を載せている。少数の人々が同性婚禁止に対して断固とした立場をとっている。かれらは、結婚生活に献身することを望むすべてのカップルを結婚させることができるようになるまでいかなる結婚においても司式はしないと宣言している。ある聖職、そしてもっと多くの信徒は、結婚の礼拝の中で、またある場所では祭壇そのものの上で民事婚の認可書に署名することに象徴性と感情的な愛着を認めている。

驚くべきことに、このことへの関心の高まりにもかかわらず、この教会の中でのモデルを変えるための立法上の提案は 1994 年以来、米国聖公会総会へは来ていない。決議 1994-D102 は、「結婚の民事上の地位の創設を管理する州の法に、そして、また」という一節を削除することを提案し、常設の法憲法規委員会にさらに研究するように付託された。1997 年の法憲法規委員会の青本報告は、この変更へのかれらの検討について何の言及もせず、また、州の法の遵守を除くように法規を修正するようという勧告もしなかった。

結婚の研究についての作業部会は、州法と教会の法規への二重の遵守を保持しつつ、3 つの付加的変更をとらない、法規 1.18.1 の次の修正を勧告する。

[法規 18：聖婚の執行について]

法規 18：結婚の祝いと祝福について

第 1 項、この教会の聖職の一員は皆、結婚の民事上の地位の創設を管理する州の法を、そして、また「聖婚」結婚の執行にかかわるこれらの法規「管理する教会の法」を遵守しなければならない。聖職の一員は、この教会によって認可されたいかなる礼拝式文を用いて結婚を執行してもよい。

第 1 に、法規は祈祷書の中の結婚の礼拝のタイトルを反映し、それにつながるために改名されている。従って「聖婚」は「結婚」に変えられた。第 2 に結婚を「管理する教会の法」という言葉づかいは、法規に特に言及することによって明確化された。そして、第 3 に最後の文が第 1 項に戻された。これは 1973 年に第 1 項から、「意思表示」を提示している第 3 項に移されていたのであった。この文は、米国聖公会総会がまだ祈祷書に組み入れられていない多くの礼拝式文を認可しているという現在の状況を認めていることになる。

祈祷書の修正は、米国聖公会においては第 3 レール（地下鉄等の給電レール）であり続ける。すなわち、1979 年版の採用と受容をめぐる争いの未だに残っている苦さを反映するのである。

法規 1.18.2：聖職は結婚を執行する前にどのような基準を評価すべきか。法規は結婚を 1 人の男性と 1 人の女性に限定すべきか。法規は同性婚を結婚と認めるべきか。そして、どのような条件で（例えば、州法によって認可されているところでは）認めるべきか。

第 2 項 結婚を執行する前に聖職の一員は次のことを確認しておかなければならない。

- (a) 両当事者は州の法によって結婚する権利を有していること。
- (b) 両当事者は、聖婚は相互の心と精神と意志による、一生涯つづくという意図をもった 1 人の男性と 1 人の女性の身体的および霊的結合であり、信仰共同体の中へ入れられるものであるということを理解していること。
- (c) 両当事者は、そのような結婚に詐欺や強要やパートナーの人違いや心中留保がなく、自由にまた認識して同意していること。
- (d) 両当事者のうち少なくとも 1 人は聖洗を受けていること。
- (e) 両当事者は聖職の一員により聖婚の本質と意味と目的に関して教育を受けていること。あるいは、両当事者が、教える能力があり責任のもてる人として聖職の一員によって認められた人から教育を受けていること。

2012 年の米国聖公会のときになって法規 1.18.2(b)への修正案は「1 人の男性と 1 人の女性」を「2 人の人格」（決議 2012-D091）に変えた。その修正は検討のため特別委員会に付託された。この報告の他のところで提示されている神学的見解を反映して、特別委員会はこの教会における同性婚の証人を勧告する立場に至っている。

初め 1946 年に離婚後の再婚を規制していた、当時の法規 18（今の法規 1.19 であるもの）において、主教あるいは教会の権威者は、再婚の申請を許す決定をするために次の基準を当てよう指示された。

主教あるいは教会の権威者は、自らの判断がこの教会の教理に基づき、その教理を遵守することに注意を払わなければならない。その教理とは、結婚はそれに向かう心、精神、意志による合意の上で創られた、1 人の男性と 1 人の女性の身体的、霊的および神秘的結合であり、神によって定められた聖なる領域であり一生涯つづくという意図のもとにある・・・というものである。

「1 人の男性と 1 人の女性の身体的および霊的結合」という 1 節は、1973 年にその当時の法規 17（今の法規 1.18）に移された。同性婚の概念が初めて起こったときのことであった。1971 年にミネソタの最高裁判所で決定され、1972 年に連邦最高裁判所によって再審査のため却下されたベイカー-v.ネルソンが、同性カップルの結婚の憲法上の権利を確立するため

の最初の試みとして知られているものであった。

その 1 節はその当時通用していた結婚理解の描写として理解すればよいであろう——それに続く数年のうちかなりの改正を余儀なくされたものである。実際、米国聖公会総会は、3 年後に同性愛の人々の牧会的必要と関心を確認し始めた。(決議 1976-A069)。1997 年の米国聖公会総会は献身している同性の関係の神学的側面の継続的研究を求めた。(決議 1997-C003)。

2000 年に米国聖公会総会は、「忠実、単婚、相互の愛情と尊敬、注意深く誠実なコミュニケーション、そしてそのような関係にある人々が互いの中に神の似姿を見ることを可能にする聖なる愛に特徴づけられる、一生涯つづく献身的な他の関係」の存在を認めた。(決議 2000-D039) 2012 年に同性の関係を祝福する新しい礼拝についての多くの研究と要求の後に米国聖公会総会は「一生涯つづく契約を証しすることと祝福すること」という礼拝を教区主教の指示の下での暫定的使用のために認可した。この教会は民間社会がすでにそうしているように、同性の関係がもはや「他の」ではなく「等しい」関係となり、そのようなものとして認められるべきであるという地点に達したのである。

改正案は、聖職はそのカップルが州法の下で結婚の契約を結んでもよいかを確認すべきであるという小項目 (a) の要求を保持している。州法は急速に変化しているが、同性婚の合法化に関してはまだ統一がとれていない。その認識は、連邦最高裁判所が、同性婚を州法で禁止する決定をそのままにすることは憲法に反するという 3 つの巡回裁判区での控訴裁判所の決定への再審理を拒む決定をしたことに直面して加速することが期待される。法律上の風景は、未だ同性婚を認めていない残りの州においても様々な訴訟が最近起こされていて、取り扱われ解釈されているので流動的である。

明らかな傾向は州による禁止を削除することに向かっているが、禁止に異議が申し立てられる根拠が様々でまだ明確に解決されてはいないため、禁止を指示する機会は今でも実現可能である。従って、教会が同性婚を認める機会が州法に依存し続けるであろう。そして州法は州ごとに多様であり続ける。そのことが、同性婚が法的に認められているこの教会によって自分たちの愛に満ちた献身する関係が認められて祝福されることを望んでいる LGBT の教会員への寛大な牧会的応答を、教会がどのように展開していこうかということに米国聖公会が取り組むことをやめさせてはならない。

小項目 (b) は改正案では削除されている。現行の言葉づかいは、結婚の礼拝の中で表現されている結婚の理解を反映してはいない。結婚の礼拝は、「1 人の男性と 1 人の女性の身体的および霊的結合」には言及せず、その代わり「心とからだと精神における夫と妻の結合」

について言っている。ただし霊において、ではない。「意思表示」のように、それは本来の熱望の表明というよりもカップルが確認するように求められている信仰の表明のように響く。小項目 (b) を削除することは、また、「1 人の男性と 1 人の女性」を叙述というよりも結婚の定義として読む誘惑を取り除く。

小項目 (c) と (d) と (e) は小さな言葉の見直しをともなって第 3 項に移された。

法規 1.18.3 どのような手続きが求められるべきか。「意思表示」は保持されるべきか。同性婚を認めるために「意思表示」はどのように修正されるべきか。

- (a) 両当事者の結婚の契約を結びたいという意図は執行の礼拝の少なくとも 30 日前に聖職の一員に知らされていなければならない。重大な原因であれば、もし当事者の 1 人がその聖職の一員の教会の会衆のメンバーであるか、あるいは責任ある十分な証拠を示すことができれば、この要求はなしで済ませることができる。30 日の通知が放棄されるときには、聖職の一員はその行動を直ちに主教へ書面で報告しなければならない。
- (b) 結婚の執行には少なくとも 2 人の証人が出席しなければならない。
- (c) 聖職の一員は、特定の記録簿に結婚の日付と場所、当事者たちとかれらの親たちの名前、当事者たちの年齢、かれらの住所、そして教会での地位を記録しなければならない。証人たちと聖職の一員は記録に署名しなければならない。
- (d) 聖職の一員は両当事者に次の宣言に署名することを要求しておかなければならない。
- (e) 「私たち A・B と C・D は、教会での聖婚の祝福を受けることを望み、私たちは祈祷書に示されているとおりに結婚は夫と妻の一生涯つづく結合であると信じることを厳粛に宣言します。
- (f) 「私たちは信じます。心とからだと精神における夫と妻の結合はお互いの喜びのため、そして、幸いなときも逆境のときもお互いに与えられる助けと慰めのため、そして、もし神のみ心なら子どもを産み、主の知識と愛において育てるために神によって意図されていることを。
- (g) 「そして、私たちは力の及ぶかぎりこの関係を確かなものとするために自分たちの最大限の努力をし、そのことのために神の助けを求めるように努めます。」

第 3 項は、聖職が結婚式で司式することを求められたとき従うべき手続きを提示する。小項目 (a) は、通知の要求である。すなわち、カップルは少なくとも 30 日前に願いを知ってもらわなければならない。しかし、これは、聖職の一員の裁量での放棄を許容する。放棄は教会会衆の一員にも認められる。当事者の 1 人が待つ期間を放棄するための良い理由を示す十分な根拠を提示することができれば、放棄が考えられても良い。少なくとも過去

においては軍隊における配置と妊娠が、放棄を受けていた 2 つのそのような状況である。子どもが生まれた後の結婚は今日、より普通になっている。放棄を行うことは聖職の一員の裁量の中にあるが、直ちに主教に報告されなければならない。

改正案は第 3 項 (a) を第 2 項に番号を変えて保持している。両当事者は 30 日の通知の要求を放棄する場合の提示に関わらなければならない。そしてつけ加えられる言葉の「時間の短縮」が入れられる。これは要求があり次第の結婚は認められないことを示唆している。

小項目 (b) は、式が少なくとも 2 人の証人が出席している中で行われることを要求する。州法はしばしば民事婚の認可証に署名する少なくとも 2 人の証人の出席を要求する。

小項目 (c) は教会の記録簿に入れられるべき情報を説明する。小項目 (b) と (c) は結合されて改正案の第 4 項となっている。

小項目 (d) - (f) は、「意思表示」を説明する。聖職の一員は結婚を進行させる前にカップルにこの宣言に署名させておかなければならない。定められた宣言は、カップルが同意しなければならない一連の言明である。すなわち、結婚は一生涯つづく。お互いの喜びのため、幸いなときと逆境のときにおける助けと慰めのため、そして神がそう望まれるなら子どもを産み育てるために神によって意図された心とからだと精神の結合。神の助けによってこの関係を確かなものとするためにカップルが最大限の努力をするという約束。伝統的には定められた宣言は、求められている結婚前のカウンセリングの一部として署名される。

法規 1.18 の改正案は法規から宣言を削除している。宣言の言語は信条の言明のように響いている。すなわち正確ではないかもしれない信仰の言明なのである。カップルは結婚についてのまとまった言明への信仰を宣言するように求められている。しかし、結婚の意図は正しくは実行に関するものであり、信仰に関するものではない。受洗していることが求められているのは結婚のパートナーの 1 人だけであるから、宣言は、信仰をもたない人や結婚について異なった神学の伝統を守っている人や全く神学のない伝統を守っている人にとっては偽りの服従を強いることになるかもしれない。

受洗していない信仰をもたない人や無神論者が結婚相手のために教会で結婚するかもしれない。しかし、その人は結婚が「神によって意図されて」いるかどうかについて信仰を確認する状況におかれるべきではない。重ねて言うが、カップルの意図の本当の焦点は、誓約の内容の実行である。結婚の礼拝それ自体、誓約と同様に「同意の宣言」を含んでいる。そして法規の改正案の言葉づかいは、最も適切な本文としてこれらを指摘する。

宣言の代わりに、改正案は要求されている結婚前のカウンセリングの本質的要素を拡げている。すなわち、カウンセリングの基礎をカップルがお互いに誓う誓約と、カップルが結婚の義務と責任を理解しているということへの聖職の一員による評価に置いている。また、共同体が結婚を支える上で役割を果たしている認識が加えられる、これは礼拝の中でも強固にされている認識である。

改正案では新しく第 5 項を加える。これは、米国聖公会のある教区の民間の管轄区では、民事の式と教会の祝福が別々になされるということの認識を示したものである。聖職が自らの管轄区の民法を遵守しなければならないという要求がすでにこの状況を含んでいる一方で、とくに、民事婚を祝福する礼拝があることから、コンテキストが異なるということへの明白な認識が望ましい。

法規 1.18.4 : 聖職はいかなる結婚の執行も断ることができる唯一の裁量をもち続けるべきか。

最後に、改正案は第 4 項を保持する。

第 4 項 　いかなる結婚の執行を断ることも、この教会のいかなる聖職の一員の裁量の中にあるべきである。

主教と聖職は同様にこの自由裁量の権威を保持することを求めてきた。異性同士の結婚というコンテキストの中でこの文は、聖職が結婚しようとしている特定のカップルに関して主観的な決定をすることを許容している。聖職は適切な場合に影響が長引くことなく結婚を拒否できることを保持したいという願望を表明してきた。

保持するという考えを支えるものには、この移行期間において同性婚が自分の個人的な信仰を乱すという人々に便宜をはかるための「良心条項」があるべきであるという信念がある。同性婚のコンテキストでのその条項はある層の教会メンバーに対して差別が続くことを許すことになるであろう。そのような差別は法規 1.17.5 で禁じられていることが明らかである。

第 5 項 : 法規によって別のかたちで明示されていることを除き、いかなる人も人種、皮膚の色、民族的起源、国家的起源、性、性的志向、性同一性および表現、障害や年齢のゆえに、権利や地位やこの教会の生活と礼拝と管理において等しい場に近づくことを否定されてはならない。

似たような良心条項は女性の聖職按手と関連して制定されたが満足のいく結果は得られなかった。次第にすべての主教たちが加わって女性の聖職按手をするであろうという、まだ実現されていない意図は起こらなかった。むしろそれがこの教会の中の分裂に貢献し、ある聖職と信徒は自分たちがおとしめられていると感じ、結局は教会を離れた。英国教会の中で女性の聖職が主教として奉仕することを許容することを決定したというコンテキストの中では、神学的な信念と良心という理由で女性主教を受け入れたり認めたりしないという人々への便宜が論争の中心点となっていた。

長い期間でみると同性婚のコンテキストでも似たような結果が起こるかもしれない。良心は変わることができる、あるいは法律によって変えられることができると考えることは見当違いである。似たような争いが民間のコンテキストでも続いている。そこでは、立法府議員たちが、政府の役人たちが職を失うことなしに同性婚を行うことを拒否することを許すという例外を導入しているのである。これまで、民事の司法組織は結婚する根本的な権利に対するそのような例外は拒否してきた。

第 4 項を保持することへの要求の、差別をひきおこす可能性のある側面を認める一方で、それにもかかわらず結婚の研究のための作業部会は、ある特定のカップルを結婚させるかどうかを決定することにおいて聖職の裁量を保持することを支持する。より良いアプローチは、法規 1.17.5 を、その最後の一節「法規によって別のかたちで明示されていることを除き」を削除するというかたちで修正することである。こうすることで数多くの階層全体に対する差別を禁じるのである。

## 文献

- Constitution and Canons of the Episcopal Church (Church Publishing Inc., 2012)
- Coontz, Stephanie, *Marriage: A History* (SJ Coontz Company, 2005)
- Jones, Audrey M., "Historical Divorce Rate Statistics" on website Love to Know Divorce, [http://divorce.lovetoknow.com/Historical\\_Divorce\\_Rate\\_Statistics](http://divorce.lovetoknow.com/Historical_Divorce_Rate_Statistics)
- National Conference of State Legislatures, <http://www.ncsl.org/research/human-services/same-sex-marriage-laws.aspx#2>
- White, Edwin A. and Jackson A. Dykman, eds., *Annotated Constitution and Canons for the Government of the Protestant Episcopal Church* (Church Publishing, Inc., 1979)
- Women's Christian Temperance Union website, Early History, <http://www/wctu.org/earlyhistory.html>

## 第6論文：州の代理人——識別のための問い

ここ十年間、米国聖公会の信徒が、教会での信仰生活において、結婚の神学と結婚する場所について議論する際には、結婚式を執行することについて、州の代理人としての聖職者の役割が考慮されてきた。「教会は結婚ビジネスの中にあるべきなのか」という問題がますます浮上している。この問題は、通常、私たちは自分の教会でキリスト教徒の結婚を行うべきか、という問題ではない<sup>1</sup>。むしろ問題は、この典礼において聖職者も州の代理人として合法的に結婚式を執り行うべきか、ということである。つまり、聖職者は、結婚の許可証に署名し、役所の職員に返す必要があるかということである。米国では、教会でする誓いか否かにかかわらず、これが州の見地からカップルを合法的に結婚したものとする行動となっている<sup>2</sup>。

### 1. 見えないもの／見えるもの

多くの会衆の生活の中では、民事婚との接点はほぼ見えない。結婚許可証の署名は、教会の側に場所を取り、おそらくベストリーで行われる。多くの人々は、結婚のとき、聖職者が日常的に教会と州の両方の代理人として執行しているという、二重の義務を果たしていることを認識していない。これとは対照的に、結婚の平等を認める州で同性の結婚式を認める会衆においては、結婚許可証の署名に十分な敬意が払われる。そして、確かに結婚許可証に署名することにおける聖職者の役割に関するこの新しい注目によって新たにこの二重の義務が意識し始められている。

### 2. 戦略的回避

しかし、この二重の義務を一時的に停止したり、排除したりしようとしてきた会衆もあった。同性カップル及び異性カップルが結婚しようとした場合に、法と教会の不一致が発生する可能性がある教区において、教会のいくつかでは、新しい施策を始めている。教会での式の中で祝福される前に、すべてのカップルの結婚が役人によって公的なものとされることを必要とする。ここでの関心は、性的指向にかかわらずすべてのカップルを等しく扱うことである<sup>3</sup>。このような教会は、自身の方法で、若干のヨーロッパの国（例えば、フラ

---

<sup>1</sup> この議論に対する一つの例外として、“Familiar Idolatry and the Christian Case against Marriage,” by Dale Martin, in *Sex and the Single Savior: Gender and Sexuality in Biblical Interpretation*

(Louisville: Westminster John Knox, 2006), 122: そこでは、「私は同性愛嫌悪の不正に対する解決策として、同性婚の追求に関する態度を決めかねている。私は、州と教会の両方が結婚ビジネスを出るべきであると信じている」としている。

<sup>2</sup> V. Gene Robinson, *God Believes in Love: Straight Talk about Gay Marriage* (New York: Vintage, 2013), 141

<sup>3</sup> Robinson describes such a scenario on pp. 144-45.

ンス)を模倣している。そして、それらの国では、カップルは、歴史的に、最初に裁判所か市長執務室で結婚して、次に、後で自分達の礼拝のところで彼らの共同体に加わっていた<sup>4</sup>。

同性カップルを支持する立場から、結婚の平等が法的に認められていて民事婚と教会の結婚の間に矛盾が生じないところであっても、米国聖公会の聖職者はもはやどんな結婚も法的に執り行うべきではないという主張を進めてきた人たちもいた。同時に、同性カップルが含まれるような結婚の拡大を批判して戦略的回避の実践に取り組み始めているところもある<sup>5</sup>。ここでの関心事は、厳密に異性愛者ではない結婚の理解から離れた立場をとることである。この両方の立場から、州の代理人として奉仕することは、キリスト教の結婚の理解、そしておそらく福音そのものの理解にさえ、本格的な証しをする能力を損なうのではないかと懸念が表明されている。

### 3. 牧会的懸念

当然ながら、米国聖公会には、戦略的回避のこれらの実践への応答に多様性がある。結婚の平等の多くの支持者は、役人が結婚許可証への公式の印を持つことを望むが、他の支持者は、より多くの教区が同性カップルまでその実践を表すように準備されていない時に、なぜ教会の結婚に州の代理人としての役割までもつのか疑問に感じていた。様々な視点をもつ人々はさらに、もし私たちがすべてのカップルに「どのように結婚するか」の一部として聖職者と同様に役人にも関わることを求めるようになったなら、教会中のカップルや家族に感じられるだろう牧会上の影響について思案してきた。フランスで、実践のそのような二元性は広範囲にわたると推測されるが、しかし、合衆国では、このモデルへのシフトが単に教会からの遊離を感じさせるかもしれない。

### 4. かどうか、および/または、いかに

したがって、この問題について、教会として関与する何らかの識別があるのは、明確に思える。「召命としてのキリスト教の結婚」という論文では、召命というレンズを通してキリスト教の結婚に取り組んでいるが、教会はこの領域で州の代理人として奉仕するために召されているのか、あるいはまたどのように州の代理人として奉仕するために召されているのかという問題が生ずる。V. ジーン・ロビンソン主教は『神は愛を信じる』において、教会がその司祭たちを州の代理人として仕えさせないように召命を識別したという架空のシ

---

<sup>4</sup> Robinson, 144.

<sup>5</sup>参照として、たとえば、牧師エフライム・ラドナー、牧師クリストファー・ザイツの「結婚の誓い」  
<http://www.firstthings.com/marriage-pledge>

ナリオを描いている<sup>6</sup>。

しかし、教会はいったいどうやってこの区別を具体化するだろうか。ロビンソンの例では、代表教会委員（senior warden）が教区でのすべての結婚のために州の代理人として奉仕する。文字通り市民と教会の境界線を具体化するため、代表教会委員は、教会の裏の戸口ですべてのカップルの結婚許可証に署名する。代表教会委員は、聖職者ではないが、教区の一員ではある。したがって、聖職者が結婚許可証に署名する時よりは、教会と州の区別は確かにここでより明確になる。これは、共同体としての教区が、まだ具体的に民事婚と（この場合には、空間的な）接点をもつという意識的な決定を行ってする方法である。教会は、例えばまったく教会の外どこかで自分たちの婚姻許可証に署名してもらうようにすべてのカップルに頼むかもしれない。教会は、大きく「教会－州」の結合または分離の道を選択できる。そして、いくつかの異なる方法でこれを行う可能性がある。したがって、識別は、教区が結婚式に関わるかどうかを決定することではなくて、潜在的にどのようにしうるかということである。

## 5. 識別への関与: 不当な構造

識別のプロセスは、私たちの民事婚への関わりは、教会の領域だけでなく民事の領域での結婚にも与えられる特権的地位に寄与する方法をも検討すべきである。「召命としてのキリスト教の結婚」という論文では、結婚はある人たちが(すべてではないが)召されている生き方であるとともに、それ自体、深遠な召命であると指摘されている。教会法規は、さらに「この教会の生活、礼拝、および支配のうちにある所」への平等なアクセスを認めるので、配偶者の有無に基づいて否定することはできない（教会法規 1.17.5）

しかし、さらに考慮を要する問題は、民事婚における教会の関わりによって、どうすればより広く民事領域の結婚に貢献できるかということである。どのような方法によれば、その関わりが、その領域の不当な構造を変えるのを助けるという教会の召命と接点をもつであろうか<sup>7</sup>。例えば、識別のプロセスにおいて、健康保険と税制上の優遇措置がどのように民事婚にリンクされるかとか、現時点で州によってどの程度不均一な民事婚があるかとか、認識の欠如が認識されないでいる人々の日常生活や基本的ニーズにどれほど深く影響を与える可能性があるかを考えることができる。一つには、教会が、キリスト教の結婚に召命

---

<sup>6</sup> Robinson, 144-45

<sup>7</sup> 「社会の不当な構造を変えて、あらゆる種類の暴力に挑戦して、平和と和解を追求すること」は、「宣教の5指標」の4番目であるが、76 総会（D027）で戦略的な優先順位として採用され、77 総会（A007）で再確認された。「宣教の5指標」については、  
see <http://www.anglicancommunion.org/ministry/mission/fivemarks.cfm>

の幅広い見識を包含することであるが、教会がどのように民事の認識と接点をもつかは、異なった問題である。

## 6. 識別への関与: 教会論と宣教

民事婚と接点をもつための私たちの召命の識別の方法は、先々重要な点で私たちの結婚の神学から明らかに現れる。また、さらなる神学的考察が私たちの内省を促すだろう。現在の教会法規は、州の法によって合法であることは考えられていない結婚の執行を禁止している(教会法規 I.18.2)が、結婚についての聖書学および神学の次元での2つの専門委員会の報告書において、キリスト教の結婚についての神学は、民事婚の状態から登場したものであることを示している。

州の代理人として奉仕するかどうか、および/または、いかに奉仕するかという問題に関連する識別は、より根本的には間違いなく教会論と宣教の理解から生ずるものである。教会の神学理解は、特に民事領域との接点でのその召命の理解は、この識別をどのように伝えているだろうか。この結婚の執行についての問題は、教会と民事の境界で、私たちがどのように「よき知らせ」の代理人となるように召されているのかを明らかにすることを求めている。州の代理人としての奉仕は、そうではないあり方よりも私たちがこの世の和解と変化のより良い代理人とすることができるだろうか。それは私たちがこの世の不正の促進に加担させるのではないか。私たちがどちらの領域にも参加したらどうなるだろうか。そうした場合、どうすれば私たちは2つの悪のうち小さい方を識別するだけでなく、より大きな善の拡大を識別することができるだろうか。

結局どのような識別をしようとも、すべての人間の尊厳を尊重する洗礼からの明確な働き(1979 BCP, 305)は、性別、性的指向、性自認、将来の配偶者の性別にかかわらず、すでに、人種、肌の色、民族、国籍、障害の有無、年齢に関してと同じように(教会法規 I.17.5)、現在もそしてこれからも一貫した実践をするように要求しているのである。総会が、将来、たとえば、その神学上、礼拝学上、あるいは牧会上の側面で、結婚についての教会の規約の範囲を制限し、教会法規に従ってキリスト教の結婚と法律、市民の対応から分離することを決めようとするならば、自らの共同体の人口統計学の特性との間の整合性をとる必要がある。そして、これの全ては、慎重な対話、対応、そして祈りを要求している。

## 引用文献

Martin, Dale. *Sex and the Single Savior: Gender and Sexuality in Biblical Interpretation*. Louisville: Westminster John Knox, 2006.

“Mission – The Five Marks of Mission”

at <http://www.anglicancommunion.org/ministry/mission/fivemarks.cfm>

Radnor, Ephraim, and Christopher Seitz. "The Marriage Pledge."

<http://www.firstthings.com/marriage-pledge>

Robinson, V. Gene. *God Believes in Love: Straight Talk about Gay Marriage*. New York: Vintage, 2013.

## 第7論文：結婚における変化しつつある傾向と標準

### 要約

「結婚における変化しつつある傾向と標準(Changing Trends and Norms in Marriages)」という報告書は、発行された瞬間から、社会で急速に発展している見解、法、および習慣に遅れをとらないための課題に必ず直面することになるだろう。また、米国聖公会ではない教区から、また私たちのエキュメニカルおよびアングリカンのパートナーから収集される調査とデータがさらに必要であると私たちは認識している。

したがって、この要約は明察によって現れた傾向といくつかの規範の統合を提供し、教会が考える課題を示す。人々がどのように結婚に至るのか、そして、いつどのように結婚を決めるかに関して多くの変化があらわれた。教育の違い、経済問題、年齢、人種、および民族性など、ラテンアメリカやアジア諸国と同様に、北アメリカおよび西ヨーロッパで結婚に影響を与える無数の要因がある。結婚の研究に関する特別委員会はまたすべての変化を超えるいくつかの傾向を指摘する。

- ・初婚に入る年齢は上昇している。
- ・結婚している人の割合が、かなり減少している。
- ・奨学金債務と仕事の不安定は、結婚を遅らせる一般的な理由である。
- ・女性の場合、キャリアを追求すると、結婚の遅れは「収入の優位性」をもたらす。
- ・結婚の遅れは、それほど教育を受けていない成人において、特に結婚していないパートナーまたは一人親の家庭で育つ子どもたちにとってかなりの経済的影響を与える。
- ・この若年層にとって、同棲と引き続いて協力して子どもたちを育てることは、新しい習慣となっている。
- ・初産の48%は、未婚女性である。
- ・結婚前の同棲は最近の50年で90%近く増加している。
- ・すべての人種、民族においてではないが、同性同士の結婚が認められつつある。
- ・2014年後半現在、米国人の64%は、同性カップルが結婚することのできる州に住んでいる。
- ・2014年後半現在、米国の64教区の聖公会会員の64.3%は、同性同士の結婚が合法的である州または法域に住んでいる。

結婚率は急激に減少している。特に独身のときの同棲のようなより広い関係を通して結婚の恩恵を考えている若年層において、結婚しないという選択は、ますます魅力的になっている。しかし、特別委員会によってなされた研究では、ほとんどの10代が、それでも、「ある日」「良い」結婚をすることが、願望であると報告で明らかにしている。しかし、その同じデータが、女性と男性の両方が初婚の平均年齢が上昇していることを示している。

研究者は、学歴の低い若年層の問題点を指摘して、「結婚格差」として中産階級の縮減とともに結婚の減少傾向を特定している。興味深いことに、結婚を遅らせるという決定は必ずしも子育てに入ることを延期するという意味ではないことに注意を要する。これによって、「グレイト・クロスオーバー」で知られている研究者がもう一つの用語を造り出すことになった。結果として、すべての新生児のほぼ半分は、現在未婚女性の出産によるということである。

データでは、多くの場合、一人で自分の子どもを育てることの原因として、若い母親を残して未婚のカップルがより頻繁に別居していることを明らかにしている。これが、世代で引き継がれ、数代にわたって存在することになる貧困に関与することになる。この現実によって、既に脆弱な状況にある親子関係に不必要なストレスと複雑さをおこさないため、教育、経済、家族政策の必要性が強調されることになる。

高校教育だけでは、貧困から脱却することができないということには議論の余地がない。同時に、奨学金債務の重荷は、例えば、母親が貧困から抜け出すことを妨げるだけでなく、結婚の遅れにも関与しているように思われる。大量投獄、特に若い黒人男性の不均衡な数の大量投獄は、カップルが結婚を遅らせるよう決めると関与しているもう一つの要因である。

特別委員会は、結婚するかどうか決めることに関して人種と民族性が果たす役割をより理解するように試みた。明らかになった興味深いデータの中には、アフリカ系アメリカ人の10代は他の人種あるいは民族の10代よりも、デートしたり、深い恋愛関係に入ったりしないようだということがあった。広くヒスパニック及びラテン系の共同体では、家族関係は結婚そのものよりも社会生活に一層不可欠であると考えていて、ヒスパニック系男性とラテン系の女性の離婚率は、一般的な人口と比べて低くなっている。ネイティブアメリカン共同体の多くの部族における一族の慣習では、積極的に子育てに従事し、特に年長者が重要な役割を果たしている。アジア系アメリカ人は最高の結婚率と最低の離婚率となっている。大家族が不可欠な構成要素であるために、高い結婚率は、アジアの文化的な側面といえる。

その上、特に最近10年以内に、同性婚を文化的に承認することでの大きな変動が、アメリカ合衆国で起っている。しかし、同性のカップルの中で結婚の承認が増えているこの変動は、決してアメリカ合衆国に限られていない。実際、あらゆる大陸の国々の政府と市民は結婚の平等を受け入れて、この変動は合衆国をしのいでいる。

実質的にあらゆる宗教的な伝統は、これらの変動する基準が神学上、そして、典礼に準拠して信者と求道者のために何を意味するかについて、議論することに従事してきた。米国長老教会と米国福音ルーテル教会の最近の決定は、特に注目を集める。さらに最近では、この報告書が準備されるとき、ローマカトリック教会の司教たちは、同棲、離婚、婚外出産のため除かれてしまった信仰のメンバーを含めることを願望する教皇フランシスコの声明と取り組んだ。他者を性的指向によって判断したくないという願望が、最近、ローマ教皇によって表明されている。信者のなかで信者のために基準を変えることを認識し対応する宗教団体の重要な例としてこれらを挙げるができる。

結婚の研究に関する特別委員会は、下記において研究の全範囲を読み取り、下記の課題やこの報告書のこのセクションを見直すとき、思い浮かぶかもしれない他の課題などを考えるように要請する。

- ・ どのように教会は教育や経済的機会に影響を与える結婚に関連する重要な正義の問題にかかわっていくことができるのか。
- ・ 家族法、税法、奨学金債務、および他の公共政策へ変化は、どのように結婚に関する規範の変化に対処できるのか。
- ・ 教会は、結婚を希望している個人において、経済などの要因については関与できないが、ストレスと重圧を軽減するために、どんな資源を持っているといえるだろうか。
- ・ 教会は、若年層の人たちが結婚か同棲かの決定を下すときにかねらの参考になるような会話をどのようにすることができるのか。
- ・ 教会は、アフリカ系アメリカ人の共同体で結婚と家庭生活に悲惨な結果を招いている若い黒人男性の大量投獄に何か別の策をもたらすために、どのような努力をすることができるだろうか。
- ・ 教会が異なった人種、民族のグループによって提供された結婚に関する「最も良い習慣」を学んで、共有する最も良い方法は何であろうか。
- ・ 聖公会にとって、晩婚、結婚前の出産、国際結婚、同性同士の結婚という新しい現実を受け入れることは、結婚についての典礼にどんな変化をもたらすであろうか。
- ・ カップルが互いの喜び、敬意、および誠実な生涯の契約ができるように、よりよい対応と準備ができるような聖職者となるためにどんなガイドラインと牧会的な資源を開発できるだろうか。

## 1. 社会の状態

現代文化において、結婚についての議論が、毎年結婚式に使われる 500 億ドルという贅沢な結婚式から、同性婚に関する議論に移ってきているようであるが、一方では、社会規範や結婚に関する動向が流動的でもある。肯定的な傾向として、離婚率は 1980 年代半ば以降減少している。しかし、もう一つの重要な傾向が現れている。特に最高学歴が高校卒業で

ある場合には、結婚率はかなり減少している。それらの若年層に関しては、同棲とその連続として子どもを育てることが、新しい習慣になっている。例えば、25歳までには、女性の44%が出産したが、38%だけが結婚している。全体的に見て、未婚のパートナーの48%が初産である。

なぜ、このことに関わる必要があるかと言えば 結婚は単に個人的な問題ではなく、複雑な社会制度だからである。安定した、より良い結婚による安定した家族によって、一般的に全体として、個人や家族のための一層の繁栄が確保される。結婚は、地域や学校の制度の安定性に寄与し、家族や個人が経済的に困難な時代を乗り切ることができるようになる。確かに、研究者は、米国の中産階級の消失が、直接、多くの共同体の結婚の減少に相关联していることを見出した。

1979年米国聖公会祈祷書では、結婚がカップルのための個人的なものと同様の契約の両方であると強調している。この祈祷書における基本的な仮定は、カップルが結婚に至る非常に個人的な愛が、共同体全体に対して、公共的、聖典的諸式の値に持っているということである。それにより、一致が疎外を克服し、罪悪感を癒し、喜びは絶望を征服するという、この罪深い壊れた世界にキリストの愛のしるしとして一緒に生きることになる（結婚式文429頁）。

この報告書の続く章では、米国、カナダ、西ヨーロッパの多くで結婚における変化の動向や規範のいくつかに関して記載されている。この報告書は、この文章の最後に示されているいくつかの研究に基づいている。聖公会の教区が位置している合衆国外の国の現在の傾向と標準に関する情報はそれほど多くないが、それらの教区からの主教との対話において、その地域での現実を確認することができる。北米と西ヨーロッパ諸国に関連した研究に見られるものに類似したものもあればそうでないものもある。この報告書は、追加の調査が続けられるとしても、これらの調査結果のいくつかを強調するものである。

合衆国では、年次調査により10代の人たちは「ある日」結婚をしようと考えていて、その人たちには「良い」結婚をすることが「きわめて重要」なのだとの報告が続いている。同時に、初婚の平均年齢ははっきり上昇している。現在では女性が27歳、男性が29歳となっている。研究者たちはこの現象を同棲する人の率の急上昇と、婚外子の数の劇的な増加と関連づけている。若年層でも高齢層でも、ますます多くのカップルが、いずれは結婚しようという考えを持たずに一緒に生活している。

また、歴史家のバーバラ・デフォー・ホワイトヘッドは、最近、「40年前に、適正な教育を授けられたアメリカ人は、より高度な教育を受けた人たちの家庭生活に非常によく似た種

類の家庭生活を送っていた」と書いている。そして、「今日では、安定した結婚を成し遂げそうにないし、そもそも結婚生活を形作れそうもない」と述べている。現在社会の人口における苦況、すなわち、結婚を求めるが達成できない人の増加は、この時代の静かな社会的で経済的な問題であるかもしれない。

アメリカの結婚の減少が、中流階級の衰退と直接的に並行して起こっており、それが勝者と敗者からなる社会を促進する助けになっているように思われる。人口問題の研究者は、これを「結婚格差」と呼び、この現象は、ますます増加している所得格差に並行している。結婚は、大学教育と良い収入のある人々にとっては標準のままであるが、現在の社会経済の貧困線以下の人々の間では、それほど一般的ではない。

## 2. 結婚年齢の上昇—費用と利益

第二次世界大戦の後に続く 30 年を例外として、合衆国と他の西欧諸国の人々が定住へのゆっくりしたアプローチで知られていた。1900 年に、合衆国女性の平均結婚年齢は、23 歳であり、男性は、およそ 26 歳であった。上述のように、男性と女性の結婚する年齢は、歴史的な高さにあり、まだ上昇している。“Knot Yet”と題する結婚についてのバージニア大学の研究報告書は、20 代の女性、男性、彼らの子ども、および国家にとって晩婚の積極的・消極的な結果について調査した。

### 長所

- ・女性が結婚するのに 30 歳以降まで待つならば、年収の優位性を持つことになる。
- ・10 代後半や 20 代前半で結婚する人々が、後に結婚する人々よりも離婚する可能性が高いので、晩婚は、1980 年代前半以降の合衆国に離婚率を減少させた。

### 短所

- ・カップルは 20 代後半を超えて結婚を延期しているが、それらは同じペースで出産を先送りしているわけではない。「グレイト・クロスオーバー」として知られているように、この現象は、歴史的な新しい傾向をもたらした。そこでは、25 歳までの女性の 44%に子どもがいたが、38%だけが結婚していて、全体的に見て、未婚の女性はすべての初産の 48%に当たる。
- ・未婚の 20 代は既婚の 20 代よりも高い薬物濫用の率が報告されていて、未婚の 20 代は既婚の 20 代よりも自分たちの生活に低い満足のレベルが報告されている。
- ・指標によれば、特に男性によって「結婚の優位性」として知られている収益の利点があることが示されている。この研究は、人種・民族差別の要因を考慮して個別にグループを調査していない。

晩婚は、晩婚者が大学教育を受けられるかどうかにかかわる、次世代のメンバーのための2つの異なる潜在的な人生の行方を左右するものである。バージニア大学結婚研究プロジェクトは、グレイト・クロスオーバーは、アメリカ中産階級をおおう経済危機の発生源であり結果であって、「悲しみと皮肉のサイクル」の一部であることを示している。親にはきちんとした賃金の仕事がないので、子どもと一緒にいる若夫婦は、結婚を延期するか、または避けるかもしれない。しかし、結婚していないカップルはより破綻の可能性が高く、育児を母親に任せきりにして、家族の不安定性と貧困の世代のサイクルを補強する。

結婚の研究の特別委員会に特に興味深いのは、バージニア大学の研究に関わる研究者によって出された結論であった。その提言は、教育と経済政策、家族政策、および関係の文化という3つの重要な分野に焦点を当てている。教会が生活を与える関係を支え継続するためのミッションをより理解しようとするためには、これらの忠告は価値があるかもしれない。以下に3つの興味深い例を示す。

- 1) 結婚は、すぐには具体的にならない場合でも、新成人が愛と献身に成長する機会としてロマンティックな関係を確認することに役立つ。
- 2) 両親と仲間（と教会）は、今日の20代に対して、親になることと結婚の計画が性行動の計画と密接に関わるものであるということを知らしめるべきである。
- 3) 奨学金債務と雇用不安によって、（出産ではないが）20代の晩婚化、非婚化の割合が高められている。

### 3. 晩婚化現象の説明

再び1970年代の米国のデータに注目すると、高校を卒業した男性（男性が家族の収入の主要な源であることを前提とする）は、よいブルーカラーの仕事を見つけることができ、事業所で生活のための賃金を支払われ、適切な年金をもらって退職するまでそこで仕事を続けることができた。10代後半や20代前半で、この時代の男性は家族を養う準備ができた。現在、このようなことは、なくなってきた。高校教育のない今の若い成人には、安定した仕事に対する希望がほとんどない。大不況以来、高校を終了した人に対して同じことが言える。中流階級の生活様式を提供するような仕事を見つけることができたと感じるまで、若年層は結婚を遅らせる。経済的機会の不足、金融不安と奨学金の負債は、晩婚化現象に寄与する。もう一つは、若い黒人男性の大量の刑務所への投獄が、アフリカ系アメリカ人社会のあらゆる側面において、結婚を遅らせたことの多くの深刻な影響の一つであるということをおぼろげに忘れてはいけない。

結婚を先送りするもう1つの理由は、特に女性にとっては、より個人的なものである。今日の女性は、経済的に自立するように希望し、期待されている。女性の経歴における自己実現の観点に加えて、収入は貧困に対する潜在的な防衛手段であるので、結婚はそれを終

わらせることと見られている。本当に、高校卒業者— 成人期の先端にいる人々 — に対する最近の世論調査で、それ自体衝撃的な統計であるが、ほぼ半分の人々が生涯同じ人と結婚しているとはかぎらないと思っていることがわかった。また、女性は教育や業務上の長年の経験を必要とする成果である、所得と個人的な意味を持っている経歴に高い価値を置く。

前の世代が成人期への転換点として自分自身を成熟した個人と定義するための重要な乗り物として結婚を見る一方、今日の若い男女は、夫婦として束縛される前に、個人と自立のアイデンティティを確立しようと思っている。心理学者で研究者のジェフリー・ジェンセン・アーネットは、愛と仕事で様々な可能性を試し追求するための延長時間を「新たな成人期」と呼んでいる。この新しい環境では、結婚は、大人のアイデンティティに対する「敷石」から「絶頂」に変換される。

若年層の90%は、結婚する前に、教育を終え、ほぼ奨学金を完済し、安定した仕事について、完全に財政的に独立している状況にいる必要があると考えている。25-35%の人々は、自分の結婚式の費用は自分で支払い、婚約の前に家を購入していることができると信じている。

また、多くの社会学者が語る「魂の伴侶の理想」という言葉が、結婚を再定義することを助ける。女性がより経済的に平等で権限を与えられるようになって、結婚は女性の主要な経済的動機を骨抜きにした。現代の若年層は深い感情や性的な交わりの可能性に結婚の焦点を合わせる傾向にある。

#### 4. 結婚への願望

晩婚化や非婚化は、若年層が結婚は時代遅れだと思うことを証拠として示しているという人もいる。しかし、米国や多くの西側諸国における若年層の大多数は、「いつの日か」結婚したいと考えていると答えている。若年成人男女の80%は自分の人生設計の「重要な」部分として結婚を評価している。ちょうど20年前との比較において劇的な割合で、若年層は結婚に向けて必要なステップとして同棲を見ている。彼らは一時的な感情や性的な結びつきなどとして同棲は新たな成人期の重要な部分であると考えている。

同棲カップルの離別する可能性が高いか否かについて研究者の間で意見の相違が存在し続けている（「同棲の効果」として研究）。学者が「慣性仮説」と呼ぶもの、すなわち、同棲を主張する関係は惰性を引き起こし、無期限に結婚を将来のものとするということは、ほとんど議論の余地がない。一方、同棲カップルは金融と不動産の共有を行うので、将来の関係に積極的な決定をするというよりも、それが結婚への移行につながるということにも

留意すべきである。

ピュー研究所の調査によれば、未婚者たちにとって、いまだ結婚が人生の目標であり続けているということが分かった。10人の男性と女性のうち6人は最終的に結婚したいと考えている。同調査はまた、教会の結婚式へと向かう過程が、結婚したことのある人たちにとってそれほど魅力的ではないことも明らかにした。離婚または別居中の成人のうち29%だけが、再婚したいと回答して、再婚したくないと考えている人は、男性よりも女性の方が多いと考えられるのである。

## 5. 同棲の動機と帰結

同棲は過去50年間で約900%増加した。ますます多くのカップルは結婚に入る前に事前調査をする。2012年の米国の国勢調査のデータによると、1996年の290万に比べて780万カップルが、バージンロードを歩かずに一緒に住んでいることを示している。2012年に結婚した夫婦の3分の2が結婚する前に2年以上家を共にしている。

その研究は、同棲は、両親の離婚を経験した人々、父親不在、および小児期に両親間の不和が高いレベルを経験した人々のうち、宗教的でない人々にとって、同棲が一般的であることを示している。同棲カップル世帯の数は増え、今や40%以上の同棲カップルに子どもがいる。

上述したように、結婚前の同棲はしばしば熱く議論されているが、研究では、一緒に生活することによって離別しやすくなるかについては不明である。現代の家族についての無党派の協議会の2013年の研究によると、実際の変数になるのは、カップルが「誓います」と言うときの年齢であるように思われる。ふたりの人が結婚するとき、その人たちの年齢は離婚を最も強く断言するもののひとつであった。

同棲、結婚、家族の定義について現在、広く認められる傾向には次のようなものがある。

- ・結婚している人口の割合が急速に縮小している。1960年に、成人人口の72%は、結婚していたが、2008年には、その割合は52%であった。
- ・アメリカ人は「家族」を構成するものに広い定義を持っている。唯一29%は、いわゆる伝統的な家族の衰退が「悪いこと」であるとしている。
- ・アメリカ人の57%は結婚前の同棲を受け入れている。
- ・婚前交渉が広く受け入れられている。すべてのアメリカ人の95%が結婚の外で性的な出会いを体験している。
- ・結婚前の同棲の割合が爆発的に増加している。1960年には、わずか5%の人々が結婚前に一緒に住んでいた。現在の数値は60%で、上昇傾向である。同棲カップルの64%は、結

婚に向けて必要なステップとして、同棲を捉えている。

- ・86%は、国際結婚を問題はないと見ている。
- ・57%が、子どもを育てるため、ゲイのカップルや未婚の成人を共に認めている。
- ・77%は、家族を築くには独りの人より結婚した人の方が容易であると思っている。
- ・「職場で出世する」ためには、独身の方がよいという強い信念がある。

## 6. 人種、性別、および民族の違い

結婚率の下落と初婚の平均年齢の上昇は、米国、カナダ、西ヨーロッパにみられ、ほとんどすべての人種/民族グループ全体で一貫している。次に、結婚について米国の主要な民族や人種によって認識されるいくつかの異なる点を詳述する。

### アフリカ系アメリカ人コミュニティの結婚と離婚

過去数十年の間に、黒人社会における結婚率は、減少しているが、離婚、別居、同棲、シングルマザーのもとでの出産、女性世帯主で居住する子どもの割合が増加している。注目すべき動向は次のとおりである。

- ・2006年のギャラップの年次報告書「マイノリティの権利と関係」で、黒人の男女がカップルとして一緒に自分たちの生活の残りを過ごそうとするとき、69%は結婚することが非常に重要であると述べたことがわかった。
- ・アフリカ系アメリカ人の10代の若者は、他の人種/民族グループの10代の若者たちよりもデートしたり深刻でロマンティックな関係になったりする可能性が低い。
- ・アフリカ系アメリカ人の10代の若者たちの88%が結婚を「重要」としているが、結婚には十分な準備が必要と感じているのは72%だけである。
- ・教会に通うアフリカ系アメリカ人の結婚している母親の31%以上が、自分の夫と良好な関係を持っていることを報告している。
- ・白人世帯80%とヒスパニック世帯70%に比べて、アフリカ系アメリカ人の世帯のわずか45%が結婚している世帯である（米国情勢調査）。黒人の50%が、男性と女性が一緒に子どもを持っているときには結婚することが非常に重要であると述べている。
- ・アフリカ系アメリカ人は他の人種/民族グループよりもかなり結婚する可能性がこれまで少なく、再婚する可能性も低く、離婚し、別居し、同棲し、庶出で子どもたちを産む（そして、母子家庭となる）可能性が高い。
- ・アフリカ系アメリカ人共同体には学歴に基づいた結婚のギャップがある。教育を受けた黒人の55%に比べて、教育を受けられなかった黒人のわずか28%しか結婚していない。
- ・黒人女性は白人またはヒスパニック系の女性のほぼ二倍の速度で離婚している。

### ヒスパニック系、ラテン系共同体の結婚と離婚

ヒスパニック文化における結婚は、結婚したカップルの核を越えて拡張する家族の文脈で

みる必要がある。家族関係は、夫婦関係よりもさらに多くの地域生活とアイデンティティに不可欠である。子どもたちに良い親であること、信頼して支援してくれる人として、親しい友人を含む、広い意味での親族をもつことは、米国およびラテンアメリカ諸国の両方で保持されている、ヒスパニック/ラテン共同体で共通の信念と実践である。

- ・米国では、ヒスパニック系世帯の67%は夫婦で構成され、44%は18歳未満の子どもを持つ夫婦で構成されている。

- ・大規模な人口で比較すると、ヒスパニック系は、非結婚率が高い。ヒスパニック系男性(38%)とヒスパニック系女性の30%の三分の一以上が結婚したことがない。

- ・低所得夫婦の35%がヒスパニック系である。6歳未満の子どもを持つ結婚した親のうち低所得者の40%は、ヒスパニック系である。

- ・研究者は、全体の人口に比べ、ヒスパニック系の男女の間で離婚率が低いことを見出した。一般的な人口比で、男性の約9%、女性の約11%が離婚している。これに比べ、ヒスパニック系男性は6%の離婚率、ヒスパニック系の女性は9%の離婚率である。

- ・二人とも非ヒスパニック系の白人の結婚と比較すると、ヒスパニック同士や一人がヒスパニック系の結婚は離婚率が同じか低い可能性がある。

- ・学歴はヒスパニック系の離婚率と相関性を持っている。教育が高校以下のヒスパニック系人々は、白人が離婚するよりもはるかに可能性が低い。これとは対照的に、高校以上の教育を受けたヒスパニック系の人々は白人よりも離婚率が高い可能性がある。ヒスパニック系の人々は白人よりも同棲率がやや低い可能性がある。

- ・ラテンアメリカ諸国における聖公会の主教の主な関心事は、10代後半の妊娠率であると報告している。例えば、ドミニカ共和国では、若い母親の出産のうち35%は未婚の10代である。この傾向は、中米全体に及んでおり、農村部で高い割合が報告され、ここでも貧困と教育が影響力のある要因として挙げられる。

教育を受けた女性の割合は、ラテンアメリカ全体で増加しており、離婚の上昇率にマッチしている。米国や多くの先進国でそうであるように、ラテンアメリカの女性がキャリアの目標を追求するために結婚を遅らせ、財力の安定のために満足のいかない関係に留まろうとしない傾向にある。

### **ネイティブアメリカン共同体での結婚と離婚**

- ・結婚や家族を定義しようとすると、ネイティブアメリカンの部族の間には多くの多様性がある。多くの部族には積極的に育児に関与している一族のならわしがあり、家事に従事する長老がいる。

- ・ネイティブアメリカンの出生率は未婚の母親において高い(米国全体の33.2%に比べて58.4%)。

- ・ネイティブアメリカンは健康的な結婚を形成し維持するため多くの課題に直面している。

最大の課題の一つは貧困である。貧困線以下の生活を送っているネイティブアメリカンの割合は、全国平均の2倍以上である。ネイティブアメリカンの子どもたちは、非ネイティブと比べて、貧困生活が二倍の可能性がある。どちらの親も働いていない家庭で暮らしている子どもたちは、おそらくほぼ二倍である。

- ・ネイティブアメリカンは、結婚できる状況になったことを知らせることは、他の人種や民族に比べ少ないようである。
- ・アメリカ先住民またはアラスカ先住民の人口の約39%は、現在、結婚している（別居しているカップルを除く）。一度も結婚していない人も同じ割合であり、約13%が離婚している。
- ・アメリカ先住民の半分以上（56%）は、他の人種や民族の人と結婚している。

### **アジア系アメリカ人共同体の結婚と離婚**

結婚の高い割合で示されるように、アジア系アメリカ人の文化は一般的に結婚に大きな価値を置く。結婚は、家族を築く手段と考えられていて、家族は基本的にアジア人にとって重要である。ほとんどのアジアの文化では、夫婦関係は、単に配偶者との関係ではなく、姻族関係を伴う。

- ・伝統的なアジアの文化に倣う多くの人々は、個人に価値を置く西洋とは対照的に、相互関連性を大切にしている。この結婚についての違いから、東洋の規準では健全と考えられ、西洋の文化では不健全で共依存的だと考えられるものが生ずることがある。
- ・ロマンティックな愛情は、現代アメリカ社会で婚姻相手を選択する際の重要な目的である。これによって、アメリカの文化的価値よりも重要と思う他の要因（例えば、財務状況、家族の状況、または家族の血統の継続性の確保）を考慮する最近の移民はジレンマに陥る。
- ・グループとして、アジア系アメリカ人は結婚の割合が最も高く（白人のアメリカ人の61%に対して65%）、離婚の割合は最も低い（白人10.5%に対して4%）。
- ・研究によると、全体として、米国の家族とは対照的にアジア系アメリカ人の家族は離婚率が低く、独身女性が家計をささえる家庭が少ない傾向があることが示されている。
- ・アジア系アメリカ人は、国際結婚（つまり別の人種または民族との結婚）の割合が高い。
- ・アジア系アメリカ人のグループの間の別居と離婚の率の低さは、貧困線を下回る収入の家族が比較的低い割合であることを説明する助けになるかもしれない。
- ・生粋のアジア人間での離婚と別居率は、生粋の白人の割合とは少し異なる。しかしながら、外国生まれのアジア系女性は、アメリカ生まれのアジア系女性に比べて離婚や別居にいたることが少ないようである。

### **他の文化や社会の結婚と離婚**

台湾の主教との対話では、聖公会の教区における上記の傾向の多くの類似点を見つけるこ

とができた。具体的には、台湾の新しい傾向は、経済的な理由のための結婚の遅延、女性がますます高等教育を受けようとしていること、労働力としての地位の現実が見られる。

ハイチの主教との対話では、若年層の婚姻率の明確な「減速」と、結婚した人々の間での離婚の増加率について聞いた。注意すべき一般的な傾向は、多くの若い人たちが喜びと自由が規範となる「愛の新しいヴィジョン」に賛同しており、そのために結婚する必要はないということである。ハイチの若年層は、一緒に住んでいるが結婚していない数が増加している。都市部の外側でも、そのような実践は増加しているが、多くの人々がこれらの「自由な結びつき」を承認しているわけではない。主教は結婚したいが結婚が遅れている人々ではなく、まったく結婚しないことを選択する人々の数の増加に注目していた。現在ハイチには、同性婚のための法的な規定はない。人口の大部分は、結婚は一人の男性と一人の女性が単位であることを信じて、同性婚に反対している。

## 7. 同性婚

2014 年代半ば、アメリカ人の大半である 53%はゲイやレズビアンのカップルが法的に結婚を許可されることを支持している。宗教団体は、同性婚の論争について両側に分類される。10 人のユダヤ系アメリカ人のうちの 8 人以上、宗教に無関心なアメリカ人のほぼ 3 分の 2 以上、主流プロテスタントの 62%、白人ローマカトリック教徒の 58%、56% のヒスパニック系カトリックが同性カップルに対する結婚の平等を支持する。対照的に、10 人の白人福音派プロテスタントの約 7 人と 59%の黒人プロテスタントが同性婚に反対している。ヒスパニック系プロテスタントは、この問題について大きく 2 分されている。大半のアメリカ人は LGBT（性的少数者）の人々に非友好的な宗教団体として、ローマカトリック教会、モルモン教会（LDS）、福音派キリスト教会の 3 つを認識している。

世代間では、30 ポイント以上のギャップがある。壮年層（65 歳以上）の 38%に比べて、若年層（18-29 歳）の 10 人のうち 7 人は婚姻の平等を支持する。ギャップはまた、地理的でもある。北東部に住むアメリカ人の 60%がゲイやレズビアンのカップルが法的に結婚することを支持し、西部に住むアメリカ人の 58%が支持している。アメリカ中西部の住民のほぼ半部以上 51%は、同性婚を支持し、米国南部に居住するアメリカ人は支持（48%）と反対（48%）との間で 2 分され、未決定の人々もまだ少ない割合でいる。

## 8. 結婚の平等

米国での同性婚についての意見の変化は、州が法律・投票によって同性同士の結婚を禁止し始め（ウィスコンシン州は 1979 年に同性同士の結婚を禁止）、1996 年に連邦法における（「結婚」を男女間に限ると規定した）「結婚防衛法」（DOMA）を頂点として、1990 年代半ばに始まっているように見える。マサチューセッツ州のグッドリッジ決定に対して、

2003年11月に最高裁判所は、4対3で結婚の平等を支持する判断がなされた。市民団体の代弁者という議会の試みは、2004年になされた決定によって裁判所により拒否された。最初の結婚の許可は2004年5月17日になされた。他の州でも結婚の平等を支持する決定が行われた。2013年6月には、米国の連邦最高裁判所は、連邦法が憲法に修正第5条によって保証される適法手続なしに同性のカップルから自由を奪うものとして、5対4の決定でDOMAを覆した。

2014年11月15日の時点で、33州とコロンビア特別区は現在、同性婚を許可している。5つの州で同性婚禁止規定があるが、控訴によって覆られる過程にある。他州では、控訴の判決や訴訟の結果を待って、どちらつかずの状態に残っている。連邦最高裁判所は、2014-2015年の裁判日程で訴えの一つに耳を傾けると予想されている。2014年後半には、米国人の64%は、同性カップルが結婚することができる州に住むことになる。

広く多くの国では、同性カップルの結婚の自由を承認している。例えば、オランダ、ベルギー、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、ポルトガル、アイスランド、デンマーク、ブラジル、南アフリカ、フランス、ニュージーランド、イギリス、ルクセンブルク、カナダ、アルゼンチンなどである。同性カップルに対して配偶者の権利と保護を与えている国は、アンドラ、オーストリア、オーストラリア、コロンビア、ウルグアイ、エクアドル、メキシコ、ベネズエラ、クロアチア、チェコ共和国、スロベニア、スイスなどである。同性婚を憲法や法律で禁止しているのは、ホンジュラス、エルサルバドル、ドミニカ共和国、ボリビアである。アフリカとアジアの多くを含む世界81カ国では、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの者による性的行為は犯罪のままであり、死刑に値するケースもある。

OCD (the Office for Congregational Development) によると、64の米国主教管区の聖公会信徒(1,200,622)の64.3%が同性婚の合法である州または法域に住んでいるが、その州に住んでいるすべての聖公会信徒が同性婚を支持していることを示唆すると解釈されるべきではない。

## 9. 他者との協議の言葉

決議 A050 で、結婚の研究に関する特別委員会は、アングリカン・コミュニオンのエキュメニカルなパートナーや他の団体と話し合いをするように決議され、予算と時間の制約のなかでここまで実行することができた。教会全体のスタッフの助けを借りて、アメリカ福音ルーテル教会(ELCA)、米国長老派教会、ユニテリアンユニバーサリズム協会、米国基督教団、アメリカ正教会、カトリック司教米国会議(USCCB)などを含む、エキュメニカルなパートナーからいくつかの情報を収集した。この情報のほとんどが、この報告書の締

め切りに近づいていた頃に特別委員会にきたが、規範と方向性を変更するための研究が必要と考える継続的な仕事のためのいくつかの有用な材料を提供している。

アメリカ福音ルーテル教会（ELCA）から、2009年の教会全体議会によって承認された“Social Statement on Human Sexuality: Gift and Trust”が提供された。また、同性関係を考慮する ELCA の関連文書も受け取った。しかし、この主題に関して何も対応が取られず、ELCA は米国聖公会の仕事に非常に興味を持ったままである。

米国長老派教会からは 2 つの文書を受け取った。1) the official publication of their six-week study on marriage that includes biblical and confessional resources、2) 非公式なものであるが、神学者マーク・アクテマイヤーによる 2014 年発行の The Bible's Yes to Same-Sex Marriage: An Evangelical's Change of Heart.

カトリック司教米国会議（USCCB）から、結婚と家族委員会の最新（2009 年）の文書“Life and Love in the Divine Plan”を受け取った。

米国聖公会のエキューメニカル委員会からは、2013 年の正教会アメリカ教会会議の“Affirmation of the Mystery of Marriage”が提供された。

米国聖公会のエキューメニカル委員会からは、性教育と結婚についてのカリキュラムである米国基督教団とユニテリアンユニバーサリズム協会が採択された“Our Whole Lives”が提供された。

2012 年にピュー研究所は、“Religious Groups’ Official Positions on Same-Sex Marriage”

[<http://www.pewforum.org/2012/12/07/religious-groups-official-positions-on-same-sex-marriage/>]と題する論文を発表し、これは便利な要約を提供する。

特別委員会のメンバーはまた、典礼と音楽に関する委員会によって招集された同性婚の協議会に参加した。この協議会は、市民の同性同士の結婚が合法的である多くの米国の教区だけでなく、エキューメニカルな参加者や他のアングリカン・コミュニオンの参加者もいた。その協議会の充実した報告書は、典礼音楽委員会のブルーブックに含まれている。

結婚の研究に関する特別委員会の作業の観点から、この協議会は、結婚、特に、同性結婚主題についての対面での対話というユニークな機会を提供する。米国聖公会、エキューメニカル、およびアングリカン・コミュニオンの参加者の意見として聞かれたのは、すべての

人のための完全な結婚の平等に向けて努力を継続することへの励ましと米国聖公会の仕事への感謝であった。エキュメニカルおよびアングリカン・コミュニオンパートナーが特に関心を持ったのは、米国聖公会の仕事につながりを持ち続けるということと、自分自身の文脈から共有される多くの資料についてであった。

#### **10. わたしたちの仕事継続のための必要性についての言葉**

本報告書で述べたように、私たちが研究することができたデータの大部分は、米国およびその他の西側諸国における文脈による現実に焦点を当てたものであった。また、エキュメニカルおよびアングリカン・コミュニオンパートナーの資料を完全に検索するには能力が制限されていたが、これらのパートナーとの理解と関与を深めるのに有用である重要な資料や情報を収集することができた。聖公会の非米国教区に関連するより多くのデータを収集する必要があるのは明らかであり、私たちはその仕事を支援してくれるようにこれらの教区の主教たちに求めた。同様に、私たちはエキュメニカルおよびアングリカン・コミュニオンパートナーと共に努力を継続する必要がある。さらなる資源(人的、財政的)も、目標を達成するために必要になる。

#### **文献**

Arnett, Jeffrey. "Emerging Adulthood: A Theory of Development." American Psychological Associates, 2000.

Cohen, Philip N. "Racial-Ethnic and Gender Differences in Returns to Cohabitation and Marriage." United States Bureau of the Census.

Gallup Annual Minority Rights and Relations Survey, July 2006.

Jamison, Tyler. "Major Changes and Trends in Relationships." University of Missouri, 2014.

National Marriage Project (NMP) . "Knot Yet," a 2013 study produced by the NMP, a nonpartisan, nonsectarian, interdisciplinary initiative located at the University of Virginia. The project's mission is to provide research and analysis on the health of marriage in North America.

Pew Research Center Social and Demographic Trends. "The Decline of Marriage and the Rise of New Families." November 2010.

Pew Research Center's Social and Demographic Trends. "Love and Marriage." February 2013.

Public Religion Research Institute. "Gay and Lesbian Issues." June 2014.

United States Department of Labor. "Marriage and Divorce Patterns by Gender, Race, and Educational Attainment." October 2013.

## 編集後記

日本聖公会の兄弟姉妹へ、神学教理委員会より、米国聖公会第78回総会「結婚の研究に関する作業部会」報告書（抄訳）をお届けする。刊行の経緯については竹内一也委員長の巻頭言をご参照いただくこととして、ここでは翻訳および編集の経緯について述べておきたい。翻訳に際しては、広く管区の方々のご協力を賜り、速やかに原案が揃えられた。以下に担当者のお名前を記して、心より感謝を申し上げたい。

### Task Force on the Study of Marriage

竹内一也 司祭

### Essay1: Biblical and Theological Framework for Thinking about Marriage

pp.13-22 松川哲広（奈良基督教会信徒）

pp.22-31 荒木太一 司祭

### Essay2: Christian Marriage as Vocation

pp.32-36 葛西信宏（聖アグネス教会信徒）

pp.36-38 古本みさ 司祭

pp.38-39 黒田裕 司祭

pp.39-40 篠田茜（福井聖三一教会信徒）

pp.40-41 松川哲広

pp.41-44 荒木太一 司祭

### Essay3: History of Christian Marriage

黒田裕 司祭

### Essay4: Marriage as a rite of Passage

篠田茜

### Essay5: The Marriage Canon: History and Critique

竹内一也 司祭

### Essay6: Agents of the State: A Question for Discernment

石田雅嗣 司祭

### Essay7: Changing Trends and Norms in Marriage

石田雅嗣 司祭

この原案を基に、竹内委員長、黒田裕委員、大岡左代子委員、吉谷かおる委員、近藤が可能な限り原文と照合し、問題となる箇所、誤記、変換ミス等を抽出し、適宜修正を加えた。内容（解釈）に関わるものについては電子会議で討論し検討を重ねた。最終的な訳稿としての形式は近藤が整えた。なお、この訳業の責めは個々の翻訳者ではなく、当委員会が負うべきものである。お気づきの点については、読者諸賢のご叱正を乞う次第である。

神学教理委員会 委員 近藤 剛

米国聖公会第 78 回総会「結婚の研究に関する作業部会」報告書（抄訳）

発 行 日本聖公会管区事務所  
162-0805 東京都新宿区矢来町 65  
制 作 日本聖公会 神学教理委員会  
発行日 2018 年 6 月 1 日  
印 刷 （有）ギンショウ  
部 数 200 部